

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成27年1月30日

**【発行者名】** HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド  
(HSBC Management (Guernsey) Limited)

**【代表者の役職氏名】** ビジネス・マネジメント・ヘッド ケイト・チャールズ  
(Kate Charles)

**【本店の所在の場所】** チャネル諸島、GY1 3NF、ガーンジー、  
セント・ピーター・ポート、  
セント・ジュリアンズ・アベニュー、アーノルド・ハウス  
(Arnold House, St. Julian's Avenue, St. Peter Port,  
Guernsey GY1 3NF, Channel Islands)

**【代理人の氏名又は名称】** 弁護士 中野春芽

**【代理人の住所又は所在地】** 東京都港区元赤坂一丁目2番7号  
赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

**【事務連絡者氏名】** 弁護士 中野春芽  
弁護士 橋本雅行

**【連絡場所】** 東京都港区元赤坂一丁目2番7号  
赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

**【電話番号】** 03(6888)1000

**【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】** HSBC ユニ・フォリオ  
(HSBC Uni-Folio)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】	HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド 米ドル・クラス受益証券について、5 億アメリカ合衆国ドル (約591億1,500万円)を上限額とする。 ユーロ・クラス受益証券について、5 億ユーロ (約736億円)を上限額とする。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)およびユーロの円換算額は、平成26年11月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値(1米ドル=118.23円および1ユーロ=147.20円)による。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

HSBC ユニ・フォリオ(HSBC Uni-Folio)

(以下「ユニ・フォリオ」という。)

(注) ユニ・フォリオは、平成11年7月23日付信託証書(当該証書は平成26年6月26日付信託証書に置き替えられ、その後も随時改訂されている。)により組成されたアンブレラ・ファンドとして設定されたガーンジーのユニット・トラスト・スキームである。現在、サブ・ファンドとして、HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド(以下「ファンド」といい、また「アドバンテージ・ファンド」ということがある。)のみで構成されている。

### (2)【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券である。(以下「受益証券」または「ファンド証券」という。)

受益証券は追加型である。

HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド(以下「管理会社」という。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

(注) 米ドル・クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券およびスターリング・クラス受益証券(以下、併せて「通貨ヘッジ・クラス」という。)、米ドル・Rクラス受益証券、スターリング・Rクラス受益証券およびユーロ・ヘッジ・Rクラス受益証券(以下、併せて「Rクラス」という。)、ならびにインスティテューショナル(スイスフラン)クラス受益証券(以下「インスティテューショナル・クラス」という。)の7種類が発行され、日本国内においては、米ドル・クラス受益証券とユーロ・クラス受益証券のみが募集される。なお、各クラスの受益証券を「クラス証券」ということがある。

### (3)【発行(売出)価額の総額】

米ドル・クラス受益証券について、5億米ドル(約591億1,500万円)を上限額とする。

ユーロ・クラス受益証券について、5億ユーロ(約736億円)を上限額とする。

(注1) 米ドルおよびユーロの円換算額は、平成26年11月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=118.23円および1ユーロ=147.20円)による。以下、別段の記載がない限り米ドルおよびユーロの円貨表示はすべてこれによるものとする。

(注2) ユニ・フォリオは、ガーンジーの法律に基づいて設立されているが、受益証券は、米ドル建てまたはユーロ建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨またはユーロ貨をもって行う。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入または切り捨てしてある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

### (4)【発行(売出)価格】

毎暦月の最終営業日の午後5時(ガーンジー時間)の評価時点において計算されるファンドの受益証券一口当たりの純資産価格

(注) 「営業日」とは、ガーンジーもしくはロンドンにおいてもしくはファンドの投資資産の管理もしくは運用に関連する主要金融センターにおいて通常営業日とみなされる日、または管理会社はその裁量で決定するその他の日をいう。

**(5)【申込手数料】**

申込手数料は、発行価格に3.24% (税抜き3.0%) 以内で定められている料率を乗じて得た額とする。

(注) 申込手数料の詳細については後記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料及び税金 (1) 申込手数料」を参照のこと。

**(6)【申込単位】**

ファンドの申込単位については、日本における販売会社または販売取扱会社(以下に定義される。)に照会のこと。

(注) 「日本における販売会社」とは、管理会社と受益証券の販売および買戻しに関する契約を締結し、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売し、また日本の投資者からの買戻注文を管理会社に取り次ぐ金融商品取引業者をいう。

**(7)【申込期間】**

平成27年1月31日(土)から平成28年1月29日(金)まで

ただし、原則として、毎暦月最終営業日の5営業日前の営業日に申込みの取扱いが行われる。

その他、代行協会が必要と認める場合、日本において申込みの取扱いを行わないことがある。

**(8)【申込取扱場所】**

ファンドの申込取扱場所については下記に照会のこと。

HSBC証券会社 東京支店(代行協会員)

東京都中央区日本橋三丁目11番1号 HSBCビルディング

ホームページ: <http://www.hsbc.co.jp/1/2/hsbc-securities>

(以下「HSBC証券」という。)

**(9)【払込期日】**

申込金額等の支払は日本において受益証券の申込書を日本における販売会社または販売取扱会社に提出すると同時に行われる。

各申込日の申込金額の総額は、日本における販売会社または販売取扱会社によって、日本において受益証券の申込書が受領され、または受領されたとみなされる暦月の最終営業日までに、管理会社が管理する顧客口座にファンドの各クラス証券の通貨により払い込まれる。

**(10)【払込取扱場所】**

上記(8) 申込取扱場所に同じ。

各申込日の申込金額の総額は、日本における販売会社または販売取扱会社によって、管理会社が管理する顧客口座にファンドの各クラス証券の通貨により払い込まれる。

**(11)【振替機関に関する事項】**

該当事項なし。

**(12)【その他】**

申込証拠金はない。ただし、継続申込期間中に顧客により払い込まれた申込金額の総額は、日本における約定日(日本における販売会社または販売取扱会社が申込みの注文の成立を確認した日)後、日本において受益証券の受渡が行われるまで、日本における販売会社または販売取扱会社が開設する取引口座に保管される。

顧客は日本における販売会社または販売取扱会社から取引報告書を受領し、日本における販売会社または販売取扱会社は、取引口座から当該申込金額の総額を受領する。

#### 引受等の概要

(イ) 日本における販売会社はそれぞれ、管理会社との間の日本における受益証券の販売および買戻しに関する契約に基づき、受益証券の募集を行う。

(ロ) 日本における販売会社は、直接または他の販売・買戻取扱会社(以下「販売取扱会社」という。)を通じて間接に受けたファンド証券の買付注文および買戻請求に自ら応じるか、または管理会社への取次ぎを行う。

(注) 販売・買戻取扱会社とは、日本における販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込みまたは買戻しを日本における販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および(または)取次登録金融機関をいう。

(ハ) 管理会社は、HSBC証券をユニ・フォリオに関して日本における代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、一口当たりの純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会に提出または送付する等の業務を行う協会員をいう。

#### 申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、投資者は、当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

申込金額等は各クラス証券の通貨によるものとする。

申込みをした者は、前記「(9) 払込期日」記載の日までに日本における販売会社または販売取扱会社に対して、申込金額および申込手数料を支払うものとする。

日本における販売会社または販売取扱会社が受領した申込金額は、管理会社の管理する顧客口座に各クラス証券の通貨で払い込まれる。

#### 日本以外の地域における発行

ファンドについて、毎暦月最終営業日にそれぞれの一口当たり純資産価格で、海外において販売される。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの形態

ファンドは、アンブレラ・ファンドであるHSBC ユニ・フォリオ(以下「ユニ・フォリオ」という。)のサブ・ファンドである。現在、本ファンドのみが、ユニ・フォリオのサブ・ファンドとして存在する。

ユニ・フォリオは、1987年法およびクラスB規則(以下にそれぞれ定義される。)に従い、ガーンジー金融サービス委員会(以下「委員会」という。)により認可されたガーンジーのクラスBユニット・トラスト・スキームであり、平成11年7月23日付信託証書(当該証書は平成26年6月26日付信託証書に置き替えられ、その後も随時改訂されている。)(以下「信託証書」という。)により組成されたアンブレラ・ファンドとして設定された。

HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッドがユニ・フォリオの管理会社であり、またHSBC プライベート・バンク(C.I.)リミテッドが平成11年7月23日からユニ・フォリオの受託会社である。ユニ・フォリオ、管理会社および受託会社は、クラスB規則に服する。

ユニ・フォリオは、主にオルタナティブ投資戦略を用いるさまざまなポートフォリオ・マネジャーを通じてその資産の投資を認めている1つのサブ・ファンドのみで現在構成されている。これを促進するため、ユニ・フォリオは、多種多様な投資信託の受益証券、投資証券および投資信託のその他の権益に投資することが認められている。かかる権益には、投資一任勘定またはマネージド・アカウントが含まれるが、ユニ・フォリオはまた、短期金融商品、債券、株式およびデリバティブを含むその他の投資対象への投資を認められている。HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドは7種類の受益証券が発行される。ファンドの投資目的およびリスクの詳細については、別紙Aを参照のこと。

ファンドの受益証券は、需要に応じて、いつでも、その時の純資産価格で販売され、また受益者の要求に応じて、いつでも、その時の純資産価格で買い戻すという仕組みになっている。

ファンド証券の発行限度額については特に定めがなく、随時発行することができる。

###### ファンドの目的および基本的性格

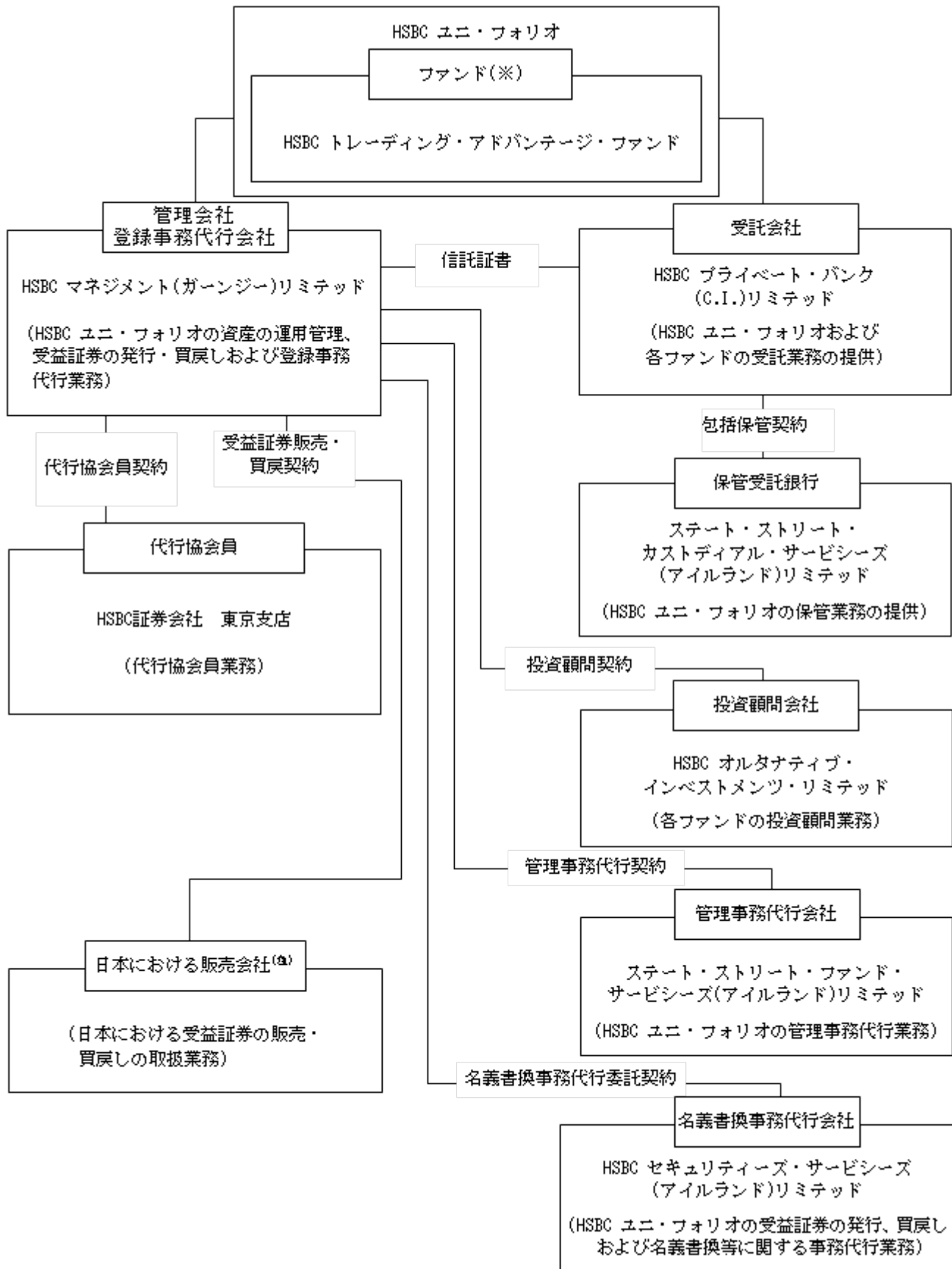
ファンドについての別紙Aを参照のこと。

## (2)【ファンドの沿革】

昭和61年9月25日	管理会社設立
平成9年4月1日	HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド(平成16年2月27日付で旧名称であるリパブリック・エマージング・マーケット・ヘッジ・ファンドより名称変更) 米ドル・クラスの運用開始
平成11年7月23日	信託証書締結
平成14年1月31日	補遺証書締結
平成14年6月28日	HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド(平成16年3月26日付で旧名称であるHSBC リパブリック・アジア・アドバンテージ・ファンドより名称変更) 米ドル・クラスの運用開始
平成15年4月30日	HSBC ヨーロッパ・アドバンテージ・ファンド(平成16年3月26日付で旧名称であるHSBC リパブリック・ヨーロッパ・アドバンテージ・ファンドより名称変更) ユーロ・クラスの運用開始
平成15年6月16日	補遺証書締結
平成16年1月22日	補遺証書締結
平成17年10月31日	HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド 米ドル・クラスの運用開始
平成18年3月31日	HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド ユーロ・クラスの運用開始
平成20年10月31日	HSBC リアル・アドバンテージ・ファンド 米ドル・クラスおよびユーロ・クラスの運用開始
平成21年7月31日	HSBC ジャパン・アドバンテージ・ファンドおよびHSBC US アドバンテージ・ファンドの償還
平成23年6月30日	HSBC ヨーロッパ・アドバンテージ・ファンドの償還
平成24年4月30日	HSBC リアル・アドバンテージ・ファンドの償還
平成24年9月30日	HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンドの償還
平成26年4月17日	HSBC アジア・アドバンテージ・ファンドの償還
平成26年6月26日	変更および再録信託証書締結

## (3) 【ファンドの仕組み】

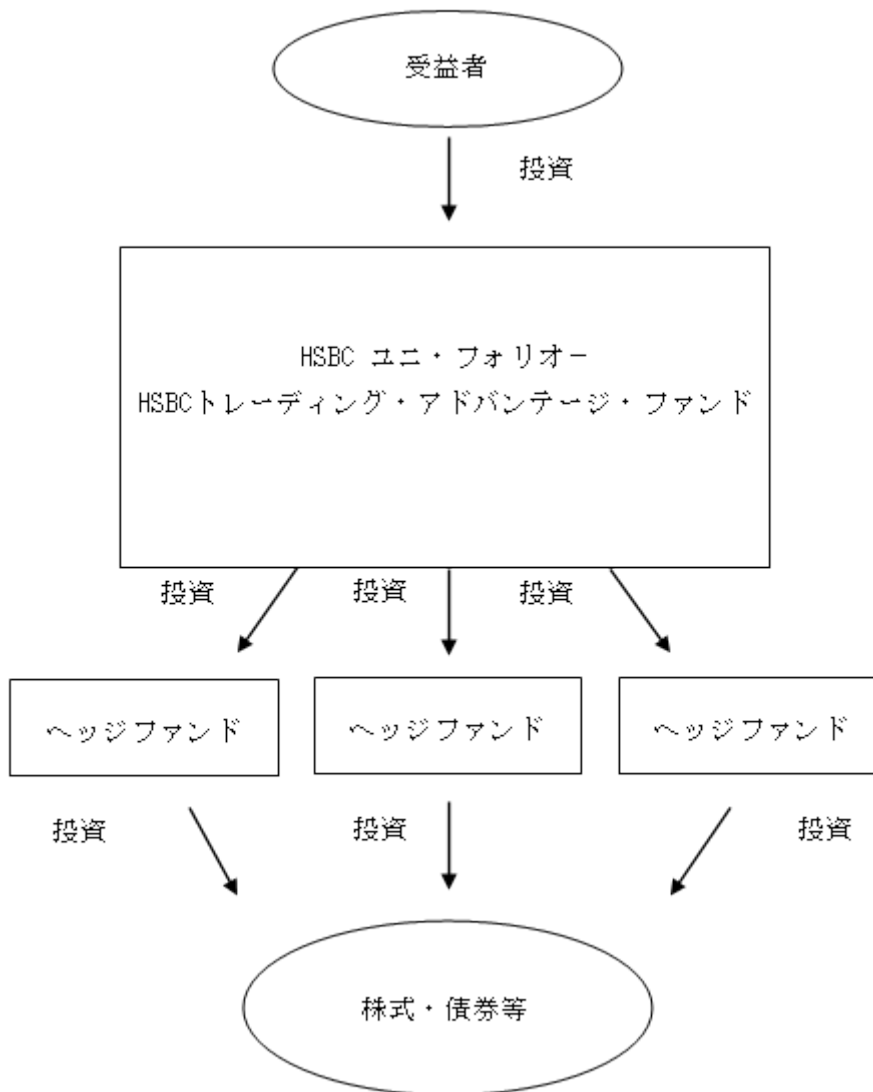
## ファンドの仕組み



(注) 前記「第一部 証券情報(8) 申込取扱場所」を参照のこと。



ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



## 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	トラスト運営上の役割	契約等の概要
HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド (HSBC Management(Guernsey) Limited)	管理会社 登録事務代行会社	平成11年7月23日付信託証書(随時改訂済)を受託会社と締結。ファンド資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻しおよび終了について規定している。
HSBC プライベート・バンク(C.I.)リミテッド (HSBC Private Bank(C.I.) Limited)	受託会社	受託会社の退任および選任についての証書により、平成11年7月23日付で信託証書の当事者に就任。信託証書では、ユニ・フォリオおよびファンドの資産の保管業務および管理事務代行業務について規定している。
ステート・ストリート・カストディアル・サービシズ(アイルランド)リミテッド (State Street Custodial Services(Ireland)Limited)	保管受託銀行	受託会社とインベスターズ・トラスト・アンド・カストディアル・サービシズ(アイルランド)リミテッドとの間で平成13年1月12日付包括保管契約(注1)を締結(平成21年2月1日付の同契約にかかる更改契約に基づき、ステート・ストリート・カストディアル・サービシズ(アイルランド)リミテッドが契約上の地位を承継。)。ファンドの資産の保管業務について規定している。
HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッド (HSBC Alternative Investments Limited)	投資顧問会社	平成16年4月30日付投資顧問契約(注2)を管理会社との間で締結。ファンドの投資顧問業務について規定している。
ステート・ストリート・ファンド・サービシズ(アイルランド)リミテッド (State Street Fund Services(Ireland)Limited)	管理事務代行会社	管理会社とインベスターズ・ファンド・サービシズ(アイルランド)リミテッドとの間で平成13年1月12日付管理事務代行契約(注3)を締結(平成21年2月1日付の同契約にかかる更改契約に基づき、ステート・ストリート・ファンド・サービシズ(アイルランド)リミテッドが契約上の地位を承継。)。ファンドの管理事務代行業務について規定している。
HSBC セキュリティーズ・サービシズ(アイルランド)リミテッド (HSBC Securities Services(Ireland)Limited)	名義書換事務代行会社	平成25年5月31日付で、管理会社は、受託会社の同意を得て、HSBCセキュリティーズ・サービシズ(アイルランド)リミテッドを名義書換事務代行会社として、名義書換に関する事務代行業務を委託した。名義書換事務代行委託契約(注4)は、ファンドの受益証券の発行、買戻しおよび名義書換等に関する事務代行業務について規定している。

名称	トラスト運営上の役割	契約等の概要
HSBC証券会社 東京支店	代行協会員	平成18年4月12日付代行協会員契約(注5)を管理会社との間で締結。代行協会員業務について規定している。
(注6)	日本における販売会社	受益証券販売・買戻契約(注7)を管理会社との間で締結。ファンドの受益証券の販売・買戻しの取扱業務について規定している。

(注1) 包括保管契約とは、受託会社によって任命された保管受託銀行が、ファンドの資産の保管業務を提供することを約する契約である。

(注2) 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、本契約の規定に基づき、当該ファンドの投資目的を達成するために資産の投資および再投資に関する一任勘定による運用を引き受けることを約する契約である。

(注3) 管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が、ファンドの純資産価格および受益証券の一口当たり純資産価格の計算および公表、ファンドに係る報酬、費用等の計算、帳簿、記録および会計書類の作成等の管理事務を行うことを約する契約である。

(注4) 名義書換事務代行委託契約とは、管理会社によって任命された名義書換事務代行会社が、受益証券に関する全ての申込みおよび買戻請求の受領および手続等の名義書換事務代行業務を行うことを約する契約である。

(注5) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が、受益証券に関する目論見書の配布、受益証券一口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

(注6) 「第一部 証券情報 (8) 申込取扱場所」を参照のこと。

(注7) 受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することならびに日本の投資者からの買戻注文を管理会社に取り次ぐことを約する契約である。

#### 管理会社の概要

##### ( ) 設立準拠法

管理会社は、ガーンジーの法律に基づき昭和61年9月25日に設立された。

##### ( ) 会社の目的

会社の目的は、投資信託の管理運営を行うことである。

##### ( ) 資本金の額

平成26年11月末日現在、100,000スターリング・ポンド(約1,857万円)

(注) スターリング・ポンド(以下「英ポンド」という。)の円換算額は、平成26年11月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値(1英ポンド=185.73円)による。

##### ( ) 会社の沿革

昭和61年9月25日設立。

## ( )大株主の状況

(平成26年11月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
HSBC インベストメント・ホールディングス(ガーンジー)リミテッド (HSBC Investment Holdings(Guernsey) Limited)	ガーンジー, GY1 1EE, セント・ピーター・ポート, パーク・ストリート, パーク・プレイス	100,000株	100%

## (4)【ファンドに係る法制度の概要】

ユニ・フォリオは、1987年ガーンジー投資者保護法(改訂済)(以下「1987年法」という。)第8条の規定に従い、クラスBの集団投資スキームとして委員会により認可され、1987年法により付与された権限に基づき委員会により制定された2013年認可集団投資スキーム(クラスB)規則(以下「クラスB規則」という。)のすべての規定に従っている。当該認可の付与は、委員会が、財務の健全性、またはユニ・フォリオもしくはファンドに関してなされた記載または表明された意見について保証するものではないことを明瞭に了解しなければならない。ユニ・フォリオおよびファンドの投資者は、1987年法に基づき制定された1988年集団投資スキーム(投資者の補償)規則による補償の支払いの対象ではない。

管理会社および受託銀行の両社とも、1987年法第3条により委員会からユニ・フォリオに関し管理会社および受託銀行として行為することを認可され、1988年集団投資スキーム(指定業者)規則(以下「指定業者規則」という。)および1998年免許業者(財源、通知、業務運営およびコンプライアンス)規則(以下「FNCC規則」という。)に基づく監督に両規制の廃止まで服していたが、現在、2010年4月16日に施行された2010年免許業者(資本適性度)規則(以下「資本適性度規則」という。)および2015年1月1日に施行された2014年免許業者(業務運営)規則(以下「業務運営規則」という。)に基づく監督に服している。

## (5)【開示制度の概要】

## ガーンジーにおける開示

## (イ)金融庁に対する開示

ガーンジーの認可された集団投資スキームの管理者として、管理会社は、各会計年度に関する報告書および会計書類を作成し、公表された時に金融サービス委員会へ英語版の各報告書の写しを送付することを要求されている。認可された投資スキームの管理会社はまた、ファンドの投資方針およびファンドの運用方法に関する詳細な情報を記載した投資スキーム説明書を作成し、12か月毎に少なくとも1回かかる投資スキーム説明書を検討することを要求されている。管理会社は、投資スキーム説明書を委員会へ送付しない限り、投資スキームの受益証券を販売する権利を付与されない。指定管理会社、主要管理会社または指定受託銀行(以下「関係者」または「免許業者」という。)の業務の内規が関係する範囲において、関係者は、財源要件または流動性要件を規定する投資信託規則に違反すると判断される事由を有する場合、または1か月以内に財源要件に違反することが予想される場合、委員会に直ちに届け出なければならない。通知には、違反の治癒のため関係者がとる予定のまたはとった、書面により承認されなければならない措置を明記しなければならない。関係者は、ガーンジーにおいてコンプライアンスを担当するコンプライアンス・オフィサー(以下「コンプライアンス・オフィサー」という。)を任命し、不在になった場合かかる地位を埋める後任者を任命しなければならない。

さらに、関係者は、(a)業務運営規則の要件を遵守することまたは遵守して販売することができない場合、(b)取締役または従業員がガーンジーにおいて投資業務を行う免許業者または関係者に関連して詐欺またはその他の不正行為にかかわる業務に従事している場合、(c)関係者の監査人が会計報告に限定意見を付す意図がある場合または(d)関係者の子会社の負債がその資産を超える場合または(e)認可を受けた会社の親会社の負債が親会社の資産を超える場合、に該当すると想定される事由がある場合、委員会に対し、事前に、書面による通知および詳細を提出しなければならない。

関係者は、その所有権、登記上の住所または営業所、名称の予定される変更または1987年法の要件に従い提供されるべき書類の通知の送達住所の変更について委員会に対し書面により届け出なければならない。

関係者はまた、(a)関係者の登記上のまたはそれに相当する名称、(b)関係者がガーンジーにおいて監督を受ける投資業務を行う商号、(c)関係者の本店または主要な営業所の住所、(d)関係者の登記上の事務所の住所、および(e)1987年法第3条(1)(e)に従って提供される通知または書類の送達住所の変更について直ちに委員会に対し書面により届け出なければならない。

関係者は、主要な従業員が(a)関係者がガーンジーにおいて監督を受ける投資業務に関係する管理会社、(b)ガーンジーの会社の場合、関係者の秘書、または(c)業務運営規則第3.2条に基づくガーンジーにおけるコンプライアンス・オフィサーに就任したかまたはかかる地位を退任した事実および日付も委員会に対し書面により届け出なければならない。

関係者は、業務運営規則第12.3.1条に該当する個人に関連して、(a)氏名の変更、(b)業務運営規則に定義される金融業に関連する法律に基づく免許、認可もしくは登録の申込みの拒絶、撤回または停止、(c)規制当局(自主規制機関(業務運営規則に定義される。))を含む。)または個人の専門活動または事業活動に関連する専門団体による懲戒措置または処分、および(d)かかる個人から会社の取締役を務めるかまたは会社の運営に関与する資格を剥奪する裁判所による命令を認識した場合、直ちに委員会に対し書面により届け出なければならない。

関係者は、従業員に関連して、(a)詐欺またはその他の不正行為にかかわる違法行為に対する有罪判決、(b)金融業に関連する法律に基づく違法行為に対する有罪判決、および(c)差押え、破綻、破産、仮差押え、またはこれらに類似する手続の発生を認識した場合、直ちに委員会に対し書面により届け出なければならない。関係者は、試用期間中の従業員を含むガーンジーにおける従業員の即時解雇およびその解雇の理由を直ちに委員会に対し書面により届け出なければならない。(a)従業員の懲戒理由となった違法行為、(b)従業員を懲戒するために講じられた措置の詳細を含む、1987年法もしくは1987年法に基づく規則の違反または関係者の監督を受ける投資業務の遂行に影響を及ぼすと合理的に予想できる行為に関連して関係者が懲戒した従業員の氏名の記録は維持される。かかる詳細は、従業員が懲戒されてから7日以内に委員会に対して提出されなければならない。記録は、懲戒措置が講じられた日から6年間保管される。

関係者は、(a)関係者、または関係者が会社である場合にはその子会社もしくは持株会社に対する解散の申請(再編または合併を目的とする自発的解散の申請を除く。 )または保全管理命令、(b)関係者の管財人、管理事務代理人、資産管財人または受託者の任命、(c)関係者の債権者との和解協定または任意協定の締結、(d)ガーンジー等における金融業に関連する法律に基づく金融業(業務運営規則に定義される。)を行うための免許、認可または登録の申請の許諾、取下げまたは拒絶もしくはかかる免許、認可または登録の取消、(e)法定当局もしくはその他の規制当局(自主規制機関を含む。 )または公認専門団体(業務運営規則にそれぞれ定義される。 )による関係者の業務を調査するための調査官の任命、(f)規制当局(自主規制機関を含む。 )または公認専門団体による金融業に関連する関係者またはその取締役に対する懲戒措置または懲戒処分、(g)金融業に関連して、免許業者またはその取締役に対する免許業者が当事者である重大な訴訟、法的手続または仲裁の申立て、および(h)金融業、会社または破産に関連する法律に基づく違法行為または詐欺またはその他の不正行為にかかわる違法行為の関係者に対する有罪判決が生じた場合、直ちに委員会に対し書面により届け出なければならない。

関係者は、他の会社または事業体の子会社になった場合または子会社でなくなった場合、直ちに委員会に対し書面により届け出なければならない。通知には、持株会社の名称、主要事業、取締役の氏名および登記上の事務所の住所を明記しなければならない。関係者は、子会社の設立、取得、売却または解散を直ちに委員会に対し書面により届け出なければならない。かかる通知には子会社の名称および主要事業(もしあれば)を明記しなければならない。関係者は、免許の変更を要するか否かにかかわらず、事業計画の重大な変更を直ちに委員会に対し書面により届け出なければならない。

#### (ロ)受益者に対する開示

##### 受益証券価格の公告

ファンドの受益証券の価格は、いつでも管理会社から入手可能であり、またザ・ウォールストリート・ジャーナル(欧州版)、インターナショナル・ヘラルド・トリビューン(欧州版)、その他管理会社が随時決定する新聞でも公告され、かかるすべての発生コストはファンドが負担する。管理会社は、新聞紙上で公告される受益証券価格が正確であることを確実にすべく努力するが、管理会社は、起こりうる誤りについて責任を負わない。

##### 報告書および計算書

ファンドの会計期間に関する監査済み財務諸表は、英国会計基準に基づき、その基準通貨で作成され、ファンドの全受益者は、当該会計基準日から6か月以内にこれを入手することができる。管理会社は、未監査の中間報告書も

受益者に対し提供するものと予想している。ファンドの年次報告書は管理会社の各事務所において閲覧することができ、写しはかかる事務所から得ることができる。また、かかる財務諸表の写しは、登録された受益者にも送付される。

#### 受益者への通知

ファンドの受益者に対し送付もしくは送達を要求される通知またはその他書面は、郵送される場合、ファンドの受益者名簿に記載される住所宛で送付された場合に適式に行われたものとみなされ、また郵送される場合、投函後5日目に送達または受領されたものとみなされる。共同受益者の場合は、かかる通知または書面は最初の記名者の住所宛で送付される。

#### 日本における開示

##### (イ) 監督官庁に対する開示

###### ( ) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の修正を含む。)(以下「金融商品取引法」という。)に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができる。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、ファンドの各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ユニ・フォリオに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

###### ( ) 投資信託および投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後修正を含む。)(以下「投信法」という。)に従い、ユニ・フォリオにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ユニ・フォリオの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ユニ・フォリオの資産について、ユニ・フォリオの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

##### (ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で日本における販売会社または販売取扱会社を通じて投資を行った日本の受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のユニ・フォリオの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

#### (6) 【監督官庁の概要】

ガーンジー金融サービス委員会は、「1987年ガーンジー金融サービス委員会法」と称するガーンジーの法案を批准する領域議会の命令により設立された。「1987年ガーンジー金融サービス委員会法」は、1987年ガーンジー金融サービス委員会法1988年施行規則により1988年2月1日に施行された。

#### 委員会により行使される監督の概要

(イ) 集団投資スキームが、クラスBスキームとして委員会により認可されるためには、投資スキームが1987年法付則第3部の要件を遵守していること、すなわち、投資スキームが、認可宣言済の投資スキームに適用される1987年法に基づくすべての規則を遵守しなければならないこと、投資スキームの名称が望ましくないものまたは紛らわしいものでないこと、投資スキームの目的が合理的に考えて実行可能なものであること、および投資者が裏付となる受益証券一口当たり純資産価格を反映した価格で受益証券

を買い戻す権利を付与されていることまたはその受益証券を公認の取引所で裏付となる受益証券一口当たり純資産価格と重大な差異のない価格で売却することができること、という要件に適合していることを、委員会が確認しなければならない。一般原則として、委員会は、プロモーターが設定された投資信託のプロモーションにおいて論証可能な実績を残していることが確認された場合にのみ認可する。他の管轄区域における規制当局によるプロモーターの認可は、通常必要とされない。さらに委員会は、投資スキームが会社型の場合、投資スキームの取締役ならびに管理会社および保管受託銀行または受託会社の取締役が経験ある誠実な人物であることを確認しなければならない。委員会は、投資スキームの運用の方法、または免許業者がその業務を行う方法について満足できない場合、投資スキームの認可または免許業者の免許を取り下げる権限を有している。

- (ロ) すべての認可された投資スキームは、独立の監査人により監査されなければならない。クラスBスキームについては、年次会計書類の写しを委員会に預託しなければならない。
- (ハ) 1987年法第8条に基づき委員会により発せられた認可は、中心となる管理会社の監督の下で投資スキームの運用に関する実務に主として携わる投資スキームの指定管理会社(ユニ・フォリオについては、HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッドが指定管理会社として指定されており、別個の中心となる管理会社は存在しない。)の名称および指定受託会社または指定保管受託会社の名称を同時に記載することを要求されている。クラスB規則は、認可された投資スキームの指定管理会社および指定受託会社が、(a)異なる法人であり、互いに独立して行為し、(b)各々ガーンジーにおいて、設立されるか支店を有し、管理され、営業所を有しており、(c)それぞれが1987年法に基づく免許を取得しており、(d)互いに他社の子会社ではなく、かつ(e)共通のエグゼクティブ・ディレクターまたはオフィサーを有していない旨規定している。
- (ニ) 業務運営規則には、とりわけコーポレート・ガバナンスおよび上級管理職の責任、コンプライアンス協定、会計記録および財務書類、事業運営、記録保管、顧客分類、苦情、顧客資産、契約報告書、利益相反、即時の通知および年次通知についての詳細な規則を含む指定管理会社、指定保管会社および指定受託会社が服さなければならない多くの重要な規則が含まれている。関係者または免許業者は(資本適性度規則に定義される。)、いつでも適切な財源要件を遵守し、いつでも10,000スターリング・ポンドまたは監査済年次経費(資本適性度規則に定義される。)の10%のうちいずれか高い金額の流動性要件を維持する。財源要件に関して特に留意すべき点は以下の通りである。
- (a) オープン・エンド型の集団投資スキームの指定受託会社または指定保管受託会社に純資産額400万スターリング・ポンド以上の財源を保有することを義務づける同規則第2.2.1条。
- (b) 集団投資スキームの指定管理会社に純資産10万スターリング・ポンドまたは委員会に提出された直近の年次財務諸表に記載された経費ベース要件(資本適性度規則に定義される。)に相当する純資産額のうちいずれか高い金額の財源を保有することを義務づける同規則第2.2.2条。
- (c) 同規則第2.2.1条および第2.2.2条が最低専門職業賠償責任保険範囲の30万スターリング・ポンドまたは総収入(資本適性度規則に定義される。)の3倍のうちいずれか高い金額を適用する免許業者に関して、その超過分は総保険金額の20%を超えてはならない。
- (d) 同規則第2.2.1条および第2.2.2条に該当せず、ガーンジーに物理的な所在(社員および敷地)がない免許業者の場合、10,000スターリング・ポンド、または純資産額および取締役の判断で約定額を充足するため、かつ、事業がさらされるリスクに耐えるために十分であると判断される専門職業賠償責任保険範囲のうちいずれか高い金額が適用される。
- (e) 取締役会に対して1987年法、業務運営規則および1987年法に基づく規則または指導を遵守するために有効な責任、取決めおよび手続を有することを要求する詳細な規定を含む業務運営規則3。遵守手続に関して詳細に書かれた文書は、書面に記載されなければならない、その写しは免許業者の事務所に保管され、委員会の要求により入手可能となる。委員会は、免許業者が遵守する取決めの変更を要求することができる。免許業者は、自身の遵守手続に関する文書を、少なくとも年1回は見直さなければならない。業務運営規則に記載されるとおり、免許業者の取締役会は、ガーンジーにおいてコンプライアンスを担当するコンプライアンス・オフィサーを任命し、コンプライアンス監視体制を確立し

(任命および体制確立に関しては業務運営規則に詳細に記載される。)、委員会に年次コンプライアンス報告書を提出しなければならない。

- (ホ) 認可されたクラスBスキームの受益証券または株式は、投資スキーム説明書が委員会により作成され承認されない限り、販売することができない。投資スキーム説明書の写しを無料で提供しない限り、管理会社は(相手が既に保有している場合を除き)受益証券の販売を行えない旨規定する規則第2.14(1)(b)条の要件を遵守するため、合理的に十分な数の投資スキーム説明書を含む書面の印刷をしなければならない。投資スキーム説明書は、重要な変更事項について常に最新の情報を記載しなければならない。いずれの場合にも、少なくとも12か月に一度、更新されなければならない。委員会は、投資スキームの受益証券を買い付けたかもしくは買い付けることに合意した人々で、目論見書の一部または全部を構成する投資スキーム説明書に記載されている誤った情報もしくは誤解を招く情報により損害を被った人々に対して補償金を支払うことを命ずることができる。

#### 補償制度の概要

クラスBスキームへの投資者は、クラスAスキームにのみ適用される正式な補償制度の利益を享受することができない。



## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

別紙Aを参照のこと。

#### 投資戦略

ファンドの資産は、複数の投資先ファンド(主にヘッジ・ファンド)に対して投資配分される。資産配分は、ファンドの投資目的を充足するため、ボトム・アップのファンド・マネジャー選択とトップダウンの戦略的配分の両方を組み合わせ、ファンドの別紙Aに列挙される投資制限に従って行われる。

直接投資と比較したファンド・オブ・ファンズ構造の主なメリットには、以下が含まれる。

- (a) 各ファンド・マネジャーが異なる戦略を用いる複数の投資先ファンドへ分散投資することにより、個々の戦略から発生する特有のリスクを限定することができる。
- (b) 各ファンド・マネジャーが同一の戦略を用いる複数の投資先ファンドへ分散投資することにより、特定のファンド・マネジャーに伴う特有のリスクを限定することができる。
- (c) 集団投資手段により、投資者が、高額な必要最低投資額または運用関連キャパシティの利用可能性を理由として通常アクセスすることのできない投資先ファンドに投資することが可能となる。

主なデメリットは、以下のとおりである。

- (a) 各投資先ファンドは、ファンド自体の費用について追加を要する独自の費用体系を有している。
- (b) 集団投資は、ポジションの規模形成に影響を与えることがある通常の投資動向の影響を受ける。

#### 投資顧問会社

管理会社は、管理会社、受託会社および投資顧問会社との間で締結された投資顧問契約に基づき、投資顧問会社に対してユニ・フォリオの投資活動(ただし、かかる投資活動がクラスB規則に基づいていることを条件とする。)の遂行に関する業務を含み、かつ、投資顧問契約および英文目論見書に定めるその他の制限に従い、特定のポートフォリオ運用業務を委託している。管理会社は、投資顧問会社が提供する助言を受けてユニ・フォリオの投資目的および投資方針の見直しを検討することができる。ユニ・フォリオの全体的なポートフォリオ運用責任およびリスク管理責任は管理会社に帰属している。

#### ファンド・マネジャーの選択

投資顧問会社は、管理会社が定めるファンド全体の投資方針に従い、ファンド・マネジャーのリスク調整後リターンを生成する相対的能力を評価することを目的として、ファンド・マネジャーを特定し、リサーチを行いおよび監視しなければならない。これらの活動には、投資の定量的分析および定性的分析の両方ならびにヘッジ・ファンドの運用が含まれる。投資顧問会社は、継続的なデュー・デリジェンスと監視を通じて、世界中で最も優秀なヘッジ・ファンド・マネジャーを各戦略について見極めることを追求する。リスク調整後リターンを生成するヘッジ・ファンドの能力の評価に加え、レバレッジと流動性に伴うリスクの分析は、特に重要である。

#### 戦略的投資配分

投資顧問会社はまた、管理会社が定めるファンド全体の投資方針に従い、トップダウンの戦略的投資配分を推奨する。各ヘッジ・ファンドの戦略に関する将来見通しは、マクロ経済指標や市場指標の組合せに加え、ヘッジ・ファンドのリサーチ・プロセスから得られた現在の投資機会全体についての洞察に基づいている。

#### ポートフォリオ運用

ユニ・フォリオの全体的なポートフォリオ運用責任は管理会社に帰属している。

ポートフォリオは、ファンドの投資目的を充足するため、別紙A「ファンド概要」に列挙されている投資制限に基づいて継続的に構築され運用されている。デュー・デリジェンス・プロセスの基準(前記「ファンド・マネジャーの選択」において言及されている。)を充足する投資信託のみが投資対象として考慮され、ポートフォリオ構築には、トップダウンの戦略的視点が考慮される(前記「戦略的投資配分」において言及されている。)。更に、ポートフォリオは、投資家動向および投資先ファンドの利用可能なキャパシティを考慮して構成される。リターン・ベースとエクスポージャー・ベースの両方の手法を含む定性的分析と定量的分析が、ポートフォリオの分散とファンドの投資方針の文脈に対する適合性のレベルを評価するために使用される。

## リスク管理

ユニ・フォリオのリスク管理責任は、管理会社が担っている。

管理会社は、リスク管理に関して、ファンド・マネジャーの選択およびポートフォリオの運用プロセスに付随するリスクに関する理解と管理に加え、別紙A「ファンド概要」に列挙されているファンドの投資制限に基づくポートフォリオの管理とモニタリングによる多層的なアプローチを行っている。

ファンド・マネジャーの選択においては、ヘッジ・ファンドのファンド・マネジャーがリターン追求のために負担するリスクが適切かつコントロールされたものであるかという点の理解がデュー・デリジェンスの焦点となる。この投資に重点を置いたデュー・デリジェンスを補完するものとして、オペレーショナル・デュー・デリジェンス・チームは、ヘッジ・ファンドの業務と投資以外の運営に関するリスクを評価し、不十分な構造やプロセスが投資を危険にさらす可能性があるヘッジ・ファンドの回避を追求する。

ポートフォリオ運用においては、ポートフォリオが適切に分散していることを確保することが最も重要となる。リスクとポートフォリオの分散を評価するため、リターン・ベースやエクスポージャー・ベースの分析を含む定性的手法および定量的手法の両方が用いられる。

管理会社は、本書に詳述された投資制限に係るファンドの遵守を定期的に監視しており、リスク管理プロセスのあらゆる側面についての責任を負う。

## オルタナティブ投資運用

管理会社は、オルタナティブ投資運用プログラムの主軸をヘッジ・ファンドであると考えている。これらは、熟練のファンド・マネジャーによる積極的なポートフォリオ運用を通じて、あらゆる市況において、絶対的リターンを生み出すことを目的としている。ヘッジ・ファンドが用いる投資および投資手法の範囲は非常に多様であり、ファンド・マネジャーは、株式および債券について従来型のロングのポジションを取ることも、更に適用可能な多様な戦略や有価証券に投資することもできる。ファンド・マネジャーが市場の状況から利益を確保し、リスクを管理するためにレバレッジやデリバティブを利用する機会が生じる。ヘッジ・ファンドは、個人の既存のポートフォリオを補完することが可能な様々なリスク/リターン特性を採用することができる。そのパフォーマンスは、一般的に同様のリスク/リターン特性のベンチマークまたは特定のハードルレートに鑑みて評価される。したがって、パフォーマンスは、相対的に測定される。

金融市場に関する著名な専門家であるアレクサンダー・イネイチェン氏は、「ファンド・マネジャーやパートナーが潜在的な金融損失から元本を保護しつつ、投資機会を利用して絶対的リターンを追求する投資プログラム」としてヘッジ・ファンドを定義している。最初のヘッジ・ファンドは、1949年に米国でアルフレッド・ウィンスロー・ジョーンズによって設定されたと考えられている。以来、ヘッジ・ファンドと彼らが用いる戦略の数は、劇的に増加してきた。かかる成長は、ポートフォリオ内のリターンの多様性を促進し、従来型の株式および債券への投資配分を補完することができるリターンを提供したいという投資家の希望に起因している。1999年に4,500億米ドルの総資産で構成されていたヘッジ・ファンド業界では、現在、2.0兆米ドルを超える資産が運用されている。ヘッジ・ファンドは、世界のほぼすべての投資市場で活動しており、以下の戦略を採用している。

### ジェネラル・アービトラージ戦略

ジェネラル・アービトラージには、資本を自らの裁量により関連商品または類似商品の間の価格の変動または市場の非効率性から搾取ないし利益を得ることを目的とする様々なアービトラージ戦略に配分する投資信託が含まれる。アービトラージ取引の背後にある論理は、時価と認知された理論上のポジションまたは平衡ポジションの最終的な収束にある。特定の取引資産および種々の価格決定方法は、適用される方法が取引資産により大幅に異なることを意味する。転換社債、株式または債券等の証券は、かかる方法において最も良く取り扱われる資産である。リターンは価格差を部分的または完全に排除することにより得られ、また、債券取引から利益を得ることも同様に可能である。通常取引は、多くの場合、特に価格の下落リスクが比較的低い場合に魅力的なリターン水準を達成することを目的としたレバレッジの利用を通じて拡大される、僅かな価格差および利回りを伴う。多くの投資信託が借入れに依拠することを考慮すると、確実な資金源および多額の信用枠は、この方法を用いるには必要不可欠となる。

### 債券アービトラージ戦略

債券アービトラージは、債券間の価格差または非効率性から利益を得ることを目的とする。本戦略には、金利スワップ、米国短期国債および米国非政府債のアービトラージ、国債先物のイールド・カーブのアービトラージならびに住宅ローン金利アービトラージが含まれる。ファンド・マネジャーは、一般的に、債券を購入しつつ、別のポジションを空売りする。

### 統計アービトラージ戦略

本戦略は、時間が経過するにつれて正しいと判断される価格のアノマリーを見つけることによって、一時的な価格のミスマッチを利用する。ファンド・マネジャーは、殆どリスクを伴わず、かつ、市場との相関性をあまり有さない分析戦略を用いる。本手法は、分析中の価格の瞬間的な差異から利益を得ることを可能とする。

### イベント・ドリブン戦略

本戦略は、当該時点または将来の合併や企業買収、再編または倒産等の会社事象の発生に凝縮される。ファンド・マネジャーのスキルは、かかる事由の発生可能性およびその実現時期を成功裡に認知する能力および取引の性質に関する分析能力に依拠している。イベント・ドリブン型投資の機会は、活発な企業活動に起因して市場が好調である場合に多く発生する。本戦略と伝統的な市場との相関性は、一般的に低い。伝統的な基本戦略には、通常、合併アービトラージ、ディストレスト証券および「スペシャル・シチュエーション(特別な状況)」に基づく戦略が含まれる。

### ディストレスト戦略

本戦略は、財政難にある企業の著しく割安となっている株式、債券または社債の購入に基づく。ディストレスト証券は、割引価格で販売されており、魅力的に映る可能性がある。購入者は、ディストレスト証券の発行会社には、回復の可能性があることから、かかる取引からいずれは利益を得ることができると考えている。ディストレスト証券の発行者が積極リターンを得るため経営状況を改善することができるか否かを評価し、判定するために知識とスキルが用いられる。

### 株式ロング/ショート戦略

本戦略は、過小評価されている株式の購入および過大評価されている株式の売却で構成され、市場リスクを管理しつつ、ロング・ポジションの価格上昇とショート・ポジションの価格下落から利益を得る。売買する株式の選定は、通常、定量的モデルおよびリサーチに基づき行われる。ファンド・マネジャーは、保有するロングおよびショートのポジション(ロングまたはショート・バイアス)の水準ならびにかかるポジションを市場リスクを排除しつつ管理する方法について各種の手法を用いる。

### マーケット・ニュートラル戦略

株式ロング/ショート戦略と類似しているが、ロングまたはショート・バイアスの運用は行わない。ロングとショートのポジションを同額で保有する。

### 転換社債アービトラージ戦略

株式ロング/ショート戦略の副次的戦略である本戦略には、転換社債の購入(または空売り)およびその転換社債が転換される原資産の空売り(または購入)を同時に行う取引が含まれる。かかる取引は、証券固有のリスクをカバーすることを目的とする。

### クレジット・ロング/ショート戦略

本戦略には、市場の投資機会を活用するため信用度に感応する有価証券に係るロングおよびショートのポジションをとる運用が含まれる。ポジションは、発行体、証券および市場の信用分析に基づいている。

### マクロ戦略

本戦略は、通貨市場、株式市場および債券市場に影響を与える政府金利の変動等の世界経済環境の潜在の変動を予測し、利益を得ることを目的とする。グローバル・マクロ戦略を採用するファンド・マネジャーは、あらゆる主要市場に投資するか、または株価指数戦略、通貨戦略または金利戦略に特化して投資することがある。レバレッジおよびデリバティブを利用することで、時価変動の効果を高めることもできる。デリバティブはレバレッジ効果に対し行われる賭けとしてヘッジ目的で利用され、多くの場合パフォーマンスに最も影響を与える可能性がある。

#### コモディティ取引アドバイザー - (CTA) 戦略 / マネージド・フューチャーズ

本戦略は、本来、コモディティのデリバティブ（先物取引、先物契約のオプション）への投資に重点を置くが、近年は、株式や通貨（FXフォワード取引）等を含む全市場にわたる先物に移行している。ロングとショート戦略が適用され、レバレッジの利用も行われる。トレーダーは、システム型またはトレンド・フォロー型に分類される。投資スキルは、取引傾向や世界的な需要 / 供給の不均衡を識別するために、大量のデータを活用する能力に依拠している。コンピュータ・システムおよび定量的モデルが予測に活用され、ルール・ベースの取引システムを凌駕している。

#### マルチ・ストラテジー

資本配分の面で最大限の柔軟性が提供され、ファンド・マネジャーが自身のスキルと専門知識に基づいて選択する複数のヘッジ・ファンド戦略で構成される。

#### ヘッジおよびデリバティブ取引

管理会社の裁量に基づき、かつ別紙Aの「ファンド概要」に規定されたヘッジ能力に従い、あるファンドは、ヘッジおよび積極的なポートフォリオ運用を目的としたデリバティブ取引を随時行うことがある。ヘッジ取引は、リスク制御、リスク軽減またはリスク排除等の側面が含まれることがある。例えば、あらゆるデリバティブ商品は、ヘッジと原金融取引間にリスクまたは収益の相関関係が存在することを示す歴史的証拠に基づき、既存の取引の性質を変更するため用いられることがある。そのため、管理会社は、（ポートフォリオ内のその他の取引と関係を有することが特定可能である）取引を、取引を実行する目的が以下の条件を満たす場合、ヘッジとみなすことを決定することがある。

- (a) 明らかに投機的な性質でないこと。
- (b) ポートフォリオ内の何らかのリスク要因を制御、軽減または排除するためであること。

ファンドの投資方針については、別紙Aを参照のこと。

#### (2) 【投資対象】

別紙Aを参照のこと。

### (3)【運用体制】

管理会社は、ユニ・フォリオの管理会社としての業務を行い、投資顧問契約に基づき、HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッド(以下「投資顧問会社」という。)に投資顧問業務を委託している。

投資顧問会社は、ファンドを含むファンド・オブ・ヘッジ・ファンズの構築を専門としている。かかるファンド・オブ・ヘッジ・ファンズの構築に際して、投資顧問会社は、投資先ヘッジ・ファンド・マネジャーに対する広範囲なリサーチおよびデュー・デリジェンスを実施し、平均で年間400社以上のヘッジ・ファンド・マネジャーを訪問している。

投資顧問会社は、ロンドン、ニューヨーク、ジュネーブおよび香港に拠点を置き、適切に分散化されたファンド・オブ・ヘッジ・ファンズの構築、ヘッジ・ファンド・マネジャーのデュー・デリジェンスの実施ならびに投資顧問会社のポートフォリオのためになされるヘッジ・ファンド・マネジャーの選別および定期的な監視に専従するオルタナティブ投資の専門家34名から構成されるチームを組成している。

#### 投資アプローチ

##### 資産の種類および市場

投資顧問会社は、幅広い様々な種類の資産、市場および地域に及ぶ広範な各種オルタナティブ投資戦略に投資する。かかる戦略の多くはその投資プロセスの一貫としてデリバティブ商品を利用するが、このことが往々にして全体的マーケット・エクスポージャーを縮小することになる。流動性等の付随的リスクまたはその他リスクは、デュー・デリジェンス・プロセス上の不可分な一部である。

#### 基本理念

投資顧問会社の中心的な基本理念は、市場が完全に効率的なものではなく、十分な知識をもって執行され、積極的に運用される投資戦略が絶対的リターンを生み出す上で非常にうまく成果を上げることができるとの前提に基づいている。市場には非効率性と投資機会があると考える一方、これらは経験豊かな特別の専門的ファンド・マネジャーによって最高の活用が行われると考えている。従って、投資顧問会社の役割は、許容し得る短期的なボラティリティ水準で、長期的に満足のゆく絶対的リターン予想に合理性があると考えられる投資戦略を見極めることである。かかるタイプの戦略内で、投資顧問会社は、戦略を実施する最良の投資運用者を見極めることに努める。

オルタナティブ投資戦略の価値ある性質として、構成によって市場指数に対して相関性が低いことが予想でき、また一連の各種市場環境を通じて運用されることがある。別の性質として、個々のオルタナティブ投資戦略が相互に低い相関性を示し、各種市場環境で好調にも、不調にも推移したりすることがある。従って、かかる性質は、それらを組み合わせる際に重要な勘案事項となる。直近において保有分が低い相関性を示してきたことに依拠するよりも、投資戦略を詳細に調査し、理解することの方がより重要であると投資顧問会社は考えている。

#### 投資プロセス

投資プロセスは、一部利用可能な各種オルタナティブ投資戦略およびこれら戦略がボラティリティを軽減し、より堅調なリターンをもたらすために慎重な分散投資によりいかに混成できるかに関する徹底的調査を行う投資顧問会社に一部依拠している。各戦略毎に最良の運用者を選定でき、かつかかる選定を常時見直すことができることにも依拠しており、これにより、運用者が予想されるリターンまたはその投資手法から逸脱する場合、またはより良い運用者が見出される場合、関係ポートフォリオ内で適切な変更を行うことができる。

#### 投資機会の見極め

HSBCグループは、330億米ドル以上のオルタナティブ投資対象に投資された顧客資産を保有している。即ち、投資顧問会社が投資顧問業の顧客その他投資家によってもたらされた委託および投資構想へのアクセスを提供するため、投資顧問会社の業務が相当に促進されている。このセクターにおける大口投資者であることも、投資顧問会社がプライム・ブローカー、管理事務代行者およびデータの売り手のほか、第三者であるマー

ケット・メイカーおよびブローカーともかなりの接触を維持できることを確保している。最後に、投資顧問会社は、HSBCネットワーク内外のその他のヘッジ・ファンド投資家からの委託によっても恩恵を受けている。

## ポートフォリオ構成

マルチ・マネジャーのポートフォリオは、最初に、当該ポートフォリオの投資目的に関して構成され、かかる目的は通常、目標リターンおよび予想されるボラティリティの範囲として簡潔に記載されている。これらが、社内的なリスク管理、例えば流動性、いずれかーマネジャーへの最大投資比率、いずれかー戦略への最大投資比率、レバレッジ制限等の構成に繋がる。

次の段階は、当該ポートフォリオに含まれる一連の適切な戦略を決定することである。これら戦略は、第一段階で設定された達成目標を充足する分散化されたポートフォリオ内で貢献できる能力に基づいて選定される。選定された戦略は、実際の採用戦略およびリターン目標とリスク許容度の両面で適切であることを要する。総合的な適正保有高に係るパフォーマンス上の特徴および予想はこれらに沿ったものであることを要する。

長期的な予想リターン、ボラティリティおよび異なるファンド間の相関性に基づき、投資顧問会社は、当該ポートフォリオの戦略配分を策定する。かかる配分は、特定の種類の戦略が中期的に好成績を上げると投資顧問会社が考える場合、両市場の観点により加重され、また当該ポートフォリオ内における実質的な分散を確実にするための分析によっても加重される。

特定ポートフォリオのために選定された各戦略内で、投資顧問会社は、運用者の探索を行い、予定される運用配分を決定する。投資機会の内容も戦略配分に大きく影響する。投資顧問会社が特定の戦略を好む場合でも、投資顧問会社の好む運用者が全くの新規運用者であるか、またはその他の問題を抱えている場合、投資顧問会社は当該戦略に対する配分を小さくしておくよう決定することができる。

ヘッジ・ファンド・マネジャーのデュー・デリジェンスは、量的および定性的な審査を伴って続けられる継続的なプロセスであり、毎月更新され、投資目的に合致するヘッジ・ファンドの能力の査定のため毎年訪問を行う。

デュー・デリジェンスは多様な分野を網羅するが、キー・ポイントは以下のとおりである。

投資哲学および投資プロセスの理解および評価

プロセスおよび戦略に伴うリスクの認識ならびにこれらがインパクトをもたらす時点の理解

ファンドの所有者、その組織的/法的ストラクチャーおよびヘッジ・ファンド・マネジャーによる共同投資の程度

ヘッジ・ファンド会社のビジネス・モデルの理解。たとえば、投資顧問会社は、かかるモデルにより運用およびインフラストラクチャーの下で資産の成長が達成できるかを見る。

ファンドをサポートするインフラストラクチャー。たとえば、投資顧問会社は、ファンドのバック・オフィスおよびリスク管理体制のみならずプライム・ブローカー、監査人およびその他の重要な外部当事者も審査する。

ファンドの他の受益者の理解

デュー・デリジェンスの訪問とは別個に、ヘッジ・ファンド・マネジャーもまた、法的文書、販売用資料および私募目論見書の詳細かつ厳格な精査および分析のために相当な机上での分析を受けることとなる。選別に先立ち、投資顧問会社もまた、ヘッジ・ファンド・マネジャーに経歴審査を求め、ヘッジ・ファンド業界から情報を入手する。

投資顧問会社ならびにニューヨークおよびジュネーブのHSBCのオフィスのシニアなメンバーから構成されるオルタナティブ投資方針委員会は、投資およびポートフォリオ配分モデルの承認につき責任を負う。

管理会社の内部管理、ファンドに係る意思決定を監督する組織、ファンドの関係法人に対する管理体制等

HSBCマネジメント(ガーンジー)リミテッドは、ユニ・フォリオの管理会社としての業務を行い、投資顧問契約に基づき、HSBCオルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドに投資顧問業務を委託している。

管理会社は運用、コンプライアンス、監督の各業務を担当する約10名の従業員を有している。管理会社は、管理会社のマネージング・ディレクターに対し報告を行う2名のコンプライアンス・オフィサーを有している。

ユニ・フォリオの投資戦略は、ユニ・フォリオの投資顧問会社により監督されている。ユニ・フォリオの投資戦略の実施は、子会社監査委員会およびグループ監査委員会の内部監査およびコンプライアンス機能を通じて監督されている。グループ監査委員会は、内部統制システムの効率性を精査し、HSBCホールディングスの取締役会に定期的な報告を行う。投資顧問会社はまた、常勤コンプライアンス・マネジャーを雇用している。さらに投資顧問会社は、HSBCプライベート・バンクならびにHSBCグローバル・ネットワークにおけるコンプライアンス情報を利用することができる。

英文目論見書には、管理会社はステート・ストリート・ファンド・サービシズ(アイルランド)リミテッドとの間で管理事務代行契約を締結し、管理事務代行会社に一定の管理業務を委託している旨が記載されている。最終的な責任は管理会社にあり、管理会社は外部に委託した業務に関して責任を負う。受託会社はステート・ストリート・カストディアル・サービシズ(アイルランド)リミテッドを保管受託銀行に任命しており、資産および評価の会計システムを実質的に一つのプラットフォーム上で保有している。管理会社は保管受託銀行に対し定期的審査を行う。

#### (4)【分配方針】

ファンドの分配日は、(適用ある場合)ファンド証書に記載される通りとする。

管理会社は、受託会社への事前の通知により、いずれかのファンドの分配日を変更し、またはある会計期間中の分配の回数および中間会計期間の回数を増やすことができる。

発行済の累積型受益証券のみを有するサブ・ファンドでは、管理会社は、投資に充当可能な全資金がまず当該サブ・ファンドによって全株所有される投資会社に対し貸し付けられるように当該サブ・ファンドの業務を取り決めることができる。かかる取決めは、特定の受益者に対する租税特典を備えていたり、いなかたりすることがあり、かかるサブ・ファンドの累積型受益証券の取得を考えるすべての投資者は、当該累積型受益証券の取得、保有および処分により生じる同人の租税義務(もしあれば)に関し適切な税務アドバイスを求めるよう勧められる。

かかる利益分配方針が適用されるサブ・ファンドは、「ファンド内で再投資」されると別紙Aに表示されている。

上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。



## 平準化

あるサブ・ファンドの受益証券の異なる時期の発行または買戻しの結果による未分配純利益の変動を回避するため、かかる受益証券の価格には、評価時点に発行済の当該各受益証券に帰属する利益額に相当する平準化額が含まれることがあり、従って、各評価時点はかかる目的上個別の区分期間とみなされる。平準化による支払額は、通常、関係受益証券の発行後支払われる最初の分配金と併せて分配受益証券の所有者に払い戻されるか、または当該受益証券の買戻時もしくは償還において依然未決済の場合、発生利益支払額として当該手取金に含まれる。

## ( 5 ) 【投資制限】

別紙 A を参照のこと。

別紙 A に記載されている借入制限は、各評価時点のファンドの純資産価格を基準にして計算される。同様に、投資制限は、各評価時点のファンドの純資産価格を基準にして計算される。

下記の投資制限が日本証券業協会の規定する選別基準に基づいて追加的に課される。

### 空売りの制限

空売りされる有価証券の時価総額は、ファンドの純資産総額を超えてはならない。

### 借入れの制限

借入残高の総額がファンドの純資産総額の10%を超えることとなる借入れを行ってはならない。ただし、合併等により一時的に10%を超える場合はこの限りではない。

### 同一法人の株式の取得制限

管理会社により運用されているすべての投資信託の全体においていずれか一発行会社の発行済株式総数の50%またはいずれか一発行会社の議決権の総数の50%を超えて当該会社の株式を取得することはできない。

(注) 上記の料率の計算は、買付時点基準、または市場価格基準のいずれでもよいこととなる。

### 流動性に欠ける組入資産への投資制限

ファンドの純資産総額の15%を超えて、即時に換金できない私募株式、非上場株式または不動産等の流動性に欠ける資産に投資することができない。

### 不適切取引の禁止

管理会社が、管理会社またはファンドの受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、ファンドの受益者の利益の保護に欠け、またはファンド資産の運用の適正を害する取引は、禁止されている。

### 3【投資リスク】

#### (1) リスク要因

下記リスクはその性質上一般的なものであり、網羅的なものではなく、いかなる投資者の個人的事情および財務的な状況ならびに目的も考慮していない。投資予定者は、ファンドの受益証券に申し込むか否かを決定する前に、本書全体を読み、自らが必要と判断する他の情報を十分に検討することが勧められる。投資予定者は、確実に本書の内容を十分に理解しなければならない。

##### 一般市場リスク

いかなる市場への投資も、広範な直接的、間接的要因により大きく乱高下したり、様々な度合いの突発的変動を被ったりする。かかる要因には、自国政府や外国政府による国内取引への介入や干渉、財政金融政策、為替管理規制の賦課、国際的政治事件、金利の変動、現在の指標に対するトレーダー独自の信頼や将来への見通しが含まれるがこれらに限定されない。これらすべての変動要因は、時には価格や金利の変動を予測または予想することがほとんど不可能になる程の乱高下や心理的要因を市場に落とし込む。かかる側面は、当該市場に曝された者にかかなりの損失を被らせることになる。

##### ヘッジ・ファンド戦略

投資家は、ヘッジ・ファンド戦略に投資することに関係する特定のリスクが存在することに留意すべきである。例えば、ある戦略は、レバレッジおよびその他の投機的な投資慣行を利用することがあり、これにより投資損失のリスクが高まることもあり、株式等よりも流動性が低いことがあり、即時プライシングまたはオンデマンド・プライシングまたは評価情報を投資家に提供するよう求められないことがあり、複雑な税制体系が関係することがあり、ミューチュアル・ファンドと同様の規制要件の対象でなく、多くの場合手数料が高額である。

##### 評価リスク

ファンドは、当該ファンドの投資対象の評価方法に起因する評価リスクを被ることがある。これらの投資先ファンドの一部は、ファンド・マネジャーと関係のあるファンドの管理事務代行者またはファンド・マネジャー自身によって評価されることがあり、その結果、独立した第三者によって定期的または適時に確認されない評価となる。したがって、当該ファンドの評価には、特定の評価時点の当該投資先ファンドの真の価格を反映しないことがあるというリスクが存在し、そのことが当該ファンドに大きな損失をもたらすことがある。

##### 推定価格設定

ファンドを構成するポートフォリオ内における特定ターゲットに対する集団投資スキームは、投資対象の管理会社や投資顧問会社が提供する推定価格に基づいていることがある。したがって、申込みまたは買戻請求の対象となる受益証券の純資産価格は、推定価格設定の要素を反映していることがある。かかる価格設定は、投資家の要求を充足するため、価格設定について十分な精度を維持しつつ、迅速な取引価格の設定を可能にする方法として正当化される。

##### 保管、決済、取引相手方のリスク

ファンドの資産は受託会社の代理である保管受託銀行または副保管受託銀行によって保管されることがある。保管受託銀行または副保管受託銀行が、ファンドの資産を適切に分別しないリスク、信用力不十分であることを証明するリスク、またはあるファンドに多大な損害を被らせることがある誤謬もしくは不作為の責任を負うリスクがある。決済リスクは、取引が当事者間で適式に合意されたとおりに完遂されない時に発生する。かかるリスクは、必要な決済、清算もしくは登録処理上の誤りもしくは不履行によるか、または当該取引の一方当事者の信用性の欠如に起因することがある。取引相手方リスクは、契約当事者が当該契約に基づく義務を履行せず、怠慢した時に発生する。かかるリスクの当事者である場合のファンドは、かなりの損失を被ることがある。

##### 成功報酬

投資家は、支払うべき成功報酬が各成功報酬計算期間の末日現在の純実現および純未実現評価損益に依拠し、そのため実現されることのない利益に対して支払われることがあることに留意しなければならない。

### 流動性リスク

債券と債券デリバティブ商品、通貨に関わる商品と関連デリバティブ商品および株式と株式関連デリバティブ商品は、必ずしも一定の政府の規制または管理の対象となっていない。取引相手方は、随時、特定の契約または商品のマーケット・メイクを控えることがあり、その場合、かかる契約または商品を既に保有する者はそのエクスポージャーを清算することができないことになる。かかる特質は、当該商品を保有する者にかなりの損失を生じさせることがある。ファンドが突然にその資産のすべてを清算することを余儀なくされた場合、一定の資産は、直ちに清算することが不可能であることが想定されるため、ファンドは自らの裁量により、また関連する受益者の同意に基づき、かかる資産を受益者に対し、受益証券の持分比率に従って比例配分することができる。対象会計期間の監査済会計書類が完成するまで、投資先ファンドは一定の割合の買戻代金を保有しておくことがある。このため、投資先ファンドの対象会計期間に係る会計書類が完成するまで、受益者の買戻代金全額の受領が遅延することがある。

### レバレッジ・リスク

ファンドがレバレッジを容認する場合、基本的なファンドのボラティリティはレバレッジが容認されなかった場合よりも遙かに大きなものになる。このことは、より大きなエクスポージャーに伴うより高いリターンに参加する可能性をファンドに与える一方、市場全般および特定のファンドが価格の下落を被る資産に投資する場合、ファンドに損失の増加をもたらすことにもなる。

### 通貨エクスポージャー

投資対象の基準通貨で測定された投資価値は、為替相場の変動により生じる利益および/または損失を被ることがある。かかる変動は、通貨市場にエクスポージャーを持つ者にかなりの喪失を被らせることになる。

### サイドポケットの活用

ファンドは、あらゆる流動性のない投資対象を保有するため別勘定（サイドポケット）を活用することにより起因するリスクを被ることがある。投資先ファンドにより別勘定が活用される場合、その投資資金が当該別勘定から分離されるまで、ファンドまたは受益者が全面的に買戻しを制限されることがある。したがって、ファンドは、投資先ファンドが期限を定めない投資を行う場合には、当該投資対象が清算されるまで、投資先ファンドの投資実績の影響を受けることがある。

### 自由に取引されない通貨のリスク

自由に取引されない通貨にヘッジされているファンドへの投資に伴うリスク（かかる通貨に特有のものではない。）には、以下が含まれるがこれらに限られない。

- (a) コスト - 該当する受益証券クラスの受益者は、ファンドの基準通貨と受益証券クラスの参照通貨の間のヘッジにかかるコストを負担するが、これらのコストは、通常、自由に取引されない通貨に関しては大きなものとなる。かかるヘッジのコストは、受益者の投資のパフォーマンスに著しい悪影響を及ぼすおそれがある。
- (b) 合理的とみなされるコストで当該通貨の外国為替市場に管理会社が直接アクセスすることが不可能である場合、管理会社は、絶対的な裁量により、為替契約またはデリバティブ等の代替手段により為替ヘッジを行う。
- (c) 流動性 - 当該通貨に関する外国為替市場は、公開の国際為替市場と比較して流動性が低いことがある。
- (d) 規制/政策の変更 - 規制または外国為替政策の変更が、当該通貨に関する為替ヘッジを実行しうるかに著しい影響を及ぼす場合がある。

### 立法上のリスク

ファンドの投資先投資対象の投資戦略は、政府や規制当局の行為により影響を受けることがある。法令が遡及的に適用される可能性があり、または一般には知ることができない内部規則の様式で施行されることがある。投資先投資対象が投資戦略を遂行することを禁止するか、または現在の戦略の期待されている収益性を低下させる法律または規則が導入されることがある。かかる行為は、例えば、機関の国有化もしくは特定の市場セクターにおける投資戦略の制限（例えば、金融セクターの空売り制限）または要求事項の変更（例えば、市場への開示事項の増加）および規制当局からの事前通知のない要求事項の適用といったあらゆる形式をとることがある。

## HSBCグループ開示

ファンドにより保有される現金は、HSBCグループの一部、子会社または関連会社である銀行に保管され、預託されることがある。借入れできるファンドは、ファンドがその借入制限または限度に違反していない限り、HSBCまたはその他から借り入れることができる。

HSBCは、その主要業務が商業・プライベート銀行業務であることにより、ファンドの投資活動に対するまたは関係する直接もしくは間接の重要な（または非重要な）利害を随時有することがあるが、ファンドへの投資者またはユニ・フォリオに対しかかる利害についていかなる責任も、またその勘定についての説明義務も負うことはない。管理会社は、ユニ・フォリオの最善利益のために行うことを追求する。

### 投資顧問会社および投資制限

管理会社は、ファンドに関して全体的なポートフォリオとリスク管理の責任を留保するが、投資の実行および関連するコンプライアンス・チェックに関する業務を含めた特定のポートフォリオ運用業務を投資顧問会社に委託することができる。また、管理会社は、投資顧問会社からの助言および推奨に基づき、ファンドの投資目的や戦略を改訂することもできる。かかる場合、投資限度または投資制限に関する重大な変更の発効前に受益者が希望する場合は受益証券を買い戻すことができるよう事前に通知され、英文目論見書は、委員会による事前の承認に基づき、改訂または補完される。これらの投資信託説明書に記載される投資制限は制限および限度との関係上「最低限の共通指標」とされ、投資顧問会社は全般に、かかる制限に概述されるよりもさらに大きな制限を受けることが予想される。投資制限および限度に関する投資顧問会社の契約上の特定義務についての詳細は、関係ファンドの受益証券所有者による書面での請求に応じ管理会社により提供される。

管理会社は、各投資顧問会社の業績を検討、監視し、また管理会社はその単独裁量で決定することがあるファンドに提供された投資アドバイス構成の変更を行う。あるファンドの投資顧問会社の変更については当該ファンドの受益証券所有者に対し通知されるが、かかる所有者は当該変更に関し議決権を付与されることはない。

### オルタナティブ投資ファンド運用会社指令

EUのオルタナティブ投資ファンド運用会社指令（以下「AIFMD」という。）は、ファンド運営活動を行う、または欧州経済地域（以下「EEA」という。）内に住所を置くまたは登記上の住所を置く投資家向けにファンドの持分の販売を行う特定のプライベート・ファンド運用会社の活動を規制する。あるファンドがEEA内に住所を置くまたは登記上の住所を置く投資家向けに積極的に販売されている場合、（i）当該ファンドは、特定の報告、開示およびその他のAIFMDに基づく遵守義務の対象となりうるため、ファンドに付加的な費用および経費を生じさせることがある、（ ）ファンドおよび/または管理会社は、特定のEEA管轄内の国内法に基づき生じる付加的な規制または遵守義務の対象となりうるため、ファンドに付加的な費用および経費を生じさせるまたはファンドの管理および運営に影響を及ぼすことがある、ならびに（ ）管理会社は、ファンドおよびスキーム・プロパティに関する詳細な情報が規制当局および第三者が利用可能とするよう要求されることがある。

### EEA内に住所を置くまたは登記上の住所を置く投資家に対する通知

ユニ・フォリオは、非EUのオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）により管理されている非EUオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）である。したがって、投資家への開示、規制当局に対する報告およびAIF年次報告に関するAIFMDの規定の一部のみが適用される。そのため、かかる投資家は、ユニ・フォリオがEUのAIFMにより管理されているEUのAIFであった場合、AIFMDが想定する全規定の恩恵を受けることはない。

### 周囲との隔絶

信託証書に従い、ファンドの資産は、「周囲と隔絶」または「留保」されている。これは、ユニ・フォリオに属する別のファンドの債務をカバーする為に利用できないことを意味する。

### 英領ヴァージン諸島に住所を置く会社の利用

ファンドは、英領ヴァージン諸島で登記された全額出資子会社を通じて投資を行う。ファンドに代わって行われた全ての投資は、当該子会社により保有される。

## スイスで登録されたファンドに適用されるリスク警告

HSBCトレーディング・アドバンテージファンドのスイスにおける認可に伴い、前記のファンドのためのリスク警告および開示に加え、投資者は、以下に記載された「スイスにおいて登録されたファンドに適用する追加リスク要因」に注意を払うべきである。また、投資者は、ファンドが一般に通常より高い投資リスクを伴うこと、およびファンドが情報に精通している投資者のみのために設定されていることに留意すべきである。投資者は、自己の資産の大部分をファンドに投資すべきでない。

### 一般的リスク

投資を行おうとする者は、ユニ・フォリオへの投資には、投資全額を喪失するリスクを含む高度なリスクが伴うことに留意されたい。ファンドは、証券、金融先物およびデリバティブ商品のボラティリティ、為替リスクおよび金利リスク、かかる市場および商品におけるトレーディングのレバレッジ効果ならびに相手方の不履行に起因する損失に対する潜在的エクスポージャー等のリスクを含む高度なリスクを伴う商品に投資し、これらを取引する可能性がある。投資プログラムが良好に達成されるとの保証はなく、投資目的が達成されるとの保証もない。ファンドの受益証券の価格および価額は変動し、受益証券の価額は当初の投資額を下回ることがある。

ファンドが投資する投資信託の選定および監視の際に厳格なデュー・デリジェンスが行われるものの、かかる投資先ファンドの従前のパフォーマンスは、いかなる方法によってもその将来のパフォーマンス（収益性の観点からか相関性の観点からかを問わない。）を保証するものであると解釈されるものではない。受益証券の買戻し時またはファンドが解散した場合、投資者は、投資全額を回収できなくなることがある。

ファンドは、投機的な投資方針を追求する投資信託に投資することを目的とする。かかる投資先ファンドは、通常、「ヘッジ・ファンド」または「オルタナティブ投資」として知られるカテゴリーに属する。同様に、一連の投資対象には、コモディティの先物契約およびオプションならびに通貨または関係する金融商品の先物契約に投資する投資信託が含まれることがある。かかる投資先ファンドは、オプション権、先物契約または証券の空売り等の特殊な投資手法または取引技法を用いる可能性がある。ファンドは、複数のファンド・マネジャーにより複数の投資スタイルで管理されている投資先ファンドを選定することにより、または複数のセクターに投資することにより、リスクを分散させるよう努める。

### 管理機関の不存在

ファンドは、管理機関が投資先ファンドを全くまたは殆ど監視しない法域で設立された投資信託に投資する権限を授与されている。かかる場合、ファンドは受益者の利益を保護するために他の保証が行われることを確保するものの、かかる保護は管理機関による監視と比べると効果が低くなる可能性がある。また、かかる監視または保護は、投資先ファンドに適用される投資リスクおよびリスク分散に関する指示の明確性に欠け、または投資方針の柔軟性に欠ける可能性がある。かかるリスクを最小限に抑えるため、投資先ファンドの選定基準に関するデュー・デリジェンス手続が確立されている（前記「2 投資方針（1）投資方針 デュー・デリジェンス」の項参照）。

### 投資先ファンドの現金不足

管理会社は合理的な期間内における投資証券または受益証券の買戻しを可能とする投資先ファンドを選定すべくあらゆる努力を行うものの、投資先ファンドによる投資が十分な流動性を有さず、買戻しが請求された場合に当該請求に迅速に応じられない可能性がある。現金不足は、ファンドの受益証券の流動性およびその投資対象の価額に影響を及ぼすことがある。

このため、買戻し請求の取扱いは、流動性の不足によりファンドにより保有される資産の純資産価額の算定が困難となる場合を含む例外的状況において繰り越され、その後これに起因して受益証券の発行および買戻しが停止されることがある（後記「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等」および「2 買戻し手続等」の項参照）。

### 成功報酬

管理会社に対し支払われる報酬の一部は、ユニ・フォリオのパフォーマンスに基づく。管理会社は、ユニ・フォリオの価額が上昇した場合、キャピタルゲイン（実現・未実現を問わない。）を計上する。また、ファンドが投資する可能性のある投資先ファンドの特別の性質のため、多くの投資先ファンド（大部

分でないとしても）は、そのファンド・マネジャーに対し成功報酬を支払う。かかる取決めの一部として、ファンド・マネジャーは、保有資産の価額が上昇した場合、損失が実現されまたはかかる資産の価額が下落したとしても不利益を被らずに、キャピタルゲイン（実現・未実現を問わない。）から利益を得ることができる。

#### 報酬体系

ファンドは、自らの管理費用、管理会社、投資顧問会社および受託会社に対し支払われる報酬ならびにファンドが投資した投資先ファンドからファンド・マネジャーその他の業務提供者に対し支払われる報酬の比例按分額を負担する。このため、ファンドの運営費用は、他の投資プランと比べて純資産価額に対しより高い割合を表章することがある。また、投資先ファンドにより用いられる戦略の中には、ポジションの頻繁な変更およびポートフォリオの過当取引を要求するものもある。これは、同様の規模の他の投資プランと比べてはるかに高額なブローカー報酬を発生させることがある。

投資を行おうとする者は、管理会社、投資顧問会社および受託会社に対し支払われる報酬の他、投資先ファンドからファンド・マネジャーに対し支払われる報酬もあるため、二重の報酬となることに留意されたい。

ファンドがHSBCグループにより運用される投資先ファンドに投資した場合には、かかる二重の報酬はない。

#### レバレッジ効果

ファンドが投資する投資先ファンドの中には、高度なレバレッジを用い、借入能力またはマージン・コミットメントの水準を制限されていないものもある。かかる投資信託により保有されるポジションの総額は、その純資産価額を超えることがある。かかるレバレッジは極めて高い全体的リターンを達成する可能性を提供するものの、同時にファンドのボラティリティを増加させ、投資全額を喪失するリスクを伴う。

#### 空売り

ファンドは、証券の空売りを行い、このため証券が理論上到達することのできる最大価格に上限がないため、投資資産を無限のリスクにさらす投資信託に投資を行うことがある。ファンドが投資先ファンドを通じて空売りを利用する場合、ファンド自体の損失は、当該投資先ファンドへの投資額に限定される。

#### 保管銀行の不存在

ファンドの資産が投資される投資先ファンドの中には、銀行に代えてブローカーを利用するものもある。かかるブローカーは、銀行の信用力と同一の概念を有していない可能性がある。また、規制された環境で運営される保管銀行とは異なり、ブローカーは、法的監視要件には従わず預託者としてのみ行為する。

#### 利益相反

ファンドとファンドの運用におけるアドバイザーとして関与する個人もしくは会社および/またはファンドにより利用される投資先ファンドのファンド・マネジャーとの間で、利益相反が生じることがある。投資先ファンドのファンド・マネジャーは、通常、ファンドが投資した投資信託により行われる投資と同様の投資を行う他の顧客の資産も運用する。したがって、かかる顧客は、同一の契約または投資につき競合する可能性があり、各顧客に関する投資または利用可能な機会は通常公平に配分されるものの、かかる配分手法の中には、売買される投資対象に関する支払価格もしくは取得価格または売買される持分高に悪影響を及ぼすものもある可能性がある。

また、ファンドの取締役、他の顧客およびファンドが投資する多くの投資先ファンドに対し助言、保管およびその他の業務を提供する権限が授与されているHSBCグループにより提供される他の業務は、それ自体が利益相反の原因となることがある。

同様に、ファンド・マネジャーの中には、自らの投資先ファンドの資本を保有するものもある。このため、投資先ファンドにおける利益相反を排除することができない。

#### ファンドによる投資の性質

投資判断は、通常、投資先ファンドにより独自に行われる。したがって、ファンド・マネジャーは、同一業界もしくは同一国における同一の証券もしくは銘柄においてまたは同一の通貨もしくはコモディティにおいて同時にポジションをとる可能性がある。したがって、ある投資先ファンドは、他の投資先ファンドがある商品の売却を決定した時期と殆ど同時期に当該商品の購入を決定する可能性もある。ファンド・

マネジャーの選定が運用手法の実際の分散または投資先ファンドにより取られるポジションの体系的な処理をもたらすとの保証はない。

ファンドの資産は、当初の投資戦略にコモディティの先物契約および/または金融先物もしくは通貨の投機を含む投資先ファンドに分配される可能性もある。コモディティおよび通貨の先物契約の価格は、要求されるマージンレベルが低いため極めて変動的となる可能性がある。先物契約の会計には、通常、極めて高度なレバレッジが含まれる。このため、先物契約における比較的小さい価格変動が投資者にとり多大な損失または利益をもたらす可能性がある。同様に、投資先ファンドの中には、その資産の大部分をオプション権およびその他のレバレッジ商品に投資するものもあり、この場合、株式または投資先コモディティにおける比較的小さい変動が多大な損失または利益をもたらす可能性がある。

投資先ファンドのファンド・マネジャーが用いることのできる戦略および技法は殆ど制限されない。

ファンドは、その分散された投資対象のため、他の通貨で保有する資産に伴う為替リスク、他の法域において投資した資産に伴う会計リスク、ファンドが投資し、かつ、経済上もしくは政治上の困難または社会問題が生じやすい国において保有される投資信託の資産に影響を及ぼす政治上、社会および経済上のリスクを含むその他のリスクを負う可能性がある。上記のリスク要因のリストは、発生しうるリスクの包括的なリストとなることが意図されるものではない。投資を行おうとする者は、ファンドに投資するか否かを決定する前に本書全体を一読し、自らが必要と判断する他の情報を十分に検討されたい。投資を行おうとする者は、自らが本書の内容を十分に理解することを確保しなければならない。

ユニ・フォリオを構成するファンドのいずれかの受益証券への投資は、上記の手法によりもたらされるリスクおよび利益を受け入れる用意のある投資者に対してのみ適切となる。

子会社の利用 ( 特定目的ビークル )

ファンドの資産は、ファンドが100%の持分を有し、かつ、その運用がポートフォリオ・ファンド・マネジャーにより保証されている個別の法主体 ( 子会社 ) において保有されることがある。かかる子会社は、通常、海外の法域 ( 例えば英国ヴァージン諸島 ( BVI ) ) で設立される。かかる法域において適用される法律は、子会社による第三者へのコミットメントに関する当該子会社とその株主との間の完全な法的分離の原則を認める。ただし、例外的に、子会社により行われたコミットメントにつきファンドが責任を負うというリスクが存在する。管理会社は、ポートフォリオ・ファンド・マネジャーとの間で締結する契約に特定の契約規定を含めることによりかかる内在リスクを最小限に抑えるあらゆる努力を行う。

マネージド・アカウントを通じた投資

ファンドの資産は、マネージド・アカウントに投資されることがある。ただし、かかる投資がファンドの完全所有子会社 ( 以下「投資対象保有会社」という。 ) のみを通じて運用される場合に限られる。投資対象保有会社の取締役の過半数は管理会社の取締役でなくてはならない。一または複数のポートフォリオ・マネジャーが、かかる投資対象保有会社の資産について投資一任権限を有するものとして任命される。かかるポートフォリオ・マネジャーの氏名は、ユニ・フォリオが随時公表する定期報告書において開示され、受益者はいつでも管理会社の登記上の事務所において情報を照会することができる。ポートフォリオ・マネジャーは、通常、固定運用報酬と変動成功報酬を受領する権利を有する。管理会社は、例えば、ユニ・フォリオの資産を投資対象保有会社の債権者から隔離するため、ユニ・フォリオには適用されない税制優遇策を受けするため、または、新規に募集を行っていないか、またはファンドの投資対象・投資方針に合致しない投資方針を持つヘッジ・ファンドのマネジャーに資産を割り当てるために、有限責任会社として設立された投資対象保有会社を利用することができる。各投資対象保有会社は、ファンドの投資制限および投資目的に従って投資を行わなくてはならない。ファンドが一または複数の投資対象保有会社を通じて投資運用の一部を行う場合、その資産にはかかる投資対象保有会社を通じて直接的および間接的に保有される証券や金融商品が含まれる。ユニ・フォリオは、投資対象保有会社が発行する全株式または受益証券をユニ・フォリオに代わり取得するために、ファンドの利用可能資産の一部を利用する。一または複数の投資対象保有会社により発行され、ファンドにより保有される証券は、投資制限規制上はファンドの投資とはみなされない。従って、ユニ・フォリオの監査済年次報告書および未監査半期報告書を作成する場合には、各投資対象保有会社の財務実績は、ユニ・フォリオの監査人により監査される関連するファンドの財務実績に連結される。投資対象保有会社の活動は上記の方法により資産を保有することに限定される。更に、受託会社は、その法律上の義務を果たすためあらゆる方策を講じることを確保する。

## （２）リスクに対する管理体制

リスクは複合的な側面を有していることから、HSBCオルタナティブ・インベストメンツ・リミテッド（ユニ・フォリオの投資顧問会社）は、全体的なアプローチによるリスク管理を行っている。ポートフォリオの損失は、投資先ファンドおよびポートフォリオのレベルにおける、または予想外の世界的な事象による、相互依存的な一連の要因から生じる可能性がある。投資顧問会社は、戦略的投資配分、投資先ファンドの取捨選択およびポートフォリオ構築の過程において、投資顧問会社の投資運用チームによる積極的なリスク管理を通じて、かかるリスクの管理に努める。さらに、潜在的な利害関係の対立を排除するために、業務管理責任者への報告義務があるミドル・オフィスにより、運用チームから独立して、ポートフォリオに関する正規のガイドラインおよび制限の遵守が検証される。投資顧問会社のリスク管理プロセスは、ヘッジファンドへの豊富な投資経験、十分に設備の整ったグローバル・リサーチ・プラットフォーム、ならびに包括的な一連の固有リスク管理とポートフォリオ構築の手段によってサポートされている。



## &lt; 参考情報 &gt;

## ■ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

## HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド(米ドル・クラス)



2009年11月 2010年11月 2011年11月 2012年11月 2013年11月

※分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものである。

※年間騰落率は、2009年11月から2014年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものである。

## &lt; 各資産クラスの指数 &gt;

日本株 … 東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株 … MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(米ドルベース)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債 … シティ日本国債インデックス(米ドルベース)

先進国債 … シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし)(米ドルベース)

新興国債 … J Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・リターン・シフト(米ドルベース)

※ 日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算している。

## ■ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



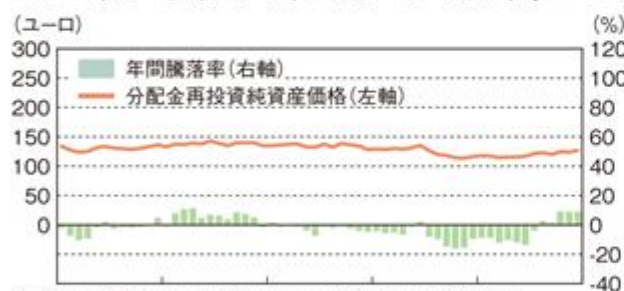
ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	12.1%	35.8%	57.9%	92.1%	17.5%	16.7%	38.9%
最小値(%)	-16.1%	-12.5%	-10.5%	-20.1%	-21.6%	-4.5%	-13.8%
平均値(%)	-1.9%	8.5%	17.0%	13.6%	0.9%	4.4%	8.2%

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限らない。

※上記は2009年11月から2014年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものである。

## HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド(ユーロ・クラス)



2009年11月 2010年11月 2011年11月 2012年11月 2013年11月

※分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものである。

※年間騰落率は、2009年11月から2014年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものである。

## &lt; 各資産クラスの指数 &gt;

日本株 … 東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株 … MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(ユーロベース)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(ユーロベース)

日本国債 … シティ日本国債インデックス(ユーロベース)

先進国債 … シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし)(ユーロベース)

新興国債 … J Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・リターン・シフト(ユーロベース)

※ 日本株の指数は、各月末時点の為替レートによりユーロ換算している。



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	11.4%	33.2%	52.2%	78.8%	29.8%	17.9%	34.1%
最小値(%)	-16.1%	-9.6%	-2.6%	-15.4%	-25.7%	-6.6%	-14.9%
平均値(%)	-2.0%	8.7%	17.2%	13.6%	1.8%	4.9%	8.8%

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限らない。

※上記は2009年11月から2014年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものである。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### ( 1 ) 【申込手数料】

海外における申込手数料

別紙 A を参照のこと。

管理会社は、ファンドの受益証券の発行に応じ、ファンドの別紙 A に記載されるとおりの買付金に対する一定料率の当初申込手数料を買付代金から控除することができる。ファンドの現行当初申込手数料料率の引上げについては最初にすべての新規申込者または申込予定者 ( 影響を受ける場合 ) に通知され、新規の料率を記載した新しい投資信託説明書が発行される。

日本国内における申込手数料

申込手数料は、発行価格に 3.24% ( 税抜き 3.0% ) 以内で定められている料率を乗じて得た額とする。申込手数料とは、購入時における商品内容の説明および投資に関する情報の提供ならびに購入に関する事務手続等の対価として支払われるものであり、日本における販売会社または販売取扱会社に対して、その約定に従い支払われる。管理会社は、申込手数料を一切受領していない。

##### ( 2 ) 【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

別紙 A を参照のこと。

管理会社は、ファンドの受益証券の買戻しに応じ、ファンドの別紙 A に記載されるとおりの買戻代金に対する一定料率を上限とする買戻し手数料を買戻代金から控除することができる。ファンドの現行買戻し手数料料率の引上げについては最初にすべての受益者に通知され、新規の料率を記載した新しい投資信託説明書が発行される。

日本国内における買戻し手数料

日本において、買戻し手数料は課せられない。

##### ( 3 ) 【管理報酬等】

管理報酬および投資顧問会社の報酬

管理会社は、ファンドの資産から支払われる管理報酬を受領することができる。管理報酬は、各取引日に計算、計上され、これに関する計算は、365日で除した最終取引日以降の経過日数で乗じた管理報酬料率と純資産価格とを乗じたものとする。ファンドの現行の管理報酬料率は、別紙 A 記載のとおりである。最大管理報酬料率を上限とする管理報酬料率の増加は、効力発生日の 30 日前までに受益者に通知されなければならない。最大管理報酬料率の引上げは、受益者の承認を必要とし、十分な通知が行われるまで発効しない。

###### ( ) 管理報酬

平成 26 年 7 月 31 日に終了した会計年度の管理報酬は、1,686,000 米ドルであった。

R クラス受益証券を除き、管理会社は、その絶対的裁量により、信託財産から支払われる管理報酬に関連して当該管理報酬の全額または一部を受益証券所有者または仲介者に対し割り戻すことができる。あるサブ・ファンドが別のサブ・ファンドまたは複数のサブ・ファンドに投資する場合、管理会社は、管理報酬の二重請求が発生しないように当該取得持分に関し管理会社に生じるすべての報酬が払い戻されるよう確保する。

###### ( ) 投資顧問報酬

管理会社は、投資顧問会社に管理報酬から投資顧問報酬を支払う。

平成 26 年 7 月 31 日に終了した会計年度の投資顧問報酬は、0 米ドルであった。

呼値スプレッド

受益証券一口当たりの発行価格の計算において、管理会社は、受益証券一口当たり純資産価格に呼値スプレッド ( もしあれば ) を加算することができ、かかるスプレッドは、管理会社が決定し、ファンドの別紙 A 「ファンド概要」に明示される受益証券一口当たり純資産価格に対する料率とする。呼値スプレッド ( もしあれば ) を加算した一口当たり純資産価格が発行価格となる。

### 成功報酬

ファンド証書により容認される場合、管理会社は、現行実績期間開始時の受益証券一口当たり純資産価格と比較した当該評価時点の受益証券一口当たり純資産価格の増加率(「増加額」)が当該インデックスの計算リターン(「インデックス・リターン」)を超え、かつ実績期間開始時の受益証券一口当たり純資産価格がそれ以前の実績期間末現在の受益証券一口当たり純資産価格をも下回らない場合、各評価時点に成功報酬(「成功報酬」)を計上することができる。インデックス・リターンは、該当する場合適切な複合要素を含む当該実績期間中のインデックスへの投資の増加率として計算される。なお、かかるインデックスは、3月、6月、9月および12月の最終評価時点現在の実勢市場金利に沿って更新される。

成功報酬はハイ・ウォーターマーク・ベースで計算される。

ある評価時点の増加額が当該日のインデックス・リターンを超える場合、管理会社は、当該評価時点に発行済の受益証券口数を乗じた超過分に対し成功報酬料率を適用して計算された報酬を計上することができる。ファンドの成功報酬料率についてはファンド証書に詳述されている。実績期間は、当初申込期間の終了時に開始し、当初申込期間の終了後少なくとも6か月経た12月31日に終了し、その後は各暦年に終了する。

毎年12月31日現在計上されている成功報酬は、ファンドの信託財産から管理会社に支払われ、一度支払われた成功報酬に払戻しの義務はない。

管理会社は、その裁量により成功報酬に対する管理会社の権利を全面的または部分的に放棄することができる。管理会社は、その絶対的裁量により、信託財産から支払われるいかなる費用に関しても、当該費用の全部または一部について割り戻しを行うことができる。成功報酬の取決めは、かかる報酬取決めがない場合よりもさらに投機的な投資またはさらに損失リスクの大きな投資を管理会社が行うインセンティブとなることがある。

成功報酬の計算は一部未実現の利益(また未実現の損失)に基づいており、かかる未実現の利益が当該ファンドにより全く実現されないことがあることを投資者は留意すべきである。

成功報酬の金額を含む(ただし、それに限られない。)本報酬に関し疑義のある場合、当該事項は監査人に委ねられ、その決定は最終的なものとされる。

平成26年7月31日に終了した会計年度のファンドの成功報酬は、0米ドルであった。

### 受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から支払われる受託報酬を受領することができる。受託会社の報酬は、管理報酬と同じ基準で計算され、計上される。

ファンドに対する受託会社の報酬の現行料率は、別紙A「ファンド概要」に記載されるとおりである。

平成26年7月31日に終了した会計年度のファンドの受託報酬は、134,000米ドルであった。

## ( 4 ) 【その他の手数料等】

### 営業費用

法的費用、監査報酬(監査人等に支払う監査に係る報酬)、受益証券価格の各種新聞紙上での公告、仲介手数料、印刷、税金(法人税、源泉徴収税等)、登録手数料、ファンドの信託財産の全部または一部を保管するためにファンドが全額出資投資会社を維持するコスト(適用ある場合)、管理会社、受託会社および投資顧問会社の他の一定の管理コストと諸費用を含むが、それらに限定されないその他一切の手数料および費用は、信託財産から原価で支払われるものの、リスク集約費用およびFXヘッジ・サービス強化費用は投資顧問会社の経費となり、信託財産から原価で支払われることに、特に留意すべきである。特定のサブ・ファンドに帰属していないと管理会社がみなす負債の場合、管理会社は、受託会社との協議の上、サブ・ファンド間に当該負債が割り当られまたは割当変更される基準を決定する裁量権を有する。

### 設立費用

ユニ・フォリオの設立とファンドおよび受益証券クラスの設定において管理会社が負担した当初設立費用は、まず管理会社が支払い、その後、ファンドまたは受益証券クラスに割り当てられる最大額が25,000米ドルまたは他の通貨相当額を超えないようにファンドまたは受益証券クラス間(適用ある場合)に割り当てられる。ファンドまたは受益証券クラスへの割当額はファンドまたは受益証券クラスに対し請求さ

れ、その資産から支払われ、その後ファンドまたは受益証券クラス内の会計処理を目的とし、5年を超えない期間にわたり償却される。

上記に代えて、管理会社は、当該費用を引き続き負担し、5年を超えない期間にわたり毎週按分してファンドまたは受益証券クラスに対し負担額を課することができる。ただし、ファンドまたは受益証券クラス当たりの年次負担額は年間当たり5,000米ドルまたは他の通貨相当額を超えないものとする。随時、(a) 管理会社の意見によれば、長期の継続的利益を有するかおよび/または一もしくは複数のファンドまたは受益証券クラスに関係する特別の性質の追加費用が発生することがあり、(b) 新ファンドまたは受益証券クラスが設定され、それにより現在の設立費用が分担されることになり、また(c) 既存ファンドまたは受益証券クラスが終了し、これに関し既に賦課済みの費用がまだ償却されていないことがある。かかるすべての場合、管理会社は、受託会社の事前の承認を得て、償却額を調整し、償却期間を5年以下に短縮することができる。ただし、いかなるファンドまたは受益証券クラスにおいても償却されるべき費用の期限前支払総額は、いずれの時点にても25,000米ドルまたは他の通貨相当額を超えないものとして、またあるファンドまたは受益証券クラスの年間償却額または管理会社による年間負担請求額は、年間当たり5,000米ドルまたは他の通貨相当額を超えないものとする。

上記の および の費用の額は、投資者が間接的に負担することになるが、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができない。また、上記の手数料・報酬等の合計額については、投資者がファンドの受益証券を保有する期間等に応じて異なるため、表示することができない。

平成26年7月31日に終了した会計年度の、ファンドのその他の費用は、205,000米ドルであった。

#### (5) 【課税上の取扱い】

日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (イ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、源泉分離課税となり、20.315%(所得税(復興特別所得税を含む。以下同じ。)15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了するが(平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)、この場合、支払調書は提出されない。
- (ハ) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。))または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。))。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (ニ) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

<平成28年1月1日以後の課税上の取扱いについての注記>

平成28年1月1日以後、公募外国公社債投資信託については、以下のような課税上の取扱いとなる。

- (イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、平成28年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。Iにおいて、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(二) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

(ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、平成28年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一だが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(ヘ) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。

(ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ガーンジーに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しガーンジー税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。Iにおいて、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(二) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

(ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および一定の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選

択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金に限る。)との損益通算が可能である(注:平成28年1月1日以後は、一定の他の上場株式等(平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下、カッコ内において同じ。)の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。)。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(ヘ)日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。

(ト)日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ガーンジーに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しガーンジー税務当局により課税されることは一切ない。

本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないしIIIに記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

## ガーンジー

投資家は、申告書またはあらゆる税務(すべての所得税、キャピタル・ゲイン税、富裕税および固定資産税を含むが、これらに限定されない。)に関するその他の必要書類の提出およびその支払について有することがある義務を遂行する責任を負う。投資対象もしくは資産の保有または処分、更に実現した収益、分配または損失は、投資家の適用ある本籍地、居住地、市民権および保有する資産の種別を含むがこれらに限定されない多数の要因に起因して税務上の影響を受けることがある。特定の国々では、本籍地、居住地または市民権の取得地に関わりなく、域外効力を有する税制を有していることがある。管理会社は、いかなる法律上または税務上の助言も行わず、投資家は、独立した法律または税務アドバイザーから法律上または財務上の助言を求めるべきである。ユニ・フォリオの購入申込みを行うことにより、投資家は、管理会社、受託会社、投資顧問会社または販売会社のいずれも、投資家の税務上の義務ならびに/または第三者により提供される法律上および/もしくは税務上の助言に対する責任を負わないことを認識し、同意するものとする。

## ファンド

課税を回避しうるか、回避が望ましい場合、ユニ・フォリオまたはいずれかのファンドが、収益の受領またはキャピタル・ゲインもしくは取引益に関し、いずれかの国で租税義務を意図的に負うことになることは予想されていない。さらに、管理会社は、総合的な収益(課税控除を計算に入れた後)が依然として魅力ある投資となる場合を除き、いずれかのファンドがある投資対象に対する利益の支払について源泉徴収税の課税対象となる場合、当該投資対象を取得することを予定していない。ファンドが税金を負担する場合、管理会社は、かかる税金を、潜在する税金の影響を勘案して当該投資決定がなされた上での税金であるとみなすことができる。

投資を行おうとする者には、自国でまたはファンド受益証券の取得、保有もしくは処分との関連する現在もしくは過去の関係国で(当該国での保管会社またはノミニーの利用を含む。)自己に適用される税金の影響に関し助言を求めることが強く勧められる。

管理会社または受託会社は、概ね、その目的のために設立された投資対象保有会社を通してファンドの資産を保有する。かかる会社は、英領ヴァージン諸島または利用可能な当該二重課税条約を勘案して管理会社または受託会社が適当とみなす他の地域において設立されることがある。

ガーンジーの所得税に関わる責任者は、その意見によれば、ユニ・フォリオが1989年所得税(免税機関)令(改訂済)に基づきガーンジーにおける所得税免除の適格性を有していることを確認している。ユニ・フォリオは現在ガーンジーの所得税を免除されており、引き続きかかる免除を申請し取得する予定であり、またかかる免除を維持するために、ファンドは、ユニ・フォリオによって支払われる年間報酬コスト(現在年間当たり600スターリング・ポンド)を分担することになる。管理会社は、年次毎に認められるかかる免税上の地位をユニ・フォリオが維持するようにユニ・フォリオとファンドの業務を遂行する予定である。

ガーンジーは、資産の相続、証券のキャピタル・ゲイン、贈与、売却または出来高に対し課税せず、また財産税は存在しない。受益証券の発行、譲渡、転換または買戻しに関してはガーンジーでは印紙税は課されない。

## 受益証券所有者

ファンドの受益証券に関わるすべての利益分配は、ガーンジーのあらゆる所得税の控除なしで行われる。ただし、かかる受益証券の所有者は、ガーンジーの所得税法上ガーンジー、オールダニーまたはヘルムの居住者とはみなされず、また居住者とみなされる他の者のノミニーとして行為していないことが必要である。課税上の目的でガーンジー、オールダニーまたはヘルムに居住するいかなる受益者も、ファンドが支払う分配金についてファンドによる税金控除の適用を受けないが、管理会社は、かかる受益者に対して支払われた分配金の詳細を、ガーンジーの所得税に関わる責任者に提出する。

投資を行おうとする者には、ファンドの受益証券の取得、保有または処分に関連して自国で自己に適用される税金の影響に関し助言を得ることが強く勧められる。

## FATCA

FATCAは、外国口座税務コンプライアンス法(Foreign Account Tax Compliance Act)の略である。同法は、米国内での租税回避を防ぐことを目的とした制定法の新設部分である。

米国財務省(「財務省」)および米国国税庁(「IRS」)により導入されたFATCAの目的は、米国人が自らの収益および資産に対する米国租税を回避するための銀行およびその他の金融機関の利用を制限することにより、より良い税務遵守を促進することである。

国際的な税務遵守を改善し、FATCAを制定するため、世界的に多数の国々が米国政府との政府間協定(「IGA」)を締結する見通しである。これらのIGAにより、FATCA法がこれらの国々における現地法の一部となる。

米国内国歳入法の第1471条から第1474条(「FATCA」)により、FATCA第1471条(d)(4)に定義される外国金融機関(「FFI」)に対する特定の支払には、かかるFFIがFATCAに準拠していない場合30%の源泉徴収が課される。ユニ・フォリオは、FFIであり、よってFATCAの対象である。

2014年7月1日以降、米国内財源からの利息、配当およびその他特定の種類の収益を構成するユニ・フォリオおよびサブ・ファンドに対する支払には、かかる源泉徴収税が適用される。2017年1月1日以降、かかる源泉徴収税は、米国株式、債券および米国源泉配当または利息支払をもたらすその他特定の資産の売却またはその他の処分により受領した総収益にも適用される。

これらのFATCA源泉徴収税は、(i)ファンドがFATCAの規定およびそれに基づく関連規則、通知および発表に従いFATCAに服する場合、または(ii)ファンドが適切なIGAに服する場合を除き、ファンドに対する支払に課されることがある。

ファンドは、自らの収益がFATCA源泉徴収税の対象となることがないように確保するため適切な時期にFATCAを遵守することを予定している。更に、ガーンジーは、米国および英国とIGAを締結しており、ユニ・フォリオおよびサブ・ファンドは、かかるIGAの要項および現地の施行規則を遵守することを意図している。ガイダンス・ノート原案は、ガーンジー内で公表されているが、協議の対象である。

FATCAの定める義務を遵守するため、ユニ・フォリオおよびサブ・ファンドは、自らの米国の課税上の地位を確定するための特定の情報を投資家から入手する必要がある。投資家が特定の米国人、米国所有の非米国企業、非参加FFI(「NPFFI」)である場合または必要書類を提供しない場合、ユニ・フォリオおよびサブ・ファンドは、法的に許容される範囲内で、これらの投資家に関する情報を該当税務当局に報告する必要があることがある。

投資家またはユニ・フォリオおよびサブ・ファンドの持分を保有するために用いられる仲介機関が、(i)ユニ・フォリオおよびサブ・ファンド、それらの代理人もしくは授權された代表者に、ユニ・フォリオおよびサブ・ファンドがFATCA(または類似の制定法)を遵守するために必要な正確、完全かつ真正な情報を提供することができない場合、または(ii)NPFFIである場合、当該投資家は、投資家に分配可能であったであろう金額に対する源泉徴収の対象となることがあり、更に(a)ユニ・フォリオおよびサブ・ファンドの持分を売却することを余儀なくされること、または(b)特定の状況において、投資家のユニ・フォリオおよびサブ・ファンドの持分が非任意的に売却されることがある。ユニ・フォリオおよびサブ・ファンドは、自らの裁量において投資家の同意を得ずに、ユニ・フォリオおよびサブ・ファンドがFATCAを遵守するために適切または必要とみなす手段を講じるための補完的な契約を締結することができる。

投資家は、FATCA上の要件についての自らの状況に関し税務アドバイザーに相談すべきである。とりわけ、仲介機関を通じて受益証券を保有する投資家は、投資利益に対してFATCA源泉徴収税が適用されることのないよう確保するため、それらの仲介機関がFATCAを遵守しているか確認すべきである。

投資を行おうとする者には、ファンドの受益証券の取得、保有または処分に関連して自国で自己に適用される税金の影響に関し助言を得ることが強く勧められる。

## 税務情報請求

現地もしくは外国の法律、制定法もしくは規制に従い現地もしくは外国の規制当局もしくは税務当局(「税務当局」)が行う情報請求(「税務情報請求」)を遵守するため、ならびに/またはファンドの税務報告および会計処理義務を充足するため、管理会社および/または受託会社は、企業体の状況の情報、個人税務情報、受託会社または管理会社に向けた税務情報請求内で税務当局により指定され、管理会社および/または受託会社が保有している、またはかかる投資家が管理会社または受託会社に提供する投資家に係る付加的な情報を、かかる税務当局に対し収集、保存、使用、処理、開示、報告することがある。

多くの国々は、情報報告に関する税制の導入過程にある。ユニ・フォリオおよびサブ・ファンドは、かかる要件の正確な指標は十分に明らかでないものの、適用を受けることがあるかかる税制を遵守する意向である。結果とし



て、ユニ・フォリオおよびサブ・ファンドは、かかる国の法律に基づく投資家の税務状況および各投資家に関する情報を当該政府当局に対する開示のため入手することが必要となることがある。

## 5【運用状況】

運用実績は、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆または保証するものではない。

## ( 1 ) 【投資状況】

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

(平成26年10月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
投資信託	バミューダ	15,209,803.92	18.88
	英領ヴァージン諸島	21,913,925.62	27.20
	ケイマン諸島	42,596,025.72	52.86
	ルクセンブルグ	8,390,514.93	10.41
	小計	88,110,270.19	109.34
現金その他の資産(負債控除後)		-7,529,813.47	-9.34
合 計(純資産総額)		80,580,456.72 (約9,527 百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

## ( 2 ) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

(平成26年10月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	保有口数 / 株数	取得原価(米ドル)		時価(米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	Tewksbury Investment Fund Ltd.	バミューダ	投資信託	13,897.44	853.53	11,861,825.07	1,094.43	15,209,803.92	17.26
2	Winton Futures Fund Ltd	英領ヴァージン諸島	投資信託	691.96	14,790.67	10,234,625.01	20,421.90	14,131,239.94	16.04
3	AHL (Cayman) SPC, Class A1 Evolution USD Shares	ケイマン諸島	投資信託	1.02	9,405,356.00	9,636,103.90	12,644,716.06	12,954,937.35	14.70
4	BlueTrend Fund Limited	ケイマン諸島	投資信託	614.71	14,701.25	9,037,073.28	19,636.03	12,070,553.31	13.70
5	Two Sigma Absolute Return Macro Enhanced	ケイマン諸島	投資信託	1,000.00	9,000.00	9,000,000.00	9,406.80	9,406,800.00	10.68
6	Transtrend Fund Alliance Omnitrend Plus (USD)	ルクセンブルグ	投資信託	3,004.43	2,756.10	8,280,502.05	2,792.71	8,390,514.93	9.52
7	Cantab Quantitative Fund (The)	ケイマン諸島	投資信託	1,936.42	4,994.00	9,670,456.49	4,215.90	8,163,735.06	9.27
8	Crabel Fund SPC, Ltd.	英領ヴァージン諸島	投資信託	1,000.00	8,009.48	8,009,482.00	7,782.69	7,782,685.68	8.83

## 【投資不動産物件】

平成26年10月末日現在、該当事項なし。

## 【その他投資資産の主要なもの】

平成26年10月末日現在、該当事項なし。

## ( 3 ) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記会計年度末および平成26年10月末日までの前一年間における各月末のファンドの純資産の推移は、次の通りである。

	純資産総額		一口当たり純資産価格		
	千米ドル	百万円	クラス	米ドル/ユーロ	円
第九会計年度末 (平成18年7月末日)	80,420	9,508	USD	102.35	12,101
			EUR	95.47	14,053
第十会計年度末 (平成19年7月末日)	108,755	12,858	USD	122.29	14,458
			EUR	112.12	16,504
第十一会計年度末 (平成20年7月末日)	290,886	34,391	USD	145.19	17,166
			EUR	131.69	19,385
第十二会計年度末 (平成21年7月末日)	292,062	34,531	USD	144.34	17,065
			EUR	131.30	19,327
第十三会計年度末 (平成22年7月末日)	274,430	32,446	USD	142.06	16,796
			EUR	128.70	18,945
第十四会計年度末 (平成23年7月末日)	381,012	45,047	USD	154.66	18,285
			EUR	139.75	20,571
第十五会計年度末 (平成24年7月末日)	315,159	37,261	USD	153.25	18,119
			EUR	138.73	20,421
第十六会計年度末 (平成25年7月末日)	196,456	23,227	USD	130.74	15,457
			EUR	118.25	17,406
第十七会計年度末 (平成26年7月末日)	88,550	10,469	USD	132.52	15,668
			EUR	119.80	17,635
平成25年11月末日	157,101	18,574	USD	130.24	15,398
			EUR	117.77	17,336
12月末日	149,355	17,658	USD	129.65	15,329
			EUR	117.21	17,253
平成26年1月末日	141,376	16,715	USD	126.86	14,999
			EUR	114.61	16,871
2月末日	138,099	16,327	USD	127.77	15,106
			EUR	115.46	16,996
3月末日	116,022	13,717	USD	128.08	15,143
			EUR	115.72	17,034
4月末日	113,235	13,388	USD	129.33	15,291
			EUR	116.86	17,202
5月末日	98,649	11,663	USD	134.26	15,874
			EUR	121.42	17,873
6月末日	95,509	11,292	USD	136.10	16,091
			EUR	123.08	18,117
7月末日	88,550	10,469	USD	132.52	15,668
			EUR	119.80	17,635
8月末日	88,846	10,504	USD	137.93	16,307
			EUR	124.69	18,354
9月末日	80,633	9,533	USD	137.00	16,198
			EUR	123.90	18,238
10月末日	80,580	9,527	USD	140.39	16,598
			EUR	126.98	18,691

(注1) ファンドの米ドル・クラスの運用は、平成17年10月31日に、ユーロ・クラスの運用は、平成18年3月31日に開始された。

(注2) 「クラス」欄の「USD」とは、米ドル・クラス受益証券、「EUR」とは、ユーロ・クラス受益証券のことをいう。

(注3) 上記の純資産総額は、千米ドル未満を四捨五入して作成されており、千米ドル未満を切り捨てて作成されている財務書類の数値とは異なる場合がある。

< 参考情報 >

### ■純資産総額および受益証券一口当たり純資産価格の推移

#### HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド (米ドル・クラス) (2005年10月31日から2014年10月31日まで)



#### HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド (ユーロ・クラス) (2006年3月31日から2014年10月31日まで)



## 【分配の推移】

ファンドは、分配金相当額を再投資する累積型であり、分配の推移について該当事項はない。別紙を参照のこと。

## 【収益率の推移】

(米ドル・クラス)

会計年度	前会計年度末の一口当たり 純資産価格(米ドル)	会計年度末の一口当たり 純資産価格(米ドル)	収益率(%)
第九会計年度	100.00	102.35	2.35
第十会計年度	102.35	122.29	19.48
第十一会計年度	122.29	145.19	18.73
第十二会計年度	145.19	144.34	-0.59
第十三会計年度	144.34	142.06	-1.58
第十四会計年度	142.06	154.66	8.87
第十五会計年度	154.66	153.25	-0.91
第十六会計年度	153.25	130.74	-14.69
第十七会計年度	130.74	132.52	1.36

## (ユーロ・クラス)

会計年度	前会計年度末の一口当たり 純資産価格(ユーロ)	会計年度末の一口当たり 純資産価格(ユーロ)	収益率(%)
第九会計年度	100.00	95.47	-4.53
第十会計年度	95.47	112.12	17.44
第十一会計年度	112.12	131.69	17.45
第十二会計年度	131.69	131.30	-0.30
第十三会計年度	131.30	128.70	-1.98
第十四会計年度	128.70	139.75	8.59
第十五会計年度	139.75	138.73	-0.73
第十六会計年度	138.73	118.25	-14.76
第十七会計年度	118.25	119.80	1.31

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の一口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の一口当たり純資産価格(分配落の額)。ただし、第九会計年度については、当初募集時における一口当たり純資産価格とする。

## &lt; 参考情報 &gt;

## ■ 年間収益率の推移

## HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド(米ドル・クラス)



(注1) 収益率(%)=100×(a-b)／b

a=各暦年末の受益証券一口当たり純資産価格

ただし、2014年については、2014年10月末日の受益証券一口当たり純資産価格

b=当該各暦年の直前の暦年末の受益証券一口当たり純資産価格(分配額の額)

ただし、2005年については、当初申込期間の申込価格(100米ドル)

(注2) 2005年については、運用開始日(2005年10月31日)から2005年12月31日までの収益率。

2014年については、2014年1月1日から2014年10月末日までの収益率。

## HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド(ユーロ・クラス)



(注1) 収益率(%)=100×(a-b)／b

a=各暦年末の受益証券一口当たり純資産価格

ただし、2014年については、2014年10月末日の受益証券一口当たり純資産価格

b=当該各暦年の直前の暦年末の受益証券一口当たり純資産価格(分配額の額)

ただし、2006年については、当初申込期間の申込価格(100ユーロ)

(注2) 2006年については、運用開始日(2006年3月31日)から2006年12月31日までの収益率。

2014年については、2014年1月1日から2014年10月末日までの収益率。



## (4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度におけるファンドの販売および買戻しの実績ならびに各会計年度末における発行済口数は、次の通りである。

## HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド(米ドル・クラス)

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第九会計年度	520,895.17 (2,731.17)	9,338.17 (0)	511,557.00 (2,731.17)
第十会計年度	150,368.36 (9,597.41)	135,955.78 (0)	525,969.58 (12,328.58)
第十一会計年度	876,074.09 (132,376.69)	125,566.69 (0)	1,276,476.98 (144,705.27)
第十二会計年度	633,900.69 (259,532.34)	627,124.23 (23,314.56)	1,283,253.44 (380,923.05)
第十三会計年度	182,438.24 (9,692.39)	372,180.57 (28,253.61)	1,093,511.11 (362,361.83)
第十四会計年度	763,465.87 (13,537.55)	321,531.61 (72,765.29)	1,535,445.37 (303,134.09)
第十五会計年度	208,093.49 (0)	486,325.60 (0)	1,257,213.26 (303,134.09)
第十六会計年度	98,476.61 (0.00)	645,224.59 (180,050.83)	710,465.28 (123,083.26)
第十七会計年度	32,585.12 (0.00)	320,549.33 (50,657.05)	422,501.07 (72,426.21)

(注1) ( )の数字は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

(注2) 第12会計年度の本邦内における販売口数には、HSBC 香港からの移管による増加分が含まれる。

## HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド(ユーロ・クラス)

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第九会計年度	17,122.84 (0)	0 (0)	17,122.84 (0)
第十会計年度	6,248.67 (0)	4,370.65 (0)	19,000.86 (0)
第十一会計年度	219,939.39 (0)	13,498.54 (0)	225,441.71 (0)
第十二会計年度	179,745.99 (1,283.61)	158,221.72 (0)	246,965.98 (1,283.61)
第十三会計年度	53,942.34 (973.77)	158,189.88 (0)	142,718.44 (2,257.38)
第十四会計年度	96,438.10 (0)	49,247.79 (0)	189,908.75 (2,257.38)
第十五会計年度	22,105.19 (0)	78,056.42 (0)	133,957.52 (2,257.38)
第十六会計年度	10,920.48 (0.00)	128,613.49 (1,084.76)	16,264.51 (1,172.62)
第十七会計年度	55.48 (0.00)	7,115.28 (0.00)	9,204.71 (1,172.62)

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

#### (1) 海外における販売手続等

##### 適格投資家

ファンドの受益証券の申込みを行う者は、適格投資家でなければならない。適格投資家とは、( )18歳以上であり、( )米国人ではなく、( )同人に影響する各国または政府機関のすべての法律、財務要件、為替管理規制に従って当該ファンドの受益者である資格があり、( )同人が受益者となることによって、ユニ・フォリオ、ファンド、もしくは他の受益者が租税義務を負うことにならず、または本来負担もしくは被り得ないその他金銭上、財務上、規制上等の不利益を被ることにならず、また( )ユニ・フォリオまたはファンドが1940年米国投資会社法(改正済)に基づき登録を要求されることにならない者と定義される。

受益証券を取得し、保有することは、当該投資家が適格投資家であることを継続的に表明し、保証することになる。適格投資家でなくなったことを認識した受益者はその所有受益証券を適格投資家に譲渡するか、または当該受益証券の買戻しを請求しなければならない。管理会社または名義書換事務代行会社の意見により適格投資家ではない者により保有されていることが判明した受益証券は、強制的に買い戻されることがある。「強制買戻し」の項の以下の情報をご参照下さい。

さらに、管理会社および名義書換事務代行会社は、米国人の株主(または、これに準ずる者)を有するファンドからの受益証券の申込みを拒絶する権利を留保している。

##### マネー・ロンダリング規制

管理会社および名義書換事務代行会社は、受益証券申込みの受付および資金の受領に際してデュー・デリジェンスを行うことを義務づける国内外の反マネー・ロンダリングおよびテロリズム防止規則(管理会社の場合には2007年ガーンジー刑事罰(犯罪収益)(金融サービス業)規則ならびに金融犯罪およびテロリスト金融に関する金融サービス業向け委員会のハンドブック、名義書換事務代行会社の場合には2010年アイルランド刑事罰(マネーロンダリングおよびテロリスト金融)規則(改正済)を含むが、これに限られない。)(以下「適用あるAML法」という。)に服する。適用あるAML法により、管理会社および/または名義書換事務代行会社は、国内外で調査を行い、その承知する調査結果および状況を報告することを要求されている。

名義書換事務代行会社は、受益証券の申込みを行う個人や法人の身元、住所および資金源の証明を要求する。したがって、受益証券の申込人は、初回の受益証券の申込みの際には必ず、申込書の関連の項目に記入し、必要な添付書類とともに提出しなければならない。

身元確認の目的で要求された情報の提出に遅滞・不履行がある場合には、名義書換事務代行会社は申込みや申込金の受理を拒否することができ、また、申込後に要求された情報については、情報が提出されるまで買戻代金の支払を拒否することができる。

##### マネー・ロンダリングおよびテロリズム金融の抑止

マネー・ロンダリングおよびテロリズム金融の防止を目的とした措置は、投資家の身元、住所、資金源ならびに該当する場合には、リスクについてセンシティブに対応して実質的な所有者の詳細な検証およびユニ・フォリオとの取引関係の継続的な監視を必要とする。

一例として、個人は、公証人、警察または居住国の大使館等の公的機関その他により適用のある関連規定の要件に従って正式に認証された写真、署名および生年月日を表示したパスポートまたはIDカードの写しを、公共料金の請求書や銀行の明細書(6か月以内に発行されたもの)等の住所を証明するものと共に提出する必要がある。法人申込者の場合には、設立証書(および商号変更登記)の謄本ならびに基本定款および付属定款(またはこれに相当するもの)、企業の署名権者一覧の謄本、全取締役および(上記のとおり身元の証明が必要とされる)実質的な所有者の名前、職業、生年月日、居住地および勤務先の住所の提出を要求されることがある。

重要な公的地位を有する者(「PEPs」)、重要な公的機能を委託されている、又は委託されてきた個人およびその近親者、または当該者の側近であることが知られている者も見極めなければならない。

各申込みの状況により、（ ）投資家の名前で保持されている口座から認定された金融仲介業者を通じて投資家が支払を行う場合、または（ ）認定された仲介業者を通じて申込みが行われた場合には、資金源の詳細な検証が必要とされない場合もある。これらの例外は、上記の金融機関または仲介業者が、アイルランドと同等のマナー・ロンダリング防止および対テロ資金規制やその他の適用条件を充足していると認められている国に所在している場合のみ適用される。

管理事務代行会社、管理会社および名義書換事務代行会社はそれぞれ、投資家の身元、住所、資金源を検証する必要がある情報を請求する権利を有する。投資家または申込者による身元確認のために要求された情報の提出に遅滞・不履行が生じた場合、管理会社、名義書換事務代行会社または管理事務代行会社は、申込みまたは申込金の受領を拒絶することができる。さらに、管理会社、名義書換事務代行会社または管理事務代行会社は、かかる状況において、買戻請求の処理または買戻代金の支払を拒絶することもできる。申込者は、買戻代金が登録口座にのみ振り込まれることに留意しなければならない。

受益証券の各申込者は、かかる情報および資料が請求されたが、申込者により提出されなかった場合に受益証券の申込みまたは買戻請求の処理できなかつた結果生じた損失に関して、管理事務代行会社、管理会社、名義書換事務代行会社およびファンドが補償され、免責されることを認識する。更に、管理会社、名義書換事務代行会社または管理事務代行会社は、管理会社、名義書換事務代行会社または管理事務代行会社のいずれかにより、特定の受益証券保有者に対する買戻代金または分配金の支払が適用のある反マナー・ロンダリング規制またはその他の法令に違反または違反となる可能性が疑われるか、またはそのような助言を関連する法域内の者から受けた場合には、当該受益証券保有者に対して買戻代金の支払または分配を行うことを拒否する権利を有し、また、かかる拒否がファンド、管理会社、管理事務代行会社または名義書換事務代行会社が関連する法域における法令遵守を確保するために必要または適切であると判断される場合も同様とする。

#### 「顧客を知る」の規制

HSBCグループは、厳格に「顧客を知る」という方針で営業しており、管理会社、受託会社および名義書換事務代行会社はそれぞれ、ユニ・フォリオに提供する役務に関しかかる方針に従う。

#### 契約証書

契約証書は、取引成立後2営業日以内に発行される。純資産価格が公表されるまで取引は成立しない。詳細な情報については、後記「4 資産管理等の概要 (1)資産の評価」を参照。名義書換事務代行会社は、場合に依りファンドの受益証券の口数と種類、価格、支払われるべき対価総額または買戻金額、取引日の期日、賦課される当初手数料または買戻し手数料額、受益者名簿に記入される登録細目を記載した契約証書を、受益証券申込者または受益証券を買い戻す所有者に対し送付する。

#### 受益証券の申込み

ファンドの受益証券が発行される前に、名義書換事務代行会社は、管理会社が認める体裁で完成された申込書を受領することを要する。管理会社は、その絶対的裁量により、ファンドの受益証券のいかなる申込みについても受諾することができる。

ファンドの受益証券の当初買付申込みについて、管理会社はその絶対的裁量により低価額を受諾に同意する場合を除き、別紙A「ファンド概要」に記載されるファンドの最低保有額を下回らない価額でなければならない。

関連するクラス受益証券の通貨建ての決済用キャッシュは、当該取引日の4営業日前の午後5時（ガーンジー時間）までに、名義書換事務代行会社が受領していなければならない。

上記の時刻までに決済用キャッシュが受領されなかった場合、申込みはキャンセルされ、申込可能な翌取引日に処理されることがある。

ファンドの基準通貨以外の通貨で受領した申込金は、管理会社の裁量により決定される換算レートにより、管理会社または指定の代理人によって必要とされる通貨に換算される。受益証券は記名式であるため、受益証券の所有に係る券面は発行されない。端数の受益証券は小数第二位まで発行される。買付金から当初手数料（もしあれば）の控除後、名義書換事務代行会社は、得られた金額を当該受益証券の発行価格で除して発行される受益証券口数を決定する。

当初申込み後、継続申込みは、（書面により事前に名義書換事務代行会社が同意した様式または方法により、また名義書換事務代行会社の要求に従って）電子的に受諾することもできる。

#### 情報保護

投資者は、自身のためまたは実質上の所有者のために、ファンドへの投資に同意することにより、管理会社が2001年ガーンジー情報保護法(以下「情報保護法」という。)および関連する法令に従いファンドに対する投資者の権利を適正に記録し、現在価値およびファンド書類の変更を含むファンドへの投資に関する事項について受益者に助言するため個人情報保有し処理できること、および管理会社がその義務を履行し規制上の要件を遵守するため以下の事項を行うことができることを了解し、受諾する。

- (a) 投資者に関する信用およびマネー・ロンダリングの確認のため個人情報を処理することを含む、ファンドへの投資により義務付けられまたはこれに関連する投資者個人情報(機微な個人情報を含む。)を処理すること
- (b) 投資者に関連しておよび一般的にファンドへの投資に関して必要な場合、投資者と連絡を取ること。
- (c) 投資者に関連しておよび一般的にファンドへの投資に関して必要と管理会社が判断する第三者またはガーンジーもしくはEEA外の第三者を含む情報保護法により必要な第三者に個人情報を提供すること
- (d) 当該者がガーンジーまたはEEA外の者である場合にもかかわらず、処理のため受託会社および登録機関に制限なく当該個人情報を提供すること
- (e) 管理会社の内部管理事務のため投資者の個人情報を処理すること

更に、投資者は、ファンドへの投資に同意することにより、自身のためおよび実質上の所有者のために、アイルランドの1988年-2003年の情報保護法に従って、（ファンドに代わる情報処理者としての名義書換事務代行会社が個人情報を処理することを了解し、受諾する。投資者の情報は、ファンドの名義書換事務代行会社がその業務を遂行するため、また、会社法、反マネー・ロンダリングおよびテロリスト資金調達防止規制に基づく義務を含む、法的義務を遵守するために処理される。名義書換事務代行会社は、法律上または規制上の理由により必要な場合、投資者の情報を第三者に開示する。これには、監査人、（EU預金利子指令に基づく）アイルランド税務当局、アイルランド中央銀行などの第三者への開示が含まれる。投資者は、ファンドへの投資に同意することにより、情報確認を目的とする名義書換事務代行会社との通話の録音、個人情報を前記のとおりまた管理会社に開示すること、必要な場合または管理会社もしくは名義書換事務代行会社の正当な利益のため、名義書換事務代行会社および/または管理会社のグループ会社（アイルランドと同様の情報保護法を有していない場合もある欧州経済領域以外の国に所在する会社を含み、名義書換事務代行会社および管理会社は、かかる個人情報をマーケティング目的で開示または利用する権限を有していないものと理解される。）への情報開示を含む、個人情報の処理に同意する。

受益者は、管理会社および名義書換事務代行会社がそれぞれの法規上の義務の履行、金融犯罪リスクの管理およびその他の活動において、受益者および実質上の所有者に関する個人情報を取り扱うことを受益者自身または実質上の所有者のために認識し、受諾する。その他の活動には、ファンドおよび第三者に対する個人情報の開示ならびに国外への転送が含まれるが、さらなる詳細は個人情報の保護方針（<http://www.hsbcnet.com/gbm/global-utilities/privacy-data-protection.html>）に記載されている。

#### 受益証券の譲渡

受益証券は、名義書換事務代行会社の容認する書式による譲渡書を完成させることにより管理会社または名義書換事務代行会社が事前に承認した場合を除き、譲渡されることはない。譲渡人が既存の受益者ではない場合、当該譲受人は、当該譲渡が行われる前に、申込書に記入し、必要に応じて、身元証明書類とともに名義書換事務代行会社に提出し、または別途書面により同様な情報、表明および約束を名義書換事務代行会社に提供することを要する。受益証券の譲渡は、上記要件が充足された期日直後の取引日にのみ効力を生じる。

#### (2) 日本における販売手続等

下記に記載するファンドの受益証券の申込みは、本有価証券届出書、信託証書、ファンド証書、ファンドの英文目論見書および口座約款（下記に定義される。）の条項に基づくものとみなされる。

日本においては申込期間中のファンド証券の申込みの取扱いが行われる日に、ファンド証券の申込みの取扱いが行われる。

日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。日本における申込の取扱時間は、原則として午後2時(東京時間)までとする。販売の最低単位は、ファンド別紙Aに記載されている。

ファンド証券一口当たりの発行価格は、原則として、評価時点(毎暦月最終営業日の午後5時(ガーンジー時間))の一口当たり純資産価格である。

日本の投資家による申込金額の支払は、日本において受益証券の申込書を日本における販売会社または販売取扱会社に提出すると同時に行われる。各申込日の発行価格の総額は、日本における販売会社または販売取扱会社によって、日本において受益証券の申込書が受領されまたは受領されたときみなされる暦月の最終営業日までに、管理会社が管理する顧客口座にファンドのクラス証券の通貨により払い込まれる。ただし、顧客により払い込まれた発行価格の総額は、日本における約定日(日本における販売会社または販売取扱会社が申込みの注文の成立を確認した日)後、日本において受益証券の受渡が行われる日まで、日本における販売会社または販売取扱会社が開設する取引口座に保管される。

日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託し口座約款を締結した投資者に対し、日本における約定日後すみやかに取引報告書を交付する。申込金額の支払は、原則としてファンドのクラス証券の通貨によるものとする。

申込手数料は、発行価格に3.24%(税抜き3.0%)以内で定められている料率を乗じて得た額とする。申込手数料とは、購入時における商品内容の説明および投資に関する情報の提供ならびに購入に関する事務手続等の対価として支払われるものであり、日本における販売会社または販売取扱会社に対して、その約定に従い支払われる。管理会社は、申込手数料を一切受領していない。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社または販売取扱会社は、ユニ・フォリオの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

上記(1)「海外における販売手続等」の記載は、必要な限度で日本においても適用される。

## 2【買戻し手続等】

### (1) 海外における買戻し手続等

特定の受益証券の買戻しに関する詳細は、別紙Aを参照のこと。

取引日における受益証券の買戻し請求は、ファンド概要に規定されている通知期間に基づき名義書換事務代行会社が受領していなければならない。

管理会社の絶対的裁量および信託証書に基づき、現物による受益証券の申込みを受諾することができる。ただし、申込者が受益証券を発行することを選択し、かつ明示的に同意しており、申込者が提供した資産が発行される受益証券と等価の価値を有し、当該資産がファンドに適用される投資目的および投資制限を遵守し、発行される受益証券口数が現金等価物について発行される口数を超えず、および管理会社が、申込みの条件がファンドの既存受益者の利益を侵害しないと管理会社が判断する場合でなければならない。

買戻し請求は、管理会社がその絶対的裁量により低価額での受諾に同意する場合を除き、別紙A「ファンド概要」に記載されるファンドの最低取引単位を下回らない価額によらなければならない。保有受益証券の一部のみに適用される買戻し請求を受領したため、残存保有分が当該最低取引単位を下回る価額となる場合、管理会社は、絶対的裁量によりかかる通知が保有受益証券全体に適用されるものとみなす。買戻し請求は名義書換事務代行会社へのファクシミリ、電子方式または書面による請求で行うことができる。買戻し代金が事前に指定された銀行口座に払い込まれる場合、共同受益者のいずれか一人が買戻しを請求することができる。管理会社、販売会社、名義書換事務代行会社および受託会社は、買戻し請求に応じたが、その後偽りであることが判明した場合、受益者が被った損失について責任を免除される。

取引日に買い戻された受益証券に関し、買戻し代金は、受益証券の価格の決定から4営業日以内に名義書換事務代行会社への当該受益者の指示に従い支払われる。かかるすべての支払は、受益者が別途指示する場合を除き、ファンドのクラス証券の通貨で行われ、その際、管理会社またはその代行者は、当該受益者の代理人として、その適正とみなす為替レートおよび条件により外国通貨の換算を行う。

受益証券一口当たり買戻価格は、信託証書に従い(特定のサブ・ファンドに関しては当該サブ・ファンド証書に従い)決定された一口当たり純資産価格とされる。

ファンドの純資産価格の計算が停止されている期間には買戻代金の支払は行われない。

買戻請求もまた、(書面により事前に名義書換事務代行会社が同意した様式または方法により)名義書換事務代行会社の要求に従って、電子的に受諾することができる。ファクシミリまたは電子的に送信された買戻請求は、支払が登録口座へ行われる場合のみ処理することができる。

管理会社の絶対的裁量および信託証書に基づき、受益証券は現物で買戻しを行うことができる。ただし、受益者が、受益証券の買戻時に、現金に代わって信託財産を受領することを選択し、かつ明示的に同意しており、受益者に移譲される信託財産が買い戻される受益証券の価値と等価の価値を有し、および管理会社が、買戻しの条件がファンドの既存受益者の利益を侵害しないと管理会社が判断する場合でなければならない。

締切時間以後に受領した申込みまたは買戻請求の受理

ファンドについて、別紙Aのファンド概要に記載されているとおり、管理会社はその絶対的な裁量により、締切時間以後に受領した申込みまたは買戻請求を受理できるものとする。ただし、当該取引日の評価時点以前に受領されたものに限る。

買戻代金支払に関する必要な指示

全受益者は、買戻代金の払込先の銀行口座を指定するよう勧められ、これを行う機能が申込書に記載されている。買戻代金の払込先の銀行口座を変更する名義書換事務代行会社への指示またはその他何らかの方法で支払を行うようにとの名義書換事務代行会社への別途の指示は、共同受益者の場合は全受益者が署名した書面により受領されなければならない。ファクシミリまたは電子方式による指示では不十分である。

取引日に買い戻されるファンドの受益証券数の制限

管理会社は、取引日に買い戻される一つのファンドの受益証券口数を、当該日の直前の発行済受益証券総口数の5%、または別紙Aに規定されたより大きな割合以下に制限することができる。管理会社によるかかる裁量の行使により買い戻されない受益証券は、翌取引日に繰り越され、買戻通知が事後に受領された他の受益証券に優先して比例按分して買い戻される。

強制買戻し

後記「4 資産管理等の概要 (5)その他 ファンドの解散」に記載のとおりファンドが終了される場合、受益証券は名義書換事務代行会社によって強制的に買い戻される。

ある受益者が適格投資家ではないことを管理会社または名義書換事務代行会社が知るに至った場合、管理会社は、翌取引日に当該者の保有する受益証券の買戻しを、当該日について決定された買戻価格で行い、当該代金を当該者に送金することができる。そのほか、管理会社または受託会社のために行う名義書換事務代行会社は、当該買戻しがユニ・フォリオ、ファンドまたは保有者等の最善の利益になると管理会社または受託会社はその絶対的裁量により判断し、その判断を名義書換事務代行会社に通知した場合も、いかなる者の保有する受益証券も強制的に買い戻すことができ、かかる判断により、管理会社および受託会社のいずれも、当該受益者を含む何人にも当該判断の理由を開示することを要しない。

(2) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、各取引日でありかつ日本における販売会社または販売取扱会社の営業日において、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて管理会社に対して受益証券の買戻しを請求することができる。

買戻請求書には、買い戻されるべき受益証券の口数を明記しなければならない。買戻単位は、アドバンテージ・ファンドの米ドル・クラス受益証券については、25,000米ドルを下回らない金額による受益証券の口数、アドバンテージ・ファンドのユーロ・クラス受益証券については、25,000ユーロを下回らない金額による受益証券の口数とする。買戻請求により投資家が保有する受益証券の残高がファンドの最低保有額を下回ることとなる場合、当該買戻請求は、その保有するすべての受益証券の買戻請求として取り扱われることがある。

代行協会員が必要と認める場合、日本において買戻請求を取り扱わないことがある。日本における買戻請求の取扱時間は、原則として午後2時(東京時間)までとする。ファンドの日本における買戻請求の取扱日に関する照会先は、日本における販売会社または販売取扱会社である。

買戻代金の支払は、原則としてファンドのクラス証券の通貨によるものとする。買戻代金に利息は発生しない。

日本における買戻代金の支払は、日本における約定日から起算して日本における 4 営業日目に行われる。

上記 ( 1 ) 「海外における買戻し手続等」の記載は、必要な限度で日本においても適用される。



### 3【転換】

#### (1) 海外における転換手続等

あるサブ・ファンドまたはクラス受益証券(「旧ファンド」)の受益証券の所有者は、当該受益証券の全保有分または一部保有分を、別のサブ・ファンドまたはクラス受益証券(「新ファンド」)の受益証券に転換するよう名義書換事務代行会社に請求することができる。かかる請求は、当該請求の実行日である取引日のガーンジー時間午前10時までに(ただし、旧ファンドおよび新ファンドのファンド概要にそれぞれ規定されている買戻しまたは申込みのための通知期間に服する。)名義書換事務代行会社が受領していなければならない。かかる請求の結果、当該所有者が最低保有限度以下の受益証券所有者となる場合、名義書換事務代行会社は、その単独裁量により、当該請求の拒絶または容認を選択することができる。名義書換事務代行会社がかかる受益証券の転換請求を実施する以前に、当該保有者は、新ファンドに関しても適格投資家として資格を有していることを要し、管理会社、名義書換事務代行会社または受託会社が要求する追加情報を名義書換事務代行会社に提供することを要求されることがある。

かかる転換については、当該サブ・ファンドの分配口座に振り替えられる未分配の金員に対する調整を条件として、転換される受益証券口数を関係取引日に適用される受益証券一口当たり純資産価格に乗じて計算され、また得られた金額が新ファンドの基準通貨以外の通貨である場合、名義書換事務代行会社は、新ファンドの受益証券申込みについて前述したものと同様な条件で当該通貨を必要とされる通貨に転換する。必要とされる通貨の転換を条件として、名義書換事務代行会社は、次に、得られた金額を、新ファンドの受益証券の発行価格で除す。ただし、旧ファンドと新ファンドが同日の取引日ではない場合、当該発行価格は、新ファンドの直後の取引日現在で計算される価格とする。

#### (2) 日本における転換手続等

ファンドについて、日本において転換は取り扱われない。

### 4【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### 純資産価格の決定

##### ファンドの純資産価格

ファンドの取引日は、別紙A「ファンド概要」に提示されている。管理会社は、その裁量により、管理会社が決定する目的のために、別紙A「ファンド概要」に明示される取引日に加えて他の日を取引日として指定することができる。

ファンドの純資産価格は、取引日毎に、買呼値ベースで計算され、評価時点におけるファンドの資産総額から負債総額を差し引いて決定される。資産総額は、現金、経過利息、評価時点現在ファンドが受領できる分配金およびすべての保有投資対象の(以下の通り評価される)価値の合計額である。負債総額にはすべての発生負債(管理会社および受託会社の報酬を含む。)が含まれる。

証券市場で定期的に相場付けされ、売買される投資対象は、当該資産の主要市場での買呼値で評価される。当該価格もしくは相場が入手できない場合または管理会社の意見によれば適正市場価格を反映していない場合、投資対象は、管理会社が適正価格とみなす価格で評価されることになり、かかる価格は、評価時に適正な売却において入手し得たであろう価格を基準にして管理会社が適切な注意義務をもって決定する。その他の投資対象は、場合に応じ信託証書またはファンド証書の規定に応じて評価される。管理会社が異なる時期に相場付けもしくは入手される価格または金利を使用して一定の種類の投資対象の評価を決定する場合、管理会社は、当該方法がファンドに関しある評価時点から次の評価時点まで一定のままである場合にはそのまま当該方法によることができる。管理会社は、資産および負債に帰属する価格の決定においてその合理的判断を行使することができ、またファンド全体の利益のために誠実に行為する場合、かかる評価は現在または過去のファンドの受益者による異議申立を受けることにはならない。

買戻請求および買付申込みに適用される受益証券一口当たり純資産価格は、投資先投資対象の運用者またはアドバイザーが提供する評価の推定値(「推定価格」)を基準とする。管理会社は、推定価格の決定においてその合理的判断を行使することができ、またファンド全体の利益のために誠実に行為する場合、かかる評価は現在または過去のファンドの受益者による異議申立を受けることにはならず、それら受益証券に関しては管理会社によるさらなる支

払/調整は行われない。かかる価格設定方針の合理的根拠は、管理会社が投資家の要求に応じるべく価格設定上十分な正確性を維持しつつ毎月の取引価格を提示するというプロセスを迅速化することである。ただし、推定価格の設定の採用にも関わらず、評価時点とファンドの受益証券一口当たり純資産価格の決定との間には最大17日の遅れが生じることになることに投資家は注意すべきである。これは、ファンドを買い付ける投資家にとり、割り当てられる受益証券口数の最終的確認の遅延を意味し、また買い戻す投資家にとっては、買戻代金の計算の遅延を意味することになる。契約証書は、受益証券一口当たり純資産価格が決定されてから2営業日以内に発行される。

#### 受益証券一口当たり純資産価格

受益証券一口当たり純資産価格は、ファンドの純資産価格を入手して、当該取引日直前のファンドの受益証券発行済口数で除して(小数第二位未満四捨五入)計算される。

#### 純資産価格の決定の停止

管理会社は、下記の期間の全期間または一部期間、ファンドの純資産価格および評価の決定を停止することがある。

(イ)ファンドの投資対象の大部分が通常取引される市場において取引が停止または制限される期間。

(ロ)管理会社の意見によればファンドの資産の評価が実行不能となる緊急事態を構成する状況の存続期間。

(ハ)受益者からの受益証券の買戻しが、管理会社の意見によれば適用法の違反となる期間。

(ニ)管理会社の意見によれば、ファンドの投資対象の大部分を換金すること、不当に遅滞することなくもしくは該当する場合通常の為替レートでかかる換金を行うこと、またはその他当該換金に係る現金による手取金を受領することが不可能になるような状況が存在する期間。

(ホ)ファンドが投資する他のファンドの受益証券の取引の停止期間または純資産価格の計算の停止期間。

かかる停止が5営業日以上存続することが予想される場合、ファンドの全受益者は、書面による通知により当該停止および当該停止の終了について通知を受け、かかる通知は当該受益証券の価格が通常公告されるガーンジーの官報やウォール・ストリート・ジャーナル(欧州版)、インターナショナル・ヘラルド・トリビューン(欧州版)および管理会社が随時決定するその他の新聞およびその他の刊行物に掲載されることがある。

ファンドの純資産価格の計算が停止されている期間中、受益証券の発行または買戻しは行われない。

管理会社は、買付申込みの受諾が停止され、受益証券の発行が行われない旨をいつでも決定することができる。

#### (2)【保管】

日本の投資者に販売されるファンド証券については、記名式の券面は発行されず、管理事務代行会社は、日本における販売会社を名義人とする確認書を日本における販売会社に交付する。日本の受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が交付される。

#### (3)【信託期間】

ユニ・フォリオおよびファンドは2099年またはこれ以前に終了する。

#### (4)【計算期間】

ファンドの会計年度(「会計期間」)は、別紙A「ファンド概要」に記載されるファンドの各暦月の最終評価時点である会計基準日に終了する。ファンドの最初の会計期間は6か月を下回らないものとし、当該ファンドの受益証券が最初に発行される期日に開始する。

#### (5)【その他】

##### ファンドの解散

ファンドは、( )管理会社が清算(受託会社が事前に承認した任意清算を除く。)を開始するか、管理会社の資産に対し管財人が任命された場合、もしくは管理会社が営業を停止する場合、( )管理会社がその義務の履行不能となるか、その義務を十分に履行しない場合、またはユニ・フォリオもしくはファンドに悪評をもたらすか、受益者の利益を害するとみなされることを行った場合、または( )受託会社が退任を希望し、管理会社が受託会社の希望の通知を受けてから6か月以内に新任の受託会社が指名されていない場合、受託会社により終了させることができる。

ファンドは、当該ファンドの存続が違法となるか、実行不能となるか、もしくは望ましくなくなる場合、または投資家の最善の利益ではなくなる場合、管理会社により終了することができる。

ファンドは、( )ファンドの受益者集会の単純過半数により決議が採択された場合、または( )委員会による認可が取り消された場合、クラスB規則に従い、当該ファンドが終了することがある。ユニ・フォリオは全てのサブ・ファンドが終了されるまでは終了することができない。

ファンドの終了後、管理会社は、受託会社のためにすべての投資対象を換金し、すべての残存借入金を返済し、受益者に対し分配可能なファンドの受益証券一口当たり金額を決定する旨信託証書に規定されている。受託会社は、その後可能な限り速やかに受益者に対し、ファンドの受益証券に対する各々の持分に比例按分して当該純受取代金を分配するものとし、またその後6年間受益者による請求のない金員は放棄されたものとみなされ、管理会社に対しその自己の勘定で支払われる。ファンドの終了後、管理会社および受託会社は、全受益者への最終分配が行われる前に、ファンドに係る既存のまたは偶発債務を充足するための引当金として受託会社が留保すべき金額(もしあれば)を確定する旨信託証書に定められている。

#### 信託証書の変更

受託会社および管理会社は、その適切とみなす方法および範囲で信託証書およびファンド証書の規定を捺印証書により修正、変更または追記することができる。ただし、当該修正、変更または追記が受益者の利益全般または特定ファンドの利益を大きく損なわず、受託会社または受託会社もしくは管理会社の委託先に対し受益者に対する責任を大幅に免じるように運用されない限り、かかる修正、変更または追記は、ファンドまたはユニ・フォリオ(場合による。)の受益者集会の決議の裁可なしには実施されないものとする。かかる修正、変更または追記は、受益証券に関し追加の支払を行う義務または受益証券に関し追加責任を負う義務を受益者に対し課すものではない。

#### 関係法人との契約の更改等に関する手続

##### 投資顧問契約

投資顧問契約は、当事者が書面にて合意した場合に限り修正することができる。同契約は、一方当事者が他方当事者に対し、1か月前に書面による通知をすることにより終了させることができる。また、同契約に指定された事項が発生する場合、直ちに書面により通知することにより、投資顧問会社または管理会社により終了させることができる。

同契約は、ガーンジー法に準拠し、同法に従って解釈される。

##### 管理事務代行契約

管理事務代行契約は、管理事務代行会社および管理会社との書面合意により変更することができる。同契約は、契約期間または更新された期間の終了の90日前に更新をしない旨の通知を送付する場合を除いて、当初の契約期間について自動的に更新される。同契約の各当事者は、同契約に指定された事項が発生する場合、直ちに他方当事者に対して書面により通知することにより、同契約を終了させることができる。同契約は、また、契約上の問題について60日以内に管理事務代行会社により解決されない場合、90日前の通知により、管理会社により終了することができる。

同契約は、アイルランド法に準拠し、同法に従って解釈される。

##### 包括保管契約

包括保管契約は、保管受託会社および管理会社との書面合意により変更することができる。同契約は、契約期間または更新された期間の終了の90日前に更新をしない旨の通知を送付する場合を除いて、当初の契約期間について自動的に更新される。同契約の各当事者は、同契約に指定された事項が発生する場合、直ちに他方当事者に対して書面により通知することにより、同契約を終了させることができる。同契約は、また、契約上の問題について60日以内に総保管受託銀行により解決されない場合、90日前の通知により、管理会社により終了することができる。

同契約は、アイルランド法に準拠し、同法に従って解釈される。

##### 名義書換事務代行委託契約

名義書換事務代行委託契約は、一方の当事者が他方当事者に契約終了の旨を6か月前に通知した場合や、当事者双方の早期終了の合意がある場合等には、終了させることができる。

同契約は、ガーンジー法に準拠し、同法に従って解釈される。

##### 代行協会員契約

代行協会員契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了される。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

##### 受益証券販売買戻契約

受益証券販売買戻契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了される。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

## 5【受益者の権利等】

### (1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければならない。したがって、日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできない。これら日本の受益者は、日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

受益証券の保管を、日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

#### ( )買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有する。

#### ( )残余財産分配請求権

トラストが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に依じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

#### ( )議決権

受託会社または管理会社は、ファンドの受益者集会、または該当する場合ユニ・フォリオの集会としての全てのサブ・ファンドの全受益者の集会をいつでも招集することができる。受益者集会は、ガーンジーで開催される予定であり、受益者への10日以上前の通知により招集される。受益者集会は連合王国内では開催されない。受託会社は、以下の( )から( )に記載される事項に関し単純過半数による承認を得るため、または招集請求の管理会社への交付日に発行済とみなされるファンドまたはユニ・フォリオ全体のすべての受益証券に係る全議決権の少なくとも10%以上を合計で有する少なくとも5人の受益者の書面による請求に応じ、信託証書の規定によりその旨義務付けられる場合かかる受益者集会を招集する。かかる受益者集会における定足数は本人または代理人により出席する受益者とする。

適時に招集され、開催されるファンドまたはユニ・フォリオ(場合による。)の受益者集会は、決議により、( )信託証書またはファンド証書の規定の修正、変更または追加について、かかる変更が信託証書に規定する受託会社および管理会社の権限の範囲外である場合において裁可し、( )ファンドの解散に関するクラスB規定の定めに従って受託会社に対し権限を付与または指示を行い、( )別の機関または投資スキーム(当該投資スキームが集団投資スキームであるか否かは問わない。)とファンドとの事業再編または統合のための取決めを承認し、( )管理会社を解任し、( )ファンドの投資目的、投資制限および借入限度の変更を承認する資格を有するものとする。

かかる受益者集会では議長または本人もしくは代理人により出席する受益者は秘密投票を要求することができる。挙手の際には、本人もしくは代理人により出席する各受益者または法人の場合は役員もしくは代理人により出席する各受益者は一議決権を有する。投票の際には、本人または代理人により出席する各受益者は、その受益証券保有分により表象されるファンドまたはユニ・フォリオ(場合による。)のスキーム財産に対する非分割の受益証券口数と同数の議決権を有する。

決議は、議決権を有する受益者の総議決権数の単純過半数により採択された場合、決議書として承認される。

一ファンド(「投資側ファンド」)が別のファンド(「投資対象ファンド」)の受益証券に投資する場合、投資側ファンドは当該投資対象ファンドに関する議決権を放棄するものとする。

### (2)【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ガーンジーにおける外国為替管理上の制限はない。

### (3)【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- ( ) 管理会社またはユニ・フォリオに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- ( ) 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、
- 弁護士 中野春芽  
同 橋本雅行  
東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
である。

( 4 ) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

### 第3【ファンドの経理状況】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ガーンジーにおける法令および英国会計基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー チャネル アイランズ リミテッド（チャンネル諸島、ガーンジー GY1 4AN、セント・ピーター・ポート、ニューストリート20番）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。なお、ケーピーエムジー チャネル アイランズ リミテッドは、受託会社の承認を得て、管理会社により任命され、解任される。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、便宜上、平成26年11月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=118.23円）が使用されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。

## 1 【財務諸表】

## ( 1 ) 【貸借対照表】

## HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

## 連結貸借対照表

2014年7月31日現在

	注	2014年7月31日現在		2013年7月31日現在	
		千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
資産：					
組入投資有価証券		94,990	11,231	203,410	24,049
流動資産：					
債権	6	121	14	158	19
現金および預金残高	7	270	32	18	2
		<u>391</u>	<u>46</u>	<u>176</u>	<u>21</u>
資産合計		<u>95,381</u>	<u>11,277</u>	<u>203,586</u>	<u>24,070</u>
負債：					
債務：一年以内に期限の到来する金額	8	<u>(6,831)</u>	<u>(808)</u>	<u>(7,130)</u>	<u>(843)</u>
負債合計		<u>(6,831)</u>	<u>(808)</u>	<u>(7,130)</u>	<u>(843)</u>
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		<u>88,550</u>	<u>10,469</u>	<u>196,456</u>	<u>23,227</u>

本連結財務書類は、2014年11月26日付で管理会社であるHSBC マネジメント ( ガーンジー ) リミテッドにより承認され、代表して以下により署名された。

[署名]

ニール・エイトケン

[署名]

クァン・ケリベル

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## ( 2 ) 【損益計算書】

## HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

## 連結総収益計算書

2014年7月31日終了年度

	注	2014年7月31日終了年度		2013年7月31日終了年度	
		千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
収益：					
純キャピタルゲイン / ( ロス )	3	7,043	833	(32,813)	(3,879)
財務費用：支払利息	11	(59)	(7)	(157)	(19)
運用費用	4	(2,025)	(239)	(4,164)	(492)
純費用		(2,084)	(246)	(4,321)	(511)
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産の投資活動による変動		4,959	586	(37,134)	(4,390)

## 買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の連結変動計算書

2014年7月31日終了年度

	2014年7月31日終了年度		2013年7月31日終了年度	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
期首現在買戻可能参加受益証券保有者に 帰属する純資産	196,456	23,227	315,159	37,261
買戻可能参加受益証券の発行および買戻し による変動：				
発行受領額 / 未収額	9,993	1,181	113,840	13,459
控除：買戻支払額 / 未払額	(122,858)	(14,526)	(195,409)	(23,103)
	(112,865)	(13,344)	(81,569)	(9,644)
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産の投資活動による変動	4,959	586	(37,134)	(4,390)
期末現在買戻可能参加受益証券保有者に 帰属する純資産	88,550	10,469	196,456	23,227

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)



## HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

## 財務書類に対する注記

## 1 ファンドの構造

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド(以下「トラスト」という。)は、2013年認可集団投資スキーム(クラスB)規則に基づくクラスB集団投資スキームとして認可されているガーンジーのユニット・トラストであるHSBC ユニ・フォリオのサブ・ファンドである。

トラストは、全額出資子会社であり、英領ヴァージン諸島において登録済の会社であるHSBCトレーディング・アドバンテージ・インベストメンツ・リミテッド(以下「投資対象保有会社」という。)を通じて投資を行う。

投資対象保有会社は、投資有価証券明細表に記載された投資有価証券を保有している。投資対象保有会社の目的は、当該投資有価証券からの分配金に係る源泉税が還付されることを確実にすることである。

本連結財務書類は、トラストおよび投資対象保有会社(以下、総称して「ファンド」という。)のすべての資産および負債を含んでいる。

スターリング・クラス受益証券およびスターリング・Rクラス受益証券はアイルランド証券取引所に上場されている。

## 2 主要な会計方針

以下の会計方針が、ファンドの連結財務書類に関して重要と考えられる項目の取扱いについて継続して適用されている。

会計の基礎

連結財務書類は、投資有価証券および為替先渡契約の再評価により調整された取得原価主義に基づき、適用される英国会計基準および2010年10月に投資管理協会が発行した認可を受けたファンドに対する会計実務勧告書(以下「SORP」という。)に従い作成されている。

連結財務書類は、継続企業基準に基づき作成された。

連結の基礎

連結財務書類は、トラストおよびその全額出資子会社HSBCトレーディング・アドバンテージ・インベストメンツ・リミテッドの結果を含んでいる。子会社を設立する理由は、財務上の目的のみであったため、管理会社は、トラストの非連結貸借対照表を関連性があるものとみなさい。したがって、非連結貸借対照表は、本連結財務書類に提示されていない。

機能通貨および表示通貨

機能通貨および表示通貨は米ドルであり、これは米ドルがファンドが運用を行う主たる経済環境における通貨であることによる。

投資有価証券

投資ファンドへの投資は、ファンドが保有する投資対象の貸借対照表日付午後5時(ガーンジー時間)における一口当たり最終純資産価格で評価されている。公認の証券取引所またはその他の取引機関において値付けされていない投資対象ファンドへの投資は、当該事業体またはその管理事務代行会社により提供される純資産価格で評価されている。こうした評価額は、監査されていないかそれ自体が見積額であることがある。さら

に、当該事業体またはその管理事務代行会社が、評価額をまったく、または時宜を得た方法で提供しないことがあり、評価額が入手できない場合には、かかる投資は、当該投資につき適切な評価技法を使用して投資顧問会社により評価される。公正価値を決定する際に、投資顧問会社は、適用ある場合、買戻しの停止、現金化の手段、サイド・ポケットへの投資およびその他の重要な要素の影響を考慮する。取締役会は、使用された評価が合理的でないと確信する理由を有しない。

投資有価証券に係る実現損益および未実現損益は、連結総収益計算書に含まれている。有価証券の売却に係る実現損益は、平均原価法を用いて決定される。投資有価証券の購入および売却は、取引日プラス1日基準で計上されている。

## 収益

投資収益は、連結総収益計算書中の非債務証券に、発生基準で計上されている。クラスに固有でないすべての収益は、当期中の受益証券クラスの純資産総額に比例して各受益証券クラスに割り当てられる。クラスに固有のすべての収益は、関連する受益証券クラスに割り当てられる。

## 費用

費用は、連結総収益計算書に、発生基準で計上されている。クラスに固有でないすべての費用は、当期中の受益証券クラスの純資産総額に比例して各受益証券クラスに割り当てられる。クラスに固有のすべての費用は、関連する受益証券クラスに割り当てられる。

## 見積および判断の使用

英国会計基準の認識および測定原則に従って連結財務書類を作成するために、経営陣は、方針の適用、資産および負債の報告額、本連結財務書類の日付現在の偶発資産および負債の開示ならびに当期中の収益および費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積および仮定を行うことを要求される。

見積および関連する仮定は、過去の経験および現在の状況下で合理的であると思料される様々なその他の要因に基づいており、これにより、他の情報源からは直ちに明らかではない資産および負債の簿価について判断するための基礎が形成される。実際の結果は、これらの見積と異なることがある。

## 外貨取引

外貨取引は、取引日現在の実勢為替レートで換算される。外貨建ての貨幣性資産および負債は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートの終値で米ドルに換算される。ファンドは、連結総収益計算書上に米ドル以外の通貨建て投資有価証券に係る実現為替差損益および未実現為替評価損益を計上する。米ドル以外の通貨建て未払金および未収金ならびに外貨取引から生じる実現為替差損益および未実現為替評価損益は、連結総収益計算書に反映される。

## 先渡為替契約

未決済の先渡為替契約に係る未実現評価損益は、契約レートと契約終了レートの差額に基づき計算される。未実現評価益は資産として、未実現評価損は負債として連結貸借対照表に報告される。先渡為替契約に係るすべての純利益または純損失は、連結総収益計算書に計上される。

## 現金

現金は、銀行に保有する当座預金で構成される。

## 借入費用

借入費用は、ファンドが有している借入枠から発生する。かかる費用は、連結総収益計算書に発生基準で認識される。

設立費用

ファンドの英文目論見書に従って、設立費用は、5年を超えない期間またはより短い管理会社が決定する期間にわたり償却される。かかる処理は、英文目論見書に従っているが、英国会計基準に従っていない。この英国会計基準からの逸脱は、連結財務書類に報告される損益に重大な影響を及ぼさない。

キャッシュ・フロー計算書

財務報告基準書第1号に基づき、ファンドは、オープン・エンド型投資ファンドの条件を遵守しているため、キャッシュ・フロー計算書の作成義務を免除されている。

発行済受益証券

買戻可能参加受益証券は、買戻可能参加受益証券保有者の選択により買戻可能であり、金融負債として分類される。

金融資産および金融負債の公正価額

ファンドのすべての金融資産および金融負債は、公正価額で保有されている。

売買目的で保有または発行される金融資産および金融負債に係る損益

金融資産および金融負債に係る純損益は、連結総収益計算書に開示される。有価証券の売却に係る実現損益は、平均原価法を用いて決定される。

## 3 純キャピタルゲイン / ( ロス )

	2014年7月31日 終了年度 千米ドル	2013年7月31日 終了年度 千米ドル
デリバティブ以外の投資対象に係る純キャピタルゲイン / ( ロス )	1,962	(34,130)
デリバティブ投資対象に係る純キャピタルゲイン	5,081	1,317
純キャピタルゲイン / ( ロス ) 合計	<u>7,043</u>	<u>(32,813)</u>

## 4 運用費用

	2014年7月31日 終了年度 千米ドル	2013年7月31日 終了年度 千米ドル
管理会社およびその関連会社への未払金： 管理報酬	(1,686)	(3,710)
受託会社およびその関連会社への未払金： 受託報酬	<u>(134)</u>	<u>(258)</u>
その他の費用：		
監査報酬	(17)	(17)
設立費用	(12)	(8)
償却費用	(49)	(31)
支払預金利息	-	(3)
その他諸費用	(127)	(137)
運用費用合計	<u>(2,025)</u>	<u>(4,164)</u>

## 5 管理契約、受託契約および投資顧問契約

管理会社は、インスティテューショナル・クラスおよびRクラス以外のすべての受益証券クラスについて、純資産価額の1.65%の管理報酬を受領する。管理会社は、インスティテューショナル・クラスについて純資産価額の年率0.90%、Rクラスについて純資産価額の年率0.65%の管理報酬を受領する。当期の管理報酬は、1,686,175米ドル ( 2013年 : 3,710,032米ドル ) であった。期末現在未払いの報酬は、0米ドル ( 2013年 : 0米ドル ) であった。

受託会社は、すべての受益証券クラスについて、純資産価額の年率0.10%の報酬を受領する。当期の受託報酬は、133,631米ドル ( 2013年 : 257,615米ドル ) であった。期末現在未払いの報酬は、0米ドル ( 2013年 : 0米ドル ) であった。

管理会社は、すべての受益証券クラスについて、当該クラスに関するインデックス ( 詳細は2頁 ( 訳注 ) を参照のこと。 ) を超える新規超過額の10%の成功報酬を受領する権利を有する。当期の成功報酬は、0米ドル ( 2013年 : 0米ドル ) であった。期末現在未払いの成功報酬は、0米ドル ( 2013年 : 0米ドル ) であった。( 訳注 ) 原文2頁によれば、ファンドの各クラスに関するインデックスは以下のとおりである。

米ドル・クラス - 米ドル3か月物LIBORプラス3.5% ( 年率 )

スターリング・クラス - スターリング3か月物LIBORプラス3.5% ( 年率 )

ユーロ・クラス - ユーロ3か月物LIBORプラス3.5% ( 年率 )

インスティテューショナル ( スイスフラン ) クラス

- スイスフラン3か月物LIBORプラス3.5% ( 年率 ) \*

米ドル・Rクラス - 米ドル3か月物LIBORプラス3.5% ( 年率 )

スターリング・Rクラス - スターリング3か月物LIBORプラス3.5% ( 年率 )

ユーロ・ヘッジ・Rクラス - ユーロ3か月物LIBORプラス3.5% ( 年率 )

\*2014年4月30日にすべて償還済。

## 6 債 権

	2014年7月31日 現在 千米ドル	2013年7月31日 現在 千米ドル
先渡契約に係る未実現評価益(注12)	1	107
前払設立費用	18	43
前払諸費用	102	8
	<u>121</u>	<u>158</u>

## 7 現金および預金残高

	2014年7月31日 現在 千米ドル	2013年7月31日 現在 千米ドル
現金および預金残高	<u>270</u>	<u>18</u>

現金残高は、ステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(以下「保管受託銀行」という。)およびHSBCプライベート・バンク(C.I.)リミテッド(以下「受託会社」という。)に保有される。ファンドの現金は、保管受託銀行の副保管ネットワーク内の分別勘定で保管されている。保管受託銀行の親会社であるステート・ストリート・コーポレーションの信用格付は、2014年7月31日現在、A+であった(2013年7月31日:A+)。受託会社の最終親会社であるHSBCホールディングス・ピーエルシーのムーディーズ格付機関による信用格付は、2014年7月31日現在、Aa3であった。受託会社のスタンダード・アンド・プアーズ格付機関による信用格付は、2013年7月31日現在、AA-であった。受託会社に関する個別の格付けは行われていない。

## 8 債務:一年以内に期限の到来する金額

	2014年7月31日 現在 千米ドル	2013年7月31日 現在 千米ドル
受益証券発行前受金	-	(387)
借入未払金(注11)	(6,627)	(6,253)
先渡契約に係る未実現評価損(注12)	(115)	(426)
その他の未払費用	(89)	(64)
	<u>(6,831)</u>	<u>(7,130)</u>

## 9 税 制

アンブレラ型ファンドであるHSBC ユニ・フォリオは、1989年ガーンジー所得税(免除機関)令に基づきガーンジーの所得税を免除されており、年次免除料として600英ポンド(2013年:600英ポンド)を課せられている。

## 10 発行済買戻可能参加受益証券口数

	口数 米ドル クラス	口数 ユーロ クラス	口数 スターリング クラス	口数 インスティ テューショナル (スイスフラン) クラス*
2013年8月1日現在発行済 買戻可能参加受益証券 発行	710,465.28	16,264.51	32,516.81	187,606.05
買戻し	32,585.12	55.48	2,208.48	-
	<u>(320,549.33)</u>	<u>(7,155.28)</u>	<u>(31,726.22)</u>	<u>187,606.05</u>
2014年7月31日現在発行済 買戻可能参加受益証券	<u>422,501.07</u>	<u>9,204.71</u>	<u>2,999.07</u>	<u>-</u>

口数 ユーロ・ヘッジ Rクラス	口数 米ドル Rクラス	口数 スターリング Rクラス	口数 合計
-----------------------	-------------------	----------------------	----------

2013年8月1日現在発行済 買戻可能参加受益証券 発行	47,149.44	345,848.72	272,944.29	1,612,795.10
買戻し	1,674.26	10,633.16	27,576.32	74,732.82
	(43,951.66)	(312,823.22)	(140,597.76)	(1,044,369.52)
2014年7月31日現在発行済 買戻可能参加受益証券	4,872.04	43,658.66	159,922.85	643,158.40

\*インスティテューショナル(スイスフラン)クラスは2014年4月30日にすべて償還された。

	口数 米ドル クラス	口数 ユーロ クラス	口数 スターリング クラス	口数 インスティ テューショナル (スイスフラン) クラス
2012年8月1日現在発行済 買戻可能参加受益証券 発行	1,257,213.26	133,957.52	341,374.96	187,606.05
買戻し	98,476.61	10,920.48	9,438.19	-
	(645,224.59)	(128,613.49)	(318,296.34)	-
2013年7月31日現在発行済 買戻可能参加受益証券	710,465.28	16,264.51	32,516.81	187,606.05

	口数 ユーロ・ヘッジ Rクラス**	口数 米ドル Rクラス*	口数 スターリング Rクラス*	口数 合計
2012年8月1日現在発行済 買戻可能参加受益証券 発行	-	-	-	1,920,151.79
買戻し	54,101.14	372,424.92	314,420.63	859,781.97
	(6,951.70)	(26,576.20)	(41,476.34)	(1,167,138.66)
2013年7月31日現在発行済 買戻可能参加受益証券	47,149.44	345,848.72	272,944.29	1,612,795.10

\*米ドル・Rクラスおよびスターリング・Rクラスは、2013年1月18日に運用を開始した。

\*\*ユーロ・ヘッジ・Rクラスは、2013年4月19日に運用を開始した。

すべてのシリーズ受益証券は、収益および費用の配分について同じ順位であり、かつ同一の権利が付与されている。

インスティテューショナル・クラスについては、指示書が前暦月最終営業日の5営業日前までに受領された月次の買戻しについて、手取額の2%の買戻手数料が管理会社の裁量により課せられることがある。指示書が各暦月最終営業日より65日以上前までに受領された月次の買戻しについては、買戻手数料は課せられない。

管理会社は、いずれかの取引日に買い戻されるトラスの受益証券口数を当該日の直前の発行済受益証券総数の20%以下に制限することができる。

管理会社の裁量により、申込金額の最大3%の当初申込手数料を課すことができる。

## 11 関係会社取引

HSBCプライベート・バンク(C.I.)リミテッドは、ファンドの受託会社として役務を提供する。

ファンドは、期中を通して定期的に受託会社に預託金を置く。受領する金利は、通常の商業預金で受領する金利と一致している。

ファンドは、売買取引時の決済日不一致のため生じる現金不足をカバーするため1か月までの期間、および買戻資金調達のため3か月までの期間、その純資産価額の合計25%までの借入れを行うことができる。また、投資先ファンドへの追加投資を行う投資目的で、ファンドの純資産価額の最大10%までを条件に借入れを行うことができる。

HSBCプライベート・バンク(C.I.)リミテッドは、当期中、ファンドに借入枠を提供した。期末現在、利息を含む6,627,183米ドル(2013年:6,253,177米ドル)が未払いであった。58,509米ドル(2013年:156,579米ドル)の利息が当期中に課された。貸借対照表日付現在の実勢金利は0.99%(2013年:1.02%)である。借入金は、要求払いである。

注記5に概要が述べられている管理会社、受託会社および投資顧問会社に支払われた報酬を除き、当期中にその他の関係会社取引はなかった。

## 12 先渡為替契約

資産は、各受益証券クラスの機能通貨以外の通貨建てであることがあり、一定の通貨エクスポージャーは関連する受益証券クラスの通貨にヘッジされている。この目的による通貨ヘッジのため、先渡為替契約もしくは当該契約に係るオプション、または利用可能で同等もしくは類似の効果があるその他のデリバティブ商品が利用されることがある。ファンドは、投機目的によるデリバティブ商品への投資を行わない。投資顧問会社は、その絶対的な裁量で通貨ヘッジに関する方針を変更する権利を留保する。かかるヘッジのすべての費用は、関連する受益証券クラスの保有者のみが負担する。

2014年7月31日現在、HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド - ユーロ・クラスのヘッジに関して、以下の先渡為替契約が未決済であった。

満期日	購入額	売却額	取引相手方	未実現評価益 千米ドル
2014年8月29日	1,149,657ユーロ	1,544,226米ドル	State Street Bank London	(4)
2014年8月29日	20,061米ドル	14,925ユーロ	State Street Bank London	-
				<u>(4)</u>

2014年7月31日現在、HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド - スターリング・クラスのヘッジに関して、以下の先渡為替契約が未決済であった。

満期日	購入額	売却額	取引相手方	未実現評価損益 千米ドル
2014年8月29日	402,388英ポンド	681,955米ドル	State Street Bank London	(3)
2014年8月29日	2,797米ドル	1,647英ポンド	State Street Bank London	-
2014年8月29日	177英ポンド	299米ドル	State Street Bank London	-
				<u>(3)</u>

2014年7月31日現在、HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド - ユーロ・ヘッジ・Rクラスのヘッジに関して、以下の先渡為替契約が未決済であった。

満期日	購入額	売却額	取引相手方	未実現評価益 千米ドル
2014年8月29日	468,807ユーロ	629,704米ドル	State Street Bank London	(2)
2014年8月29日	8,173米ドル	6,080ユーロ	State Street Bank London	-
				<u>(2)</u>

2014年7月31日現在、HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド - スターリング・Rクラスのヘッジに関して、以下の先渡為替契約が未決済であった。

満期日	購入額	売却額	取引相手方	未実現評価損益 千米ドル
2014年8月29日	15,709,635英ポンド	26,624,217米ドル	State Street Bank London	(106)

2014年8月29日	108,401米ドル	63,838英ポンド	State Street Bank London	1
				<u>(105)</u>
先渡為替契約に係る未実現評価益合計 ( 注 6 )				<u>1</u>
先渡為替契約に係る未実現評価損合計 ( 注 8 )				<u>(115)</u>
先渡為替契約に係る未実現純評価損				<u>(114)</u>

2013年7月31日現在、HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド - ユーロ・クラスのヘッジに関して、以下の先渡為替契約が未決済であった。

満期日	購入額	売却額	取引相手方	未実現評価益 千米ドル
2013年8月30日	1,916,879ユーロ	2,541,513米ドル	State Street Bank London	6
2013年8月30日	3,061ユーロ	4,068米ドル	State Street Bank London	-
2013年8月30日	31,589ユーロ	41,969米ドル	State Street Bank London	-
				<u>6</u>

2013年7月31日現在、HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド - スターリング・クラスのヘッジに関して、以下の先渡為替契約が未決済であった。

満期日	購入額	売却額	取引相手方	未実現評価損益 千米ドル
2013年8月30日	4,209,315英ポンド	6,462,099米ドル	State Street Bank London	(60)
2013年8月30日	65,949米ドル	42,832英ポンド	State Street Bank London	1
2013年8月30日	341,776米ドル	224,716英ポンド	State Street Bank London	-
				<u>(59)</u>

2013年7月31日現在、HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド - インスティテューショナル ( スイスフラン ) クラスのヘッジに関して、以下の先渡為替契約が未決済であった。

満期日	購入額	売却額	取引相手方	未実現評価益 千米ドル
2013年8月30日	17,280,575スイス フラン	18,574,273米ドル	State Street Bank London	85
2013年8月30日	144,087スイス フラン	155,254米ドル	State Street Bank London	-
				<u>85</u>

2013年7月31日現在、HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド - ユーロ・ヘッジ・Rクラスのヘッジに関して、以下の先渡為替契約が未決済であった。

満期日	購入額	売却額	取引相手方	未実現評価益 千米ドル
2013年8月30日	4,239,793ユーロ	5,621,373米ドル	State Street Bank London	13
2013年8月30日	70,337ユーロ	93,450米ドル	State Street Bank London	-
2013年8月30日	133,808ユーロ	177,829米ドル	State Street Bank London	-
				<u>13</u>



2013年7月31日現在、HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド - スターリング・Rクラスのヘッジに関して、以下の先渡為替契約が未決済であった。

満期日	購入額	売却額	取引相手方	未実現評価損益 千米ドル
2013年8月30日	25,704,178英ポンド	39,460,797米ドル	State Street Bank London	(366)
2013年8月30日	128,671米ドル	83,568英ポンド	State Street Bank London	2
2013年8月30日	135,039英ポンド	205,384米ドル	State Street Bank London	-
2013年8月30日	224,716英ポンド	341,776米ドル	State Street Bank London	-
				(364)
先渡為替契約に係る未実現評価益合計（注6）				107
先渡為替契約に係る未実現評価損合計（注8）				(426)
先渡為替契約に係る未実現純評価損				(319)

### 13 金融商品

ファンドの金融商品から生じる主なリスクは、市場リスク、流動性リスクおよび信用リスクである。

#### 市場リスク

市場リスクは主に保有する金融商品の将来価格の不安定性から生じる。それは、価格変動に直面する市場持高を保有することによりファンドが被ることがある潜在的損失を表している。投資顧問会社は、ファンドの投資方針に従いつつ、特定の国または産業分野に関連するリスクを最小限にするために組入有価証券の資産配分を検討する。

市場リスクは、損失および利益の両方の可能性を表し、価格リスク、通貨リスクおよび金利リスクを含んでいる。ファンドの投資プログラムの収益性は、かなりの割合で、有価証券、株式およびその他投資対象の将来の価格変動の方向性についての正確な評価にかかっている。管理会社がかかる価格変動を正確に予測することができるという保証はない。

証券市場は、近年、非常に不安定で予測ができないという特徴を有している。投資顧問会社がファンドの資産を投資する投資戦略に関しては、常にある程度の、時には重大な市場リスクが存在する。

貸借対照表日付現在のファンドの組入投資有価証券の詳細は、後述の投資有価証券明細表に開示されている。

#### (a) その他の価格リスク

価格リスクは、個々の投資対象もしくはその発行体に固有の要因によるかまたは市場で取引されるすべての投資有価証券に影響を及ぼす全要因により引き起こされるかどうかにかかわらず、市場価格の変動（金利リスクまたは通貨リスクから生じるものを除く。）の結果として投資有価証券の価額が変動するリスクである。

ファンドは、英文目論見書に定義されている標準投資および借入制限に従うことが要求される。ファンドの投資制限は、ファンドの受託会社により定期的に監視され、管理会社により四半期毎に見直される。違反および持高が制限レベルに近づいた状況の監視および報告のために定められた特別な指針がある。

#### (b) 外貨リスク

ファンドは、その機能通貨以外の通貨建ての金融商品に投資し、かかる取引を行うことができる。このため、ファンドは、他の外国通貨に対するその通貨の為替レートが、米ドル以外の通貨建てのファンド資産または負債の該当部分の価額に悪影響を及ぼす方向に変動するリスクにさらされる。

ファンドの通貨リスクは、所定の方針および手続に従って投資顧問会社により毎月管理されている。ポートフォリオ・レベルのすべての通貨エクスポージャーは、標準的な月次の先物を使用して毎月関連する受益証券クラスの通貨にヘッジされる。ファンドの全体的な通貨持高およびエクスポージャーは、管理会社により月次ベースで監視される。

ファンドはまた、ファンドを外貨リスクにさらすユーロ建て、英ポンド建て、スイスフラン建ておよび円建ての買戻可能参加受益証券を販売している。当該リスクは、ファンドがこの注記に詳述されている為替予約契約を締結することにより軽減される。

以下の表は、2014年7月31日および2013年7月31日現在の、ファンドの貨幣性資産および負債の外貨リスクに対するエクスポージャー合計および外貨に対するエクスポージャー純額を表している。

2014年7月31日現在

	貨幣性資産 および負債	先渡為替合計	純額
通貨	千米ドル	千米ドル	千米ドル
英ポンド	-	27,087	27,087
ユーロ	-	2,137	2,137

2013年7月31日現在

	貨幣性資産 および負債	先渡為替合計	純額
通貨	千米ドル	千米ドル	千米ドル
英ポンド	-	45,510	45,510
ユーロ	-	8,500	8,500
スイスフラン	-	18,815	18,815

### (c) 金利リスク

ファンドの金融資産の大部分は、利息支払も満期日もない投資ファンドへの投資である。ファンドが投資する投資対象ファンドは、金利リスクにさらされる。しかし、ファンドはその投資を分散することにより当該リスクを軽減する。

ファンドは、期末現在、6,627,000米ドル（2013年：6,253,000米ドル）を借り入れていた。その金利リスクを最小化するため、ファンドは変動金利ローン契約を締結している。貸借対照表日付現在の実勢金利は0.99%（2013年：1.02%）である。

その他の資産および負債は、変動金利の対象である現金および預金残高270,236米ドル（2013年：17,924米ドル）を除いて、金利リスクがない。

### 流動性リスク

ファンドの主な負債は、投資者が売却することを希望する受益証券の買戻しである。リスクは、受益者が要求する金額を払い戻すためにファンドが投資持高を換金できないかもしれないことである。

ファンドの流動性リスクは、所定の方針および手続に従って投資顧問会社により継続的に管理される。投資信託、リミテッド・パートナーシップまたはその他の流動性のないビークルに直接投資することは、ファンドの通常の方針ではない。ファンドの全体的な流動性リスクは、管理会社により月次ベースで監視される。

英文目論見書に定義されているファンドの投資制限（そのうちのいくつかは流動性リスクおよびその集中に関するものである。）は、ファンドの受託会社により月次ベースで監視される。違反および持高が制限レベルに近づいた状況の監視および報告のために定められた特別な指針がある。

管理会社は、取引日に買い戻せるファンドの受益証券口数を制限することができる。

2014年7月31日および2013年7月31日現在、いずれの投資先ファンドについても、ファンドによる投資持高の買戻しに係る権利を制限する規定は設定されていなかった。

ファンドのすべての金融負債は、1年以内に支払期限が到来する。

#### 信用リスク

信用リスクは、金融商品の取引相手方が債務またはファンドとの間で締結した契約を履行できないリスクである。

ファンドは、取引を行う相手方との信用リスクにさらされ、決済不履行のリスクも負う。ファンドは、アイルランド証券取引所およびルクセンブルグ証券取引所を含む、公認の評価の高い取引所において多くの顧客および取引相手方と取引を行うことにより、信用リスクの集中を最小化する。

ブローカーとの取引から発生する信用リスクは、決済待ちの取引と関係している。該当する決済期間が短いことおよび利用するブローカーおよび取引先の信用度が高いことから、未決済の取引に関連するリスクは小さいと考えられる。ファンドは、投資対象の信用リスクを更に軽減するために、利用するブローカーの信用格付および財務ポジションを監視する。

さらに、ファンドは、投資対象ファンドの信用リスクに間接的にさらされている。

実質的に、ファンドのすべての資産は、保管受託銀行に保有されている。現金残高は、ステート・ストリート・カストディアル・サービスズ（アイルランド）リミテッド（以下「保管受託銀行」という。）およびHSBCプライベート・バンク（C.I.）リミテッド（以下「受託会社」という。）に保有される。ファンドの現金は、保管受託銀行の副保管ネットワーク内の分別勘定で保管されている。保管受託銀行の破産または支払不能により、保管受託銀行に保有される有価証券に関するファンドの権利行使が遅れるかまたは制限されることがある。投資対象保有会社は、ファンドの保管受託銀行の信用度を監視することによりそのリスクを監視する。保管受託銀行の親会社であるステート・ストリート・コーポレーションの信用格付は、2014年7月31日現在、A+であった（2013年：A+）。

受託会社の最終親会社であるHSBCホールディングス・ピーエルシーのムーディーズ格付機関による信用格付は、2014年7月31日現在、Aa3であった。受託会社のスタンダード・アンド・プアーズ格付機関による信用格付は、2013年7月31日現在、AA-であった。受託会社に関する個別の格付けは行われていない。

#### 14 分配方針

管理会社は、分配金の支払を推奨していない。すべての収益は「再投資」され、分配されずにファンドに留保され、受益証券一口当たり純資産価格に反映される。

#### 15 為替レート

資産および負債を報告通貨（米ドル）に換算するために、以下の為替レートが使用された。

	2014年7月31日現在	2013年7月31日現在
ユーロ	0.7467	0.7525

スターリング	0.5923	0.6574
スイスフラン	0.9083	0.9263

## 16 期中の重要な事象

インスティテューショナル(スイスフラン)クラスは2014年4月30日にすべて償還された。

トラストは、2014年7月1日付で、オルタナティブ投資ファンドとして登録した。

当期中に、トラストに影響を及ぼすその他の重要な事象はなかった。

## 17 後発事象

期末以降に、本連結財務書類に修正または開示を要するような、トラストに影響を及ぼす重要な事象はなかった。

## (3)【投資有価証券明細表等】

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド  
投資有価証券明細表  
2014年7月31日現在(未監査)

証券銘柄	保有高	時価 千米ドル	純資産総額 比率
ミューチュアル・ファンド			
米ドル(2013年:103.54%)			
AHL (Cayman) SPC - Class A1 Evolution USD Shares	12,013,314	15,733	17.77%
Blue Trend Fund Ltd. - Class A GSY	18,374	5,202	5.87%
Blue Trend Fund Ltd. - Class B GSY	14,935	3,991	4.51%
Blue Trend Fund Ltd. - Class B USD	15,753	4,210	4.75%
CCP Quantitative Fund Ltd. - Aristarchus Class	4,994	6,813	7.69%
Crabel Fund SPC Ltd. - Segregated Portfolio - Series 95	9,366	8,895	10.05%
Discus Non US Side Holdings Ltd. - Class S	11,076	* -	-
Tewksbury Investments Fund	938	16,596	18.74%
Transtrend Fund Alliance - Omnitrend Plus (USD)	3,089	8,613	9.73%
Two Sigma Investment Fund Ltd. - Class A	9,000	8,950	10.11%
Winton Futures Fund Ltd. - Class B	18,055	15,987	18.05%
組入投資有価証券		94,990	107.27%
純流動負債		(6,440)	(7.27%)
純資産総額		88,550	100.00%

\* 当該証券銘柄は、時価が千米ドルに満たないため、時価は提示されていない。

	2014年7月31日	2013年7月31日	2012年7月31日
発行済買戻可能参加受益証券口数			
米ドル・クラス	422,501.07口	710,465.28口	1,257,213.26口
ユーロ・クラス	9,204.71口	16,264.51口	133,957.52口
スターリング・クラス	2,999.07口	32,516.81口	341,374.96口
インスティテューショナル(スイスフラン)クラス	-	187,606.05口	187,606.05口
ユーロ・ヘッジ・Rクラス	4,872.04口	47,149.44口	-
米ドル・Rクラス	43,658.66口	345,848.72口	-
スターリング・Rクラス	159,922.85口	272,944.29口	-
一口当たり純資産価格			
米ドル・クラス	132.52米ドル	130.74米ドル	153.25米ドル
ユーロ・クラス	119.80ユーロ	118.25ユーロ	138.73ユーロ
スターリング・クラス	127.78英ポンド	126.15英ポンド	147.92英ポンド
インスティテューショナル(スイスフラン)クラス	-	91.83スイスフラン	107.10スイスフラン
ユーロ・ヘッジ・Rクラス	92.45ユーロ	90.38ユーロ	-
米ドル・Rクラス	94.77米ドル	92.57米ドル	-
スターリング・Rクラス	95.18英ポンド	92.73英ポンド	-
純資産総額			
米ドル・クラス(千米ドル)	55,987	92,885	192,664
ユーロ・クラス(千ユーロ)	1,103	1,923	18,584
スターリング・クラス(千英ポンド)	383	4,102	50,495
インスティテューショナル(スイスフラン)クラス(千スイスフラン)	-	17,227	20,092
ユーロ・ヘッジ・Rクラス(千ユーロ)	450	4,261	-
米ドル・Rクラス(千米ドル)	4,137	32,014	-
スターリング・Rクラス(千英ポンド)	15,221	25,309	-

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド  
投資有価証券明細表  
2014年7月31日現在 ( 未監査 ) ( つづき )

ポートフォリオの分類	ポートフォリオにおける比率
上場されている有価証券	26.50%
未上場有価証券	73.50%
	<hr/>
	100.00%
	<hr/> <hr/>

## HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

## 重要なポートフォリオの変動の概要\*

2014年7月31日現在(未監査)

## 購入

銘柄	額面保有高	取得原価 千米ドル
Two Sigma Investment Fund Ltd. - Class A	9,000	9,000

## 売却

銘柄	額面保有高	手取額 千米ドル
CCP Quantitative Fund Ltd. - Aristarchus Class	15,134	21,721
Winton Futures Fund Ltd. - Class B	23,789	20,759
Blue Trend Fund Ltd. - Class B USD	77,525	20,052
Tewksbury Investments Fund	1,091	18,700
Discus Feeder Fund Ltd. - Class C Double Leverage	16,118	14,065
Transtrend Fund Alliance - Omnitrend Plus (USD)	4,824	12,375
AHL(Cayman) SPC - Class A1 Evolution USD Shares	9,459,870	11,110
Crabel Fund SPC Ltd. - Segregated Portfolio - Series 95	635	600

\* 重要なポートフォリオの変動は、期首現在のファンド純資産総額の2%を超える有価証券の購入額または売却額と定義されている。いかなる場合も、少なくとも購入および売却の上位20銘柄が表示されなければならない。

## HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

## 運用成績情報

2014年7月31日現在(未監査)

## 運用成績の概要

終了年度	2014年	2013年	2012年	2011年	2010年
HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファン ド					
- 米ドル・クラス	1.36%	-11.18%	-0.91%	8.87%	-1.58%
米ドル3か月物 LIBORプラス3.5%	2.22%	2.25%	4.08%	3.94%	3.95%
HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファン ド					
- ユーロ・クラス	1.31%	-22.84%	-0.73%	8.59%	-1.98%
ユーロ3か月物 LIBORプラス3.5%	2.23%	2.15%	4.85%	4.61%	4.34%
HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファン ド					
- スターリング・クラス	1.29%	-14.72%	-0.46%	8.75%	-1.27%
英債券3か月物 LIBORプラス3.5%	2.36%	2.35%	4.65%	4.38%	4.32%
HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファン ド					
- インスティテューショナル(円)クラス	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	-0.96%
日本円3か月物 LIBORプラス3.5%	該当なし	2.17%	3.83%	3.80%	3.91%
HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファン ド					
- インスティテューショナル(スイスフラン) クラス	該当なし	-14.26%	-0.79%	8.63%	該当なし
スイスフラン3か月物 LIBORプラス 3.5%	該当なし	2.08%	3.71%	3.76%	3.87%
HSBCトレーディング・アドバンテージ・ ファンド					
- ユーロ・ヘッジ・Rクラス	2.29%	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
ユーロ3か月物 LIBORプラス3.5%	2.23%	2.15%	該当なし	該当なし	該当なし
HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファン ド					
- 米ドル・Rクラス	2.38%	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
米ドル3か月物 LIBORプラス3.5%	2.22%	2.25%	該当なし	該当なし	該当なし
HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファン ド					
- スターリング・Rクラス	2.64%	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
英債券3か月物 LIBORプラス3.5%	2.36%	2.35%	該当なし	該当なし	該当なし

[次へ](#)




## HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

## CONSOLIDATED BALANCE SHEET AS AT 31 JULY 2014

	Notes	As at 31 July 2014		As at 31 July 2013	
		US\$'000	US\$'000	US\$'000	US\$'000
<b>Assets:</b>					
Portfolio of investments			94,990		203,410
<b>Current Assets:</b>					
Debtors	6	121		158	
Cash and bank balances	7	<u>270</u>		<u>18</u>	
			<u>391</u>		<u>176</u>
<b>Total Assets</b>			<b>95,381</b>		<b>203,586</b>
<b>Liabilities:</b>					
Creditors: amounts falling due within one year	8	<u>(6,831)</u>		<u>(7,130)</u>	
<b>Total Liabilities</b>			<b><u>(6,831)</u></b>		<b><u>(7,130)</u></b>
<b>Net assets attributable to the holders of redeemable participating shares</b>			<b><u>88,550</u></b>		<b><u>196,456</u></b>

The consolidated financial statements on pages 10 to 22 were approved by the Manager, HSBC Management (Guernsey) Limited, on 26 November 2014 and were signed on its behalf by:

  
Neil Aitken

  
Kwan Quenpei

The notes on pages 12 to 22 form an integral part of these consolidated financial statements.

## HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

## CONSOLIDATED STATEMENT OF TOTAL RETURN FOR THE YEAR ENDED 31 JULY 2014

	Notes	Year ended 31 July 2014		Year ended 31 July 2013	
		US\$'000	US\$'000	US\$'000	US\$'000
Income:					
Net capital gains/(losses)	3		7,043		(32,813)
Finance costs: interest	11	(59)		(157)	
Operating expenses	4	<u>(2,025)</u>		<u>(4,164)</u>	
Net expenses			<u>(2,084)</u>		<u>(4,321)</u>
Change in net assets attributable to the holders of redeemable participating shares from investment activities			<u>4,959</u>		<u>(37,134)</u>

## CONSOLIDATED STATEMENT OF MOVEMENT IN NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO THE HOLDERS OF REDEEMABLE PARTICIPATING SHARES FOR THE YEAR ENDED 31 JULY 2014

	Year ended 31 July 2014		Year ended 31 July 2013	
	US\$'000	US\$'000	US\$'000	US\$'000
Net assets attributable to the holders of redeemable participating shares at the start of the year		196,456		315,159
Movement due to issue and redemption of redeemable participating shares:				
Amounts received/receivable on issues	9,993		113,840	
Less: amounts paid/payable on redemptions	<u>(122,858)</u>		<u>(195,409)</u>	
		(112,865)		(81,569)
Change in net assets attributable to the holders of redeemable participating shares from investment activities		<u>4,959</u>		<u>(37,134)</u>
Net assets attributable to the holders of redeemable participating shares at the end of the year		<u>88,550</u>		<u>196,456</u>

The notes on page 12 to 22 form an integral part of these consolidated financial statements.

## HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

## NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

## 1 STRUCTURE OF THE FUND

HSBC Trading AdvantEdge Fund (the "Trust") is a sub-fund of HSBC Uni-Folio, a Guernsey unit trust which is authorised as a Class B Scheme under the Authorised Collective Investment Schemes (Class B) Rules, 2013.

The Trust invests through a wholly owned subsidiary, HSBC Trading AdvantEdge Investments Limited (the "Company"), a BVI registered company.

The Company owns the investments listed in the Portfolio of Investments. The purpose of the Company is to ensure that any withholding tax on distributions from such investments may be reclaimed.

These consolidated financial statements include all the assets and liabilities of the Trust and the Company (together the "Fund").

The shares of the Sterling Class and Sterling R Class are listed on the Irish Stock Exchange.

## 2 PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES

The following accounting policies have been applied consistently in dealing with items which are considered material in relation to the Fund's consolidated financial statements:

Basis of accounting

The consolidated financial statements have been prepared under the historical cost convention as adjusted by the revaluation of investments and foreign exchange forward contracts and in accordance with applicable United Kingdom Accounting Standards and the Statement of Recommended Practice for Authorised Funds (the "SORP") issued by the Investment Management Association in October 2010.

The consolidated financial statements have been prepared on a going concern basis.

Basis of consolidation

The consolidated financial statements include the results of the Trust and its wholly-owned subsidiary HSBC Trading AdvantEdge Investments Limited. The Manager does not consider the unconsolidated balance sheet of the Trust to be of any relevance as the only reason for setting up the subsidiary company was for fiscal purposes. Accordingly no unconsolidated balance sheet is presented in these consolidated financial statements.

Functional and Presentation Currency

The functional and presentation currency is US Dollar, because that is the currency of the primary economic environment in which the Fund operates.

Investments

Investments in investment funds are valued at the closing net asset value per share for the underlying investments that the Fund holds, as at 5 pm (Guernsey time) on the Balance Sheet date. Investments in underlying funds which are not quoted on a recognised stock exchange or other trading facility are valued at the net asset values provided by such entities or their administrators. These values may be unaudited or may themselves be estimates. In addition, these entities or their administrators may not provide values at all or in a timely manner and, to the extent that values are not available, those investments will be valued by the Investment Advisor using valuation techniques appropriate to those investments. In determining fair value, the Investment Advisor takes into consideration, where applicable, the impact of suspension of redemptions, liquidation proceedings, investments in side pockets and other significant factors. The Directors have no reason to believe that the valuations used are unreasonable.

Realised and unrealised surpluses and deficits on investments are included on the Consolidated Statement of Total Return. Realised gains and losses on sales of securities are determined using the average cost method. Purchases and sales of the investments are accounted for on a trade date plus one basis.

## HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

## NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

## 2 PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)

Income

Investment income is included on an accruals basis on non-debt instruments in the Consolidated Statement of Total Return. All non class specific income is allocated to each share class in proportion to the total net assets of the share class during the year. All class specific income is allocated to the share class to which it relates.

Expenses

Expenses are included on an accruals basis in the Consolidated Statement of Total Return. All non class specific expenses are allocated to each share class in proportion to the total net assets of the share class during the year. All class specific expenses are allocated to the share class to which they relate.

Use of estimates and judgements

The preparation of consolidated financial statements in accordance with the recognition and measurement principles of United Kingdom Accounting Standards requires Management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the consolidated financial statements and the reported amounts of income and expenses during the year.

The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis for making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results could differ from those estimates.

Foreign currency transactions

Foreign currency transactions are translated at the rate of exchange ruling at the date of the transaction. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated to US Dollars at the foreign currency closing exchange rate ruling at the Balance Sheet date. The Fund reports the realised exchange gain or loss as well as the unrealised exchange appreciation or depreciation on non-US Dollar denominated investments in the Consolidated Statement of Total Return. Any realised exchange gains or losses as well as unrealised appreciation or depreciation arising from non-US Dollar denominated payables and receivables and on foreign currency transactions are reflected in the Consolidated Statement of Total Return.

Forward foreign exchange contracts

The unrealised appreciation or depreciation on open forward foreign exchange contracts is calculated by reference to the difference between the contracted rate and the rate to close out the contract. Unrealised appreciation is reported as an asset and unrealised depreciation is reported as a liability in the Consolidated Balance Sheet. All net gains or losses on forward foreign exchange contracts are recorded in the Consolidated Statement of Total Return.

Cash

Cash comprises current deposits with banks.

Borrowing costs

Borrowing costs arise from credit facilities held by the Fund. These costs are recognised in the Consolidated Statement of Total Return on an accruals basis.

## HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

## NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

## 2 PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)

Formation expense

In accordance with the Fund's Prospectus the formation costs will be amortised over a period not exceeding five years or such shorter period as the Manager may determine. This treatment is in line with the Prospectus but not in line with United Kingdom Accounting Standards. This departure from United Kingdom Accounting Standards does not have a material impact on the results reported in the consolidated financial statements.

Cash Flow Statement

Under Financial Reporting Standard No.1 the Fund is exempt from the requirement to prepare a cash flow statement as it complies with the conditions for open ended investment funds.

Shares in issue

Redeemable participating shares are redeemable at the option of the holder of redeemable participating shares and will be classified as financial liabilities.

Fair values of financial assets and financial liabilities

All of the financial assets and liabilities of the Fund are held at their fair values.

Gains and losses on financial assets and financial liabilities held or issued for trading

The net gains/(losses) on financial assets and financial liabilities are disclosed in the Consolidated Statement of Total Return. Realised gains and losses on the sale of securities are determined using the average cost method.

3 NET CAPITAL GAINS/(LOSSES)	Year ended 31 July 2014 US\$'000	Year ended 31 July 2013 US\$'000
Net capital gains/(losses) on non-derivative investments	1,962	(34,130)
Net capital gains on derivative investments	<u>5,081</u>	<u>1,317</u>
Total net capital gains/(losses)	<u>7,043</u>	<u>(32,813)</u>
4 OPERATING EXPENSES	Year ended 31 July 2014 US\$'000	Year ended 31 July 2013 US\$'000
Payable to the Manager and its associates: Management fee	<u>(1,686)</u>	<u>(3,710)</u>
Payable to the Trustee and its associates: Trustee fees	<u>(134)</u>	<u>(258)</u>
Other expenses:		
Audit fees	(17)	(17)
Formation expenses	(12)	(8)
Recoupment fee	(49)	(31)
Bank interest expense	-	(3)
Other sundry expenses	<u>(127)</u>	<u>(137)</u>
Total operating expenses	<u>(2,025)</u>	<u>(4,164)</u>

## HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

## NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

## 5 MANAGEMENT, TRUSTEE AND INVESTMENT ADVISOR AGREEMENTS

The Manager receives a management fee of 1.65% of the net asset value for all share classes except the Institutional Classes and the R Classes. The Manager receives a management fee of 0.90% of the net asset value per annum for the Institutional Classes and 0.65% of the net asset value per annum for the R Classes. The Management fee for the year amounted to US\$1,686,175 (2013: US\$3,710,032). The fee outstanding at the year end was US\$Nil (2013: US\$Nil).

The Trustee receives a fee of 0.10% of the net asset value per annum for all share classes. The Trustee fee for the year amounted to US\$133,631 (2013: US\$257,615). The fee outstanding at the year end was US\$Nil (2013: US\$Nil).

The Manager is entitled to a performance fee of 10% of new "excess" value over the Index of the applicable share class, see page 2 for details, for all share classes. The performance fee for the year amounted to US\$Nil (2013: US\$Nil). The performance fee outstanding at the year end was US\$Nil (2013: US\$Nil).

## 6 DEBTORS

	As at 31 July 2014 US\$'000	As at 31 July 2013 US\$'000
Unrealised gains on forward contracts (note 12)	1	107
Prepaid formation expense	18	43
Prepaid sundry expenses	102	8
	<u>121</u>	<u>158</u>

## 7 CASH AND BANK BALANCES

	As at 31 July 2014 US\$'000	As at 31 July 2013 US\$'000
Cash and bank balances	<u>270</u>	<u>18</u>

Cash balances are held by State Street Custodial Services (Ireland) Limited (the "Custodian") and HSBC Private Bank (C.I.) Limited (the "Trustee"). The Fund's cash is maintained within the Custodian's sub-custodial network in segregated accounts. The credit rating of State Street Corporation, the parent company of the Custodian at 31 July 2014 was A+ (31 July 2013: A+). The credit rating of HSBC Holdings plc, the ultimate parent of the Trustee, at 31 July 2014 was Aa3 as rated by Moody's Ratings Agency. The credit rating of the Trustee at 31 July 2013 was AA- as rated by Standard and Poor's Ratings Agency. The Trustee is no longer separately rated.

## 8 CREDITORS: AMOUNTS FALLING DUE WITHIN ONE YEAR

	As at 31 July 2014 US\$'000	As at 31 July 2013 US\$'000
Amounts received in advance of issuing shares	-	(387)
Loans payable (note 11)	(6,627)	(6,253)
Unrealised losses on forward contracts (note 12)	(115)	(426)
Other accrued expenses	(89)	(64)
	<u>(6,831)</u>	<u>(7,130)</u>

## 9 TAXATION STATUS

The umbrella fund, HSBC Uni-Folio, is exempt from Guernsey income tax under the Income Tax (Exempt Bodies) (Guernsey) Ordinance 1989 and is charged an annual exemption fee of GBP600 (2013: GBP600).

## HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

## NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

## 10 REDEEMABLE PARTICIPATING SHARES IN ISSUE

	Number US Dollar Class	Number Euro Class	Number Sterling Class	Number Institutional Class (Swiss Franc)*
Redeemable participating shares in issue at 1 August 2013	710,465.28	16,264.51	32,516.81	187,606.05
Issued on subscriptions	32,585.12	55.48	2,208.48	-
Redemptions	(320,549.33)	(7,115.28)	(31,726.22)	(187,606.05)
Redeemable participating shares in issue at 31 July 2014	422,501.07	9,204.71	2,999.07	-
	Number Euro Hedged R Class	Number US Dollar R Class	Number Sterling R Class	Number Total
Redeemable participating shares in issue at 1 August 2013	47,149.44	345,848.72	272,944.29	1,612,795.10
Issued on subscriptions	1,674.26	10,633.16	27,576.32	74,732.82
Redemptions	(43,951.66)	(312,823.22)	(140,597.76)	(1,044,369.52)
Redeemable participating shares in issue at 31 July 2014	4,872.04	43,658.66	159,922.85	643,158.40

\* The Institutional Class (Swiss Franc) was fully redeemed on 30 April 2014.

	Number US Dollar Class	Number Euro Class	Number Sterling Class	Number Institutional Class (Swiss Franc)
Redeemable participating shares in issue at 1 August 2012	1,257,213.26	133,957.52	341,374.96	187,606.05
Issued on subscriptions	98,476.61	10,920.48	9,438.19	-
Redemptions	(645,224.59)	(128,613.49)	(318,296.34)	-
Redeemable participating shares in issue at 31 July 2013	710,465.28	16,264.51	32,516.81	187,606.05
	Number Euro Hedged R Class**	Number US Dollar R Class*	Number Sterling R Class*	Number Total
Redeemable participating shares in issue at 1 August 2012	-	-	-	1,920,151.79
Issued on subscriptions	54,101.14	372,424.92	314,420.63	859,781.97
Redemptions	(6,951.70)	(26,576.20)	(41,476.34)	(1,167,138.66)
Redeemable participating shares in issue at 31 July 2013	47,149.44	345,848.72	272,944.29	1,612,795.10

\*The US Dollar R Class and the Sterling R Class launched on 18 January 2013.

\*\*The Euro Hedged R Class launched on 19 April 2013.

All series of shares rank equally for allocation of income and expenses and have the same rights attached to them.

For the Institutional Classes a redemption fee of 2% of proceeds may be charged at the Manager's discretion on monthly redemptions for which instructions are received on or before the last business day of the previous calendar month minus 5 business days. No redemption fee is charged on monthly redemptions for which instructions are received not less than 65 days prior to the last business day of each calendar month.

## HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

## NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

## 10 REDEEMABLE PARTICIPATING SHARES IN ISSUE (CONTINUED)

The Manager may limit the number of shares in the Trust which may be redeemed on any dealing day to not more than 20% of the total number of shares in issue immediately before such date.

A maximum initial charge of up to 3% of subscription monies may be charged at the Manager's discretion.

## 11 RELATED PARTY TRANSACTIONS

HSBC Private Bank (C.I.) Limited acts as Trustee to the Fund.

The Fund places money on deposit with the Trustee on a regular basis throughout the year. The interest rate received is consistent with that received on normal commercial deposits.

The Fund may borrow up to a total of 25% of its Net Asset Value for a period of up to one month to cover a cash shortfall caused by mismatched settlement dates on purchase and sale transactions; and for a period of up to three months to finance redemptions; and for investment purposes subject to a maximum of 10% of the Fund's Net Asset Value, to facilitate additional investment in Investment Funds.

HSBC Private Bank (C.I.) provided credit facilities to the Fund during the year. At the year end US\$6,627,183 (2013: US\$6,253,177) inclusive of interest was outstanding. Interest of US\$58,509 (2013: US\$156,579) was charged for the year. The interest rate prevailing at the Balance Sheet date is 0.99% (2013: 1.02%). The loan is repayable on demand.

There were no other related party transactions for the year other than fees paid to the Manager, Trustee and Investment Advisor as outlined in Note 5.

## 12 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Assets may be denominated in currencies other than the functional currency of each share class and certain currency exposure will be hedged back to the relevant share class currency. Hedging for this purpose may be by means of forward foreign exchange contracts or options on such contracts or by using such other derivative instruments as may be available and having the same or similar effect. The Fund shall not invest in derivative instruments for speculative purposes. The Investment Advisor retains the right to vary the policy on currency hedging at its absolute discretion. All costs of such hedging will be met by the Holders of the relevant share class only.

The following forward foreign exchange contracts were outstanding at 31 July 2014 in respect of the hedging of the HSBC Trading AdvantEdge Fund - Euro Class.

Maturity Date	Amount Bought	Amount Sold	Counterparty	Unrealised Loss US\$'000
29/08/2014	EUR1,149,657	US\$1,544,226	State Street Bank London	(4)
29/08/2014	US\$20,061	EUR14,925	State Street Bank London	-
				<u>(4)</u>

The following forward foreign exchange contracts were outstanding at 31 July 2014 in respect of the hedging of the HSBC Trading AdvantEdge Fund - Sterling Class.

Maturity Date	Amount Bought	Amount Sold	Counterparty	Unrealised Loss US\$'000
29/08/2014	GBP402,388	US\$681,955	State Street Bank London	(3)
29/08/2014	US\$2,797	GBP1,647	State Street Bank London	-
29/08/2014	GBP177	US\$299	State Street Bank London	-
				<u>(3)</u>



## HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

## NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

## 12 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS (CONTINUED)

The following forward foreign exchange contracts were outstanding at 31 July 2014 in respect of the hedging of the HSBC Trading AdvantEdge Fund - Euro Hedged R Class.

Maturity Date	Amount Bought	Amount Sold	Counterparty	Unrealised Loss US\$'000
29/08/2014	EUR468,807	US\$629,704	State Street Bank London	(2)
29/08/2014	US\$8,173	EUR6,080	State Street Bank London	-
				<u>(2)</u>

The following forward foreign exchange contracts were outstanding at 31 July 2014 in respect of the hedging of the HSBC Trading AdvantEdge Fund - Sterling R Class.

Maturity Date	Amount Bought	Amount Sold	Counterparty	Unrealised (Loss)/Gain US\$'000
29/08/2014	GBP15,709,635	US\$26,624,217	State Street Bank London	(106)
29/08/2014	US\$108,401	GBP63,838	State Street Bank London	1
				<u>(105)</u>
<b>Total unrealised gains on forward foreign exchange contracts (Note 6)</b>				<u>1</u>
<b>Total unrealised losses on forward foreign exchange contracts (Note 8)</b>				<u>(115)</u>
<b>Net unrealised losses on forward foreign exchange contracts</b>				<u>(114)</u>

The following forward foreign exchange contracts were outstanding at 31 July 2013 in respect of the hedging of the HSBC Trading AdvantEdge Fund - Euro Class.

Maturity Date	Amount Bought	Amount Sold	Counterparty	Unrealised Gain US\$'000
30-Aug-13	EUR1,916,879	US\$2,541,513	State Street Bank London	6
30-Aug-13	EUR3,061	US\$4,068	State Street Bank London	-
30-Aug-13	EUR31,589	US\$41,969	State Street Bank London	-
				<u>6</u>

The following forward foreign exchange contracts were outstanding at 31 July 2013 in respect of the hedging of the HSBC Trading AdvantEdge Fund - Sterling Class.

Maturity Date	Amount Bought	Amount Sold	Counterparty	Unrealised (Loss)/Gain US\$'000
30-Aug-13	GBP4,209,315	US\$6,462,099	State Street Bank London	(60)
30-Aug-13	US\$65,949	GBP42,832	State Street Bank London	1
30-Aug-13	US\$341,776	GBP224,716	State Street Bank London	-
				<u>(59)</u>

The following forward foreign exchange contracts were outstanding at 31 July 2013 in respect of the hedging of the HSBC Trading AdvantEdge Fund - Institutional Class (Swiss Franc).

Maturity Date	Amount Bought	Amount Sold	Counterparty	Unrealised Gain US\$'000
30-Aug-13	CHF17,280,575	US\$18,574,273	State Street Bank London	85
30-Aug-13	CHF144,087	US\$155,254	State Street Bank London	-
				<u>85</u>

## HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

## NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

## 12 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS (CONTINUED)

The following forward foreign exchange contracts were outstanding at 31 July 2013 in respect of the hedging of the HSBC Trading AdvantEdge Fund - Euro Hedged R Class.

Maturity Date	Amount Bought	Amount Sold	Counterparty	Unrealised Gain US\$'000
30-Aug-13	EUR4,239,793	US\$5,621,373	State Street Bank London	13
30-Aug-13	EUR70,337	US\$93,450	State Street Bank London	-
30-Aug-13	EUR133,808	US\$177,829	State Street Bank London	-
				<u>13</u>

The following forward foreign exchange contracts were outstanding at 31 July 2013 in respect of the hedging of the HSBC Trading AdvantEdge Fund - Sterling R Class.

Maturity Date	Amount Bought	Amount Sold	Counterparty	Unrealised (Loss)/Gain US\$'000
30-Aug-13	GBP25,704,178	US\$39,460,797	State Street Bank London	(366)
30-Aug-13	US\$128,671	GBP83,568	State Street Bank London	2
30-Aug-13	GBP135,039	US\$205,384	State Street Bank London	-
30-Aug-13	GBP224,716	US\$341,776	State Street Bank London	-
				<u>(364)</u>
				<u>107</u>
				<u>(426)</u>
				<u>(319)</u>

Total unrealised gains on forward foreign exchange contracts (Note 6)

Total unrealised losses on forward foreign exchange contracts (Note 8)

Net unrealised losses on forward foreign exchange contracts

## 13 FINANCIAL INSTRUMENTS

The main risks arising from the Fund's financial instruments are market, liquidity and credit risks.

**Market risk**

Market risk arises mainly from uncertainty about future prices of financial instruments held. It represents the potential loss the Fund might suffer through holding market positions in the face of price movements. The Investment Advisor considers the asset allocation of the portfolio in order to minimise the risk associated with particular countries or industry sectors whilst continuing to follow the Fund's investment objective.

Market risk embodies the potential for both losses and gains and includes price risk, currency risk and interest rate risk. The profitability of the Fund's investment programme depends to a great extent on correct assessments of the future course of price movements of securities and equities and other investments. There can be no assurance that the Manager will be able to accurately predict these price movements.

The securities markets have in recent years been characterised by great volatility and unpredictability. With respect to the investment strategy into which the Investment Advisor has invested the Fund's assets, there is always some, and from time to time a significant, degree of market risk.

Details of the Fund's investment portfolio at the Balance Sheet date are disclosed in the Portfolio of Investments included on page 23.

**(a) Other price risk**

Price risk is the risk that the value of the investments will fluctuate as a result of changes in market prices (other than those arising from interest rate risk or currency risk), whether caused by factors specific to an individual investment, its issuer or all factors affecting all investments traded in the market.

The Fund is required to comply with the standard investment and borrowing restrictions as defined in the Prospectus. The Fund's investment restrictions are monitored on a regular basis by the Trustee of the Fund and reviewed quarterly by the Manager. There are specific guidelines in place for monitoring and reporting breaches, and situations where holdings come close to restriction levels.

## HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

## NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

## 13 FINANCIAL INSTRUMENTS (CONTINUED)

**Market risk (continued)****(b) Foreign currency risk**

The Fund may invest in financial instruments and enter into transactions denominated in currencies other than its functional currency. Consequently the Fund is exposed to risks that the exchange rate of its currency relative to other foreign currencies may change in a manner that has an adverse affect on the value of that portion of the Funds assets or liabilities denominated in currencies other than US Dollars.

The Fund's currency risk is managed on a monthly basis by the Investment Advisor in accordance with policies and procedures in place. All currency exposure at the portfolio level is hedged into the currency of the relevant share class on a monthly basis, using standard monthly forwards. The Fund's overall currency positions and exposures are monitored on a monthly basis by the Manager.

The Fund also offers redeemable participating shares denominated in Euro, British Pound Sterling, Swiss Franc and Japanese Yen exposing the Fund to foreign currency risk. This risk is mitigated by the Fund entering into foreign exchange contracts as described further in this note.

The following tables set out the Fund's total exposure to foreign currency risk and the net exposure to the foreign currencies of monetary assets and liabilities as at 31 July 2014 and 31 July 2013.

## 31 July 2014

Currency	Monetary Assets and Liabilities US\$'000	Total Forward FX US\$'000	Net US\$'000
British Pound Sterling	-	27,087	27,087
Euro	-	2,137	2,137

## 31 July 2013

Currency	Monetary Assets and Liabilities US\$'000	Total Forward FX US\$'000	Net US\$'000
British Pound Sterling	-	45,510	45,510
Euro	-	8,500	8,500
Swiss Franc	-	18,815	18,815

**(c) Interest rate risk**

The majority of the Fund's financial assets are investments in investment funds which neither pay interest nor have a maturity date. The underlying funds the Fund invests in are exposed to interest rate risk; however the Fund mitigates the risk by diversifying its investments.

The Fund has borrowed US\$6,627,000 (2013: US\$6,253,000) at year end. To minimise its interest rate risk the Fund enters into floating rate loan agreements. The interest rate prevailing at Balance Sheet date is 0.99% (2013: 1.02%).

Other Assets and Liabilities bear no interest rate risk except for cash and bank balances of USD270,236 (2013: USD17,924 which are subject to the variable interest rate.

**Liquidity risk**

The main liability of the Fund is the redemption of any shares that investors wish to sell. The risk is that the Fund might not be able to liquidate investment positions in order to repay amounts demanded by its shareholders.

The Fund's liquidity risk is managed on an ongoing basis by the Investment Advisor in accordance with policies and procedures in place. It is not the normal policy of the Fund to invest directly in funds, limited partnerships or other vehicles that have no liquidity. The Fund's overall liquidity risks are monitored on a monthly basis by the Manager.

## HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

## NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

## 13 FINANCIAL INSTRUMENTS (CONTINUED)

**Liquidity risk (continued)**

The Fund's investment restrictions, as defined in the Prospectus, some of which pertain to the management of liquidity risk and concentrations thereof are monitored on a monthly basis by the Trustee of the Fund. There are specific guidelines in place for monitoring and reporting breaches, and situations where holdings come close to restriction levels.

The Manager may limit the number of shares in the Fund which may be redeemed on any dealing day.

At 31 July 2014 and 31 July 2013 there were no restrictions in place on any of the investee funds which would limit the Fund's ability to redeem its investment holdings.

All of the Fund's financial liabilities are due within one year.

**Credit risk**

Credit risk is the risk that a counterparty to a financial instrument will fail to discharge an obligation or commitment that it has entered into with the Fund.

The Fund will be exposed to a credit risk on parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default. The Fund minimises concentrations of credit risk by undertaking transactions with a large number of customers and counterparties on recognised and reputable exchanges, including the Irish Stock Exchange and the Luxembourg Stock Exchange.

Credit risk arising on transactions with brokers relates to transactions awaiting settlement. Risk relating to unsettled transactions is considered small due to the short settlement period involved and the high credit quality of the brokers and counterparties used. The Fund monitors the credit rating and financial positions of the brokers used to further mitigate the credit risk of underlying investments.

In addition, the Fund is indirectly exposed to the credit risk of the underlying investee funds.

Substantially all of the assets of the Fund are held by the Custodian. Cash balances are held by State Street Custodial Services (Ireland) Limited (the "Custodian") and HSBC Private Bank (C.I.) Limited (the "Trustee"). The Fund's cash is maintained within the Custodian's sub-custodial network in segregated accounts. Bankruptcy or insolvency of the Custodian may cause the Fund's rights with respect to securities held by the Custodian to be delayed or limited. The Company monitors its risk by monitoring the credit quality of the Custodian of the Fund. The credit rating of State Street Corporation, the parent company of the Custodian at 31 July 2014 was A+ (2013: A+).

The credit rating of HSBC Holdings plc, the ultimate parent of the Trustee, at 31 July 2014 was Aa3 as rated by Moody's Ratings Agency. The credit rating of the Trustee at 31 July 2013 was AA- as rated by Standard and Poor's Ratings Agency. The Trustee is no longer separately rated.

## 14 DISTRIBUTION POLICY

The Manager does not recommend the payment of a dividend. All income will be "rolled-up", and will not be distributed but will be retained in the Fund and reflected in the net asset value per share.

## 15 FOREIGN EXCHANGE RATES

The following foreign exchange rates were used to translate assets and liabilities into the reporting currency (US Dollars):

	As at 31 July 2014	As at 31 July 2013
Euro	0.7467	0.7525
Sterling	0.5923	0.6574
Swiss Franc	0.9083	0.9263

**HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND****NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)****16 SIGNIFICANT EVENTS DURING THE YEAR**

The Institutional Class (Swiss Franc) was fully redeemed on 30 April 2014.

The Trust registered as an Alternative Investment Fund (AIF) with effect from 1 July 2014.

There were no other significant events affecting the Trust during the year.

**17 SUBSEQUENT EVENTS**

There have been no significant events affecting the Trust since year end that require amendment to or disclosure in the consolidated financial statements.

## HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

## PORTFOLIO OF INVESTMENTS AS AT 31 JULY 2014 (UNAUDITED)

Security Description	Holding	Market value US\$'000	% of total net assets
<b>Mutual Funds</b>			
<b>U.S. Dollar (2013: 103.54%)</b>			
AHL (Cayman) SPC - Class A1 Evolution USD Shares	12,013,314	15,733	17.77%
Blue Trend Fund Ltd. - Class A GSY	18,374	5,202	5.87%
Blue Trend Fund Ltd. - Class B GSY	14,935	3,991	4.51%
Blue Trend Fund Ltd. - Class B USD	15,753	4,210	4.75%
CCP Quantitative Fund Ltd. - Aristarchus Class	4,994	6,813	7.69%
Crabel Fund SPC Ltd. - Segregated Portfolio - Series 95	9,366	8,895	10.05%
Discus Non US Side Holdings Ltd. - Class S	11,076	-	-
Tewksbury Investments Fund	938	16,596	18.74%
Transtrend Fund Alliance - Omnitrend Plus (USD)	3,089	8,613	9.73%
Two Sigma Investment Fund Ltd. - Class A	9,000	8,950	10.11%
Winton Futures Fund Ltd. - Class B	18,055	15,987	18.05%
<b>Portfolio of Investments</b>		<b>94,990</b>	<b>107.27</b>
<b>Net current liabilities</b>		<b>(6,440)</b>	<b>(7.27%)</b>
<b>Total net assets</b>		<b>88,550</b>	<b>100.00%</b>

\* No market value is shown for this security as the value is less than US\$1,000.

	31 July 2014	31 July 2013	31 July 2012
<b>Redeemable participating shares in issue</b>			
US Dollar Class	422,501.07	710,465.28	1,257,213.26
Euro Class	9,204.71	16,264.51	133,957.52
Sterling Class	2,999.07	32,516.81	341,374.98
Institutional Class (Swiss Franc)	-	187,606.05	187,606.05
Euro Hedged R Class	4,872.04	47,149.44	-
US Dollar R Class	43,658.66	345,848.72	-
Sterling R Class	159,922.85	272,944.29	-
<b>Net asset value per share</b>			
US Dollar Class	US\$132.52	US\$130.74	US\$153.25
Euro Class	EUR119.80	EUR118.25	EUR138.73
Sterling Class	GBP127.78	GBP126.15	GBP147.92
Institutional Class (Swiss Franc)	-	CHF91.83	CHF107.10
Euro Hedged R Class	EUR92.45	EUR90.38	-
US Dollar R Class	US\$94.77	US\$92.57	-
Sterling R Class	GBP95.18	GBP92.73	-
<b>Total Net Asset Value</b>			
US Dollar Class (US\$'000)	55,987	92,885	192,664
Euro Class (EUR'000)	1,103	1,923	18,584
Sterling Class (GBP'000)	383	4,102	50,495
Institutional Class (Swiss Franc) (CHF'000)	-	17,227	20,092
Euro Hedged R Class (EUR'000)	450	4,261	-
US Dollar R Class (US\$'000)	4,137	32,014	-
Sterling R Class (GBP'000)	15,221	25,309	-
<b>Portfolio Classification</b>			<b>% of Portfolio</b>
Listed securities			26.50%
Unlisted securities			73.50%
			<b>100.00%</b>

## HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

## SUMMARY OF SIGNIFICANT PORTFOLIO CHANGES FOR THE YEAR ENDED 31 JULY 2014\* (UNAUDITED)

**Purchases**

Description	Nominal	Cost US\$'000
Two Sigma Investment Fund Ltd. - Class A	9,000	9,000

**Sales**

Description	Nominal	Proceeds US\$'000
CCP Quantitative Fund Ltd. - Aristarchus Class	15,134	21,721
Winton Futures Fund Ltd. - Class B	23,789	20,759
Blue Trend Fund Ltd. - Class B USD	77,525	20,052
Tewksbury Investments Fund	1,091	18,700
Discus Feeder Fund Ltd. - Class C Double Leverage	16,118	14,065
Transtrend Fund Alliance - Omnitrend Plus (USD)	4,824	12,375
AHL (Cayman) SPC - Class A1 Evolution USD Shares	9,459,870	11,110
Crabel Fund SPC Ltd. - Segregated Portfolio - Series 95	635	600

\* Significant portfolio changes are defined as the value of purchases or sales of a security exceeding 2% of the net assets of the Fund at the start of the year. In any event, at a minimum, the 20 largest purchases and 20 largest sales must be shown.

## HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

## PERFORMANCE INFORMATION FOR THE YEAR ENDED 31 JULY 2014 (UNAUDITED)

Performance Overview

<u>Year ended</u>	<u>2014</u>	<u>2013</u>	<u>2012</u>	<u>2011</u>	<u>2010</u>
HSBC Trading AdvantEdge Fund - US Dollar Class	1.36%	-11.18%	-0.91%	8.87%	-1.58%
3M USD LIBOR+3.5%	2.22%	2.25%	4.08%	3.94%	3.95%
HSBC Trading AdvantEdge Fund - Euro Class	1.31%	-22.84%	-0.73%	8.59%	-1.98%
3M EUR LIBOR+3.5%	2.23%	2.15%	4.85%	4.61%	4.34%
HSBC Trading AdvantEdge Fund - Sterling Class	1.29%	-14.72%	-0.46%	8.75%	-1.27%
3M GBP LIBOR+3.5%	2.36%	2.35%	4.65%	4.38%	4.32%
HSBC Trading AdvantEdge Fund - Institutional Class (Yen)	N/A	N/A	N/A	N/A	-0.96%
3M JPY LIBOR+3.5%	N/A	2.17%	3.83%	3.80%	3.91%
HSBC Trading AdvantEdge Fund - Institutional Class (Swiss Franc)	N/A	-14.26%	-0.79%	8.63%	N/A
3M CHF LIBOR+3.5%	N/A	2.08%	3.71%	3.76%	3.87%
HSBC Trading AdvantEdge Fund - Euro Hedged R Class	2.29%	N/A	N/A	N/A	N/A
3M EUR LIBOR+3.5%	2.23%	2.15%	N/A	N/A	N/A
HSBC Trading AdvantEdge Fund - US Dollar R Class	2.38%	N/A	N/A	N/A	N/A
3M USD LIBOR+3.5%	2.22%	2.25%	N/A	N/A	N/A
HSBC Trading AdvantEdge Fund - Sterling R Class	2.64%	N/A	N/A	N/A	N/A
3M GBP LIBOR+3.5%	2.36%	2.35%	N/A	N/A	N/A



## 2 【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

(平成26年10月末日現在)

	米ドル ( d . を除く。 )	千円 ( d . および e . を除く。 )		
a. 資産総額	87,837,548.98	10,385,033		
b. 負債総額	7,257,092.26	858,006		
c. 純資産総額 (a-b)	80,580,456.72	9,527,027		
d. 発行済口数	米ドル・クラス ユーロ・クラス	372,764.70 7,846.07	□ □	
e. 一口当たり純資産価格	米ドル・クラス ユーロ・クラス	140.39 126.98	米ドル ユーロ	16,598円 18,691円

## 第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換

ユニ・フォリオの受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 HSBC セキュリティーズ・サービシーズ(アイルランド)リミテッド

取扱場所 アイルランド、ダブリン2, グランド・カナル・ハーバー、グランド・カナル・スクエア1番

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、同社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

### (2) 受益者集会

受託会社または管理会社は、ファンドの受益者集会、または該当する場合ユニ・フォリオの集会としての全てのサブ・ファンドの全受益者の集会をいつでも招集することができる。受益者集会は、ガーンジーで開催される予定であり、受益者への10日以上前の通知により招集される。受益者集会は連合王国内では開催されない。受託会社は、以下の( )から( )に記載される事項に関し単純過半数による承認を得るため、または招集請求の管理会社への交付日に発行済とみなされるファンドまたはユニ・フォリオ全体のすべての受益証券に係る全議決権の少なくとも10%以上を合計で有する少なくとも5人の受益者の書面による請求に応じ、信託証書の規定によりその旨義務付けられる場合かかる受益者集会を招集する。かかる受益者集会における定足数は本人または代理人により出席する受益者とする。

適式に招集され、開催されるファンドまたはユニ・フォリオ(場合による。)の受益者集会は、決議により、( )信託証書またはファンド証書の規定の修正、変更または追加について、かかる変更が信託証書に規定する受託会社および管理会社の権限の範囲外である場合において裁可し、( )ファンドの解散に関するクラスB規定の定めに従って受託会社に対し権限を付与しまたは指示を行い、( )別の機関または投資スキーム(当該投資スキームが集団投資スキームであるか否かは問わない。)とファンドとの事業再編または統合のための取決めを承認し、( )管理会社を解任し、( )ファンドの投資目的、投資制限および借入限度の変更を承認する資格を有するものとする。

### (3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

名義書換事務代行会社の容認する書式による譲渡の様式を完成させて事前の管理会社または名義書換事務代行会社の承認を受ける場合を除いて、受益証券は譲渡されない。譲受人が既存の受益者ではない場合、当該譲受人は、当該譲渡が行われる前に、可能な限り早く申込書に記入し、必要に応じて、身元証明書類とともに名義書換事務代行会社に提出し、または別途書面により同様な情報、表明および約束を名義書換事務代行会社に提供することを要する。受益証券の譲渡は、上記要件が充足された期日直後の取引日にのみ効力を生じる。

## 第三部【特別情報】

### 第1【管理会社の概況】

#### 1【管理会社の概況】

##### (1) 資本金の額

資本金の額 平成26年11月末日現在、100,000英ポンド(約1,857万円)

発行済株式総数 100,000株、

管理会社は、100,000株の授権株式資本のみ発行することができ、全株発行済みである。

最近5年間における資本金の額の増減はない。

(注) スターリング・ポンド(以下「英ポンド」という。)の円換算額は、平成26年11月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値(1英ポンド=185.73円)による。

##### (2) 会社の機構

定款に基づき、管理会社は、最低2名の取締役により構成される取締役会により運営される。取締役は、管理会社の株主であることを要しない。取締役は、臨時の欠員補充のため、または追加の取締役として、誰でも取締役に任命することができる。ただし、当該取締役の任期は、次の株主総会までとし、再任も可能である。取締役の権利を害することなく、年次株主総会で株主もまた、臨時の欠員または追加の取締役として、誰でも取締役に任命することができる。

取締役会の決議は、過半数の取締役が構成している取締役会に出席または代理出席している取締役の多数決により決定される。

取締役会は、法律、定款またはファンドの信託証書に定める規定に従い、管理会社およびファンドの名のもとに行為し、管理会社およびファンドの目的を達成するための管理または処分に関するすべての行為を実行し、承認する最大の権限および責任を有する。

##### (3) 役員および従業員の状況

(平成26年11月末日現在)

氏名	役職名	略歴	保有株数
スティーブン・トレヴァー (Stephen Trevor)	非常勤取締役	商事訴訟関連の弁護士、ガーンジー金融サービス委員会の信託および情報サービス部門の前理事	0
ニール・エイトケン (Niel Aitken)	非常勤取締役	経営学修士、HSBCオルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドおよびHSBCオルタナティブ・インベストメント・グループ(「AIG」)のビジネス・マネジメントのヘッド	0
マイケル・カーリントン (Michael Quarrington)	非常勤取締役	ミーズ・ピアソン・リーズ・グループ会計事務所、退任パートナー	0
ケイト・チャールズ (Kate Charles)	常勤取締役 ビジネス・マネジメント・ヘッド	HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドの前シニア・リーガル・カウンセラー	0

管理会社の従業員は10名である。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ファンドおよび受益者のために、証券の売買および申込みならびにファンド資産に直接または間接的に属する権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

管理会社は、HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドに投資助言サービスの提供を委託している。また、管理会社は、管理事務代行会社であるステート・ストリート・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドにファンドの管理事務代行業務を委託している。また、管理会社は、HSBC セキュリティーズ・サービシーズ(アイルランド)リミテッドにファンドの受益証券の発行、買戻しおよび名義書換等に関する事務代行業務を委託している。受託会社は、保管受託銀行であるステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ(アイルランド)リミテッドにファンドの資産の受託保管を委託している。

管理会社は、平成26年10月末日現在、以下のとおり、9本の投資信託(合計純資産総額6,682.3百万米ドル)の管理・運用を行っている。

ファンド名	国名	基本的性格	純資産総額 (百万米ドル) (平成26年10月末日 現在)
HSBC ポートフォリオ・セレクション・ ファンド (HSBC Portfolio Selection Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ 型ユニット・トラスト	2,121.64
HSBC ユニ・フォリオ (HSBC Uni - Folio)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ 型ユニット・トラスト	80.58
HSBC オルタナティブ・ポートフォリオ (HSBC Alternative Portfolio)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ 型ユニット・トラスト	0.00
HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ ファンド (HSBC Alternative Strategy Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ 型ユニット・トラスト	142.25
HSBC UCITS アドバンテージ・ファンド (HSBC UCITS AdvantEdge Fund)	アイルランド	UCITS型投資信託	159.49
HSBC プライベート・バンク・ワールド・ ファンズ・ピーエルシー (HSBC Private Bank World Funds plc)	アイルランド	UCITS型投資信託	0.00
BFC バリュチェーン・ファンド (BFC Value Chain Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ 型ユニット・トラスト	20.28
ザ・エルミタージュ・ファンド (The Hermitage Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍ユニット・ トラスト	0.00
プライベート・エクイティ・ シンジケート (Various Private Equity Syndicates)	ガーンジー	ガーンジー籍ユニット・ トラスト	4,158.06

### 3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ガーンジーにおける法令および国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー チャネル アイランズ リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円による金額は、便宜上、平成26年11月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=118.23円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

## (1)【貸借対照表】

## HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド

連結貸借対照表  
2013年12月31日現在

	注記	2013年		2012年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
非流動資産					
有形固定資産	7	36,828	4,354	52,662	6,226
流動資産					
現金および現金等価物	8	25,688,322	3,037,130	21,854,069	2,583,807
管理運用するファンドからの未収金	3, 9	25,712,109	3,039,943	14,390,080	1,701,339
兄弟会社からの未収金		500,000	59,115	500,000	59,115
流動資産		51,900,431	6,136,188	36,744,149	4,344,261
流動負債					
兄弟会社への未払金	11	1,611,053	190,475	1,913,361	226,217
関係会社への未払金	11	2,039,964	241,185	2,234,123	264,140
その他の負債	12	13,241,206	1,565,508	11,857,455	1,401,907
流動負債		16,892,223	1,997,168	16,004,939	1,892,264
純流動資産		35,008,208	4,139,020	20,739,210	2,451,997
純資産		35,045,036	4,143,375	20,791,872	2,458,223
株主持分					
資本金	13	157,762	18,652	157,762	18,652
利益剰余金		34,887,274	4,124,722	20,634,110	2,439,571
株主持分合計		35,045,036	4,143,375	20,791,872	2,458,223

本財務書類は、取締役会により2014年5月30日付で承認され、以下の代表者によって署名された。

(署名)

K. ケリベル(ケイト・チャールズ  
の代理取締役として) / 取締役

(署名)

M. カーリントン / 取締役

後述の注記は、当連結財務書類と不可分のものである。

## ( 2 ) 【損益計算書】

## HSBC マネジメント ( ガーンジー ) リミテッド

連結包括利益計算書  
2013年12月31日終了年度

	注記	2013年		2012年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
管理報酬、受託報酬および業績報酬	3	72,516,247	8,573,596	67,351,175	7,962,929
受取利息	8	1,103	130	4,480	530
雑収入		-	-	14,444	1,708
		<u>72,517,350</u>	<u>8,573,726</u>	<u>67,370,099</u>	<u>7,965,167</u>
費用					
手数料	3	24,020,046	2,839,890	28,827,423	3,408,266
投資顧問報酬	3	12,332,506	1,458,072	16,786,697	1,984,691
受託報酬、保管報酬および名義書換事務代行報酬		4,673,521	552,550	4,543,466	537,174
給与および給付		1,155,616	136,628	1,623,032	191,891
その他の費用	4	516,158	61,025	629,292	74,401
株式売却 ( 損 ) 益	6	(82)	(10)	477,974	56,511
為替差損	2	148,952	17,611	81,402	9,624
グループ会社に対する管理報酬		401,635	47,485	133,857	15,826
減価償却費	2, 7	15,834	1,872	34,613	4,092
		<u>(43,264,186)</u>	<u>(5,115,125)</u>	<u>(53,137,756)</u>	<u>(6,282,477)</u>
税引前利益		29,253,164	3,458,602	14,232,343	1,682,690
税額	10	-	-	-	-
当期包括利益合計		<u>29,253,164</u>	<u>3,458,602</u>	<u>14,232,343</u>	<u>1,682,690</u>

当グループは、当期利益の他にその他の包括利益の内訳項目を有していない。

後述の注記は、当連結財務書類と不可分のものである。

## HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド

連結持分変動計算書  
2013年12月31日終了年度

	資本金		利益剰余金		持分合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2013年1月1日現在	157,762	16,226	20,634,110	2,122,218	20,791,872	2,138,444
当期包括利益合計	-	-	29,253,164	3,008,688	29,253,164	3,008,688
持分に直接計上される 保有者との取引：支払 配当金 (1株当り150米ドル)	-	-	(15,000,000)	(1,542,750)	(15,000,000)	(1,542,750)
2013年12月31日現在	<u>157,762</u>	<u>16,226</u>	<u>34,887,274</u>	<u>3,588,156</u>	<u>35,045,036</u>	<u>3,604,382</u>

	資本金		利益剰余金		持分合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2012年1月1日現在	157,762	16,226	21,401,767	2,201,172	21,559,529	2,217,398
当期包括利益合計	-	-	14,232,343	1,463,796	14,232,343	1,463,796
持分に直接計上される 保有者との取引：支払 配当金 (1株当り150米ドル)	-	-	(15,000,000)	(1,542,750)	(15,000,000)	(1,542,750)
2012年12月31日現在	<u>157,762</u>	<u>16,226</u>	<u>20,634,110</u>	<u>2,122,218</u>	<u>20,791,872</u>	<u>2,138,444</u>

後述の注記は、当連結財務書類と不可分のものである。



## HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド

連結キャッシュ・フロー計算書  
2013年12月31日終了年度

注記	2013年		2012年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動からのキャッシュ・フロー				
税引前利益	29,253,164	3,458,602	14,232,343	1,682,690
以下の調整:				
- 減価償却費	7 15,834	1,872	34,613	4,092
- 株式売却損	-	-	477,974	56,511
- 株式売却に係る未実現利益	(82)	(10)	-	-
営業資本の変動前の営業活動からのキャッシュ・フロー	29,268,916	3,460,464	14,744,930	1,743,293
営業資本の変動:				
- その他の資産の減少/(増加)	(10,822,186)	(1,279,507)	4,831,768	571,260
- その他の負債の減少	387,441	45,807	(5,278,384)	(624,063)
営業活動から生じた現金純額	18,834,171	2,226,764	14,298,314	1,690,490
投資活動に使用されたキャッシュ・フロー				
有形固定資産の購入	7 -	-	(1,369)	(162)
株式の売却によるキャッシュ・フロー	82	10	(477,974)	(56,511)
投資活動に使用された現金	82	10	(479,343)	(56,673)
財務活動に使用されたキャッシュ・フロー				
株主に支払われた配当金	(15,000,000)	(1,773,450)	(15,000,000)	(1,773,450)
財務活動に使用された現金	(15,000,000)	(1,773,450)	(15,000,000)	(1,773,450)
現金および現金等価物の減少純額	3,834,253	453,324	(1,181,030)	(139,633)
期首現在現金および現金等価物	21,854,069	2,583,807	23,035,098	2,723,440
12月31日現在現金および現金等価物	25,688,322	3,037,130	21,854,069	2,583,807

後述の注記は、当連結財務書類と不可分のものである。

## HSBCマネジメント（ガーンジー）リミテッド

## 連結財務書類に対する注記

HSBCマネジメント（ガーンジー）リミテッド（以下「当社」という。）は、1986年9月25日にガーンジーにおいて登記された。当社はガーンジーに本拠を置いており、ガーンジーにおいて登記されているHSBCインベストメント・ホールディングス（ガーンジー）リミテッドの全額出資子会社である。最終的な親会社は、英国において設立された公開上場会社であるHSBCホールディングス・ピーエルシーである。

当連結財務書類は、当社とその子会社（以下、総称して「当グループ」という。）で構成される。

当グループの主な活動は、各種ファンドを管理運用すること、ならびにエマージング・グロース・リアル・エステート・ファンド・L.P.、ヴィンテージ・スペシャル・シチュエーションズL.P.、ヴィンテージ・セカンダリーL.P.、リアル・エステート・クラブ・コレクティブL.P.、セカンダリー・クラブ・ディール・L.P.およびHSBCダウニング・スチューデント・アコモデーション・ポートフォリオL.P.のジェネラル・パートナーとして行為することである。

## 1. 作成の基礎

(a) 当グループは、真実かつ公正な概観を提供するその財務書類を、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して、また2008年ガーンジー会社法に従って作成する。IFRSは、国際会計基準審議会およびその前身となる組織により発行された会計基準ならびに国際財務報告基準解釈指針委員会およびその前身となる組織により発行された解釈とで構成される。

(b) 公表済であるが未発効の基準、改訂および解釈：

IFRS第9号「金融商品」は2009年11月12日に公表され、IAS第39号「金融商品：認識および測定」に代わるものである。IFRS第9号は複雑な測定モデルを維持しつつ単純化し、金融資産に対する2つの主な測定区分（償却原価および公正価値）を設定する。分類の基礎は、企業のビジネスモデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性に基づいている。当該基準は、既存のIAS第39号の「満期まで保有、売却可能、貸付金および未収金」の分類を削除する。当該基準は現在、2017年1月1日以降に開始する事業年度に対して発効するが、国際会計基準審議会は効力発生日をまだ設定していない。

(c) 財務書類の作成に際しては、将来の状況についての見積および仮定の使用が要求される。入手可能な情報の使用および決定の適用は、見積の形成に欠かせないものである。将来における実際の業績は、これらの報告とは異なることがある。

見積および裏付となる前提は、継続的に見直される。会計見積の修正は、当該見積が修正される期中および影響を及ぼす将来の期間に認識される。

経営陣の意見によれば、当連結財務書類中の当グループの連結包括利益、連結貸借対照表およびキャッシュ・フローの適正な表示に必要と思われるすべての通常の、また定期的な修正が行われた。

## 2. 主要な会計方針

以下の会計方針は、当グループの連結財務書類に関連して重要とみなされる項目を取扱う場合に継続して適用されている。

機能通貨および表示通貨

連結財務書類に含まれる項目は、当グループが事業を行っている主たる経済環境の通貨（以下「機能通貨」という。）を使用して測定される。当財務書類は、当グループの機能通貨および表示通貨である米ドルで表示される。

外国為替

外貨取引は、取引日現在の実勢為替レートで機能通貨により計上される。外貨建の貨幣性資産および負債は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで機能通貨に換算される。結果として生じた為替差損益は、期中の損益勘定に含まれている。外貨建の取得原価で測定される非貨幣性資産および負債は、当初取引日の為替レートをを用いて機能通貨に換算される。外貨建の公正価値で測定される非貨幣性資産および負債は、公正価値が決定された日の為替レートをを用いて機能通貨に換算される。

## 有形固定資産

有形固定資産は、減価償却を控除した原価で表示される。

減価償却費は、定額法を用いて見積耐用年数にわたり有形固定資産の原価を償却するため、以下の年率で計算される。

家具・備品および付属品	10%
コンピュータ・ハードウェアおよび関連ソフトウェア	33 1/3%

コンピュータ・ソフトウェアの原価は、ハードウェアと特別の関係を有するもの以外は、全額償却され、発生時に費用計上される。

## 現金および現金等価物

キャッシュ・フロー計算書上、現金および現金等価物は、一定の金額の現金に容易に換金可能で、価格変動のリスクが大きい流動性の高い投資対象を含む。かかる投資対象は、通常、取得日から支払期日まで3か月未満であり、現金、銀行当座預金、コールマネー、ローンおよび銀行への前払金を含む。

## 収益認識

管理報酬および受託報酬は、発生基準で計上される。業績報酬は、業績報酬を受取る権利が合理的に確定される時点で認識される。

## 連結上除外される取引

グループ内の残高および取引ならびにグループ内の取引から生じる未実現の収益および費用は除外される。

## 連結の基礎

子会社は、当グループにより支配される事業体である。当グループの事業体への関与から生じる変動リターンに対しさらされるかまたは権利を有する場合、および事業体に対する権限を通じて当該リターンに影響を及ぼすことができる場合、当グループは事業体を支配する。子会社の財務書類は、支配の開始日から終了日まで連結財務書類に含まれる。

## 会計方針の変更

以下の変更を除き、当グループは、当連結財務書類に表示されている全ての期間に対して注2に規定される会計方針を一貫して適用する。当グループは、2013年1月1日の最初の適用日付で、以下の基準、および結果として生じることになるその他の基準の改訂を含む改訂基準を適用した。

- IFRS第10号「連結財務諸表」
- IFRS第12号「他の企業への関与の開示」
- IFRS第13号「公正価値測定」

IFRS第12号を適用した結果、当グループは注5に記載される子会社への関与の開示を拡大した。

## 3. 報酬

### 管理報酬および受託報酬

当グループは、それぞれのファンドの基礎となる純資産価額または合計約定額の比率に基づき管理報酬および受託報酬を受領する。管理報酬および受託報酬は、発生基準で認識される。当グループの規制された信託業務により、合計629,231米ドル(2012年:351,124米ドル)の信託報酬が2013年12月31日終了年度に稼得された。

### 手数料

当グループは、その裁量により、管理するファンドに申込者を紹介するHSBCグループ企業の各支店、兄弟会社、関係会社および関連会社ならびに特定の認可された第三者に対して割戻手数料を支払うことに同意した。割戻手数料は二段階になっており、第一に当初費用の返還、第二に受益証券発行により導入され引き続き投資されている資金の純資産価額に基づく継続的付随手数料である。手数料は発生基準で計上される。

### 投資顧問報酬

当グループは、管理運用するファンドに投資助言を提供する兄弟会社、HSBCグループ企業および第三者に投資顧問報酬を支払う。投資顧問報酬は、発生基準で計上される。

### 管理会社の業績報酬

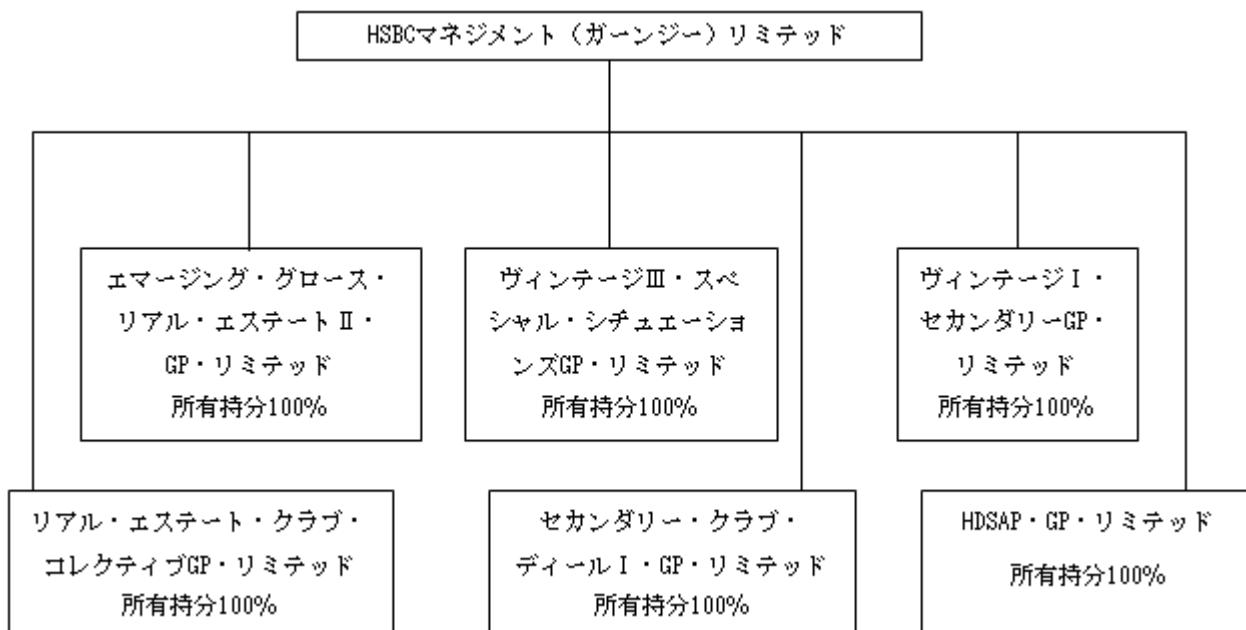
HSBC UCITSアドバンテージ・ファンド・ピーエルシー、BFCバリュー・チェーン・ファンド、HSBCポートフォリオ・セレクション・ファンズ、HSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンズ、HSBCユニ・フォリオ・ファンズ、HSBCオルタナティブ・ポートフォリオ・ファンズ、プライベート・エクイティ・ディレクト・インベストメント・トラスト、セカンダリー・クラブ・ディール1・LP、ヴィンテージ・セカンダリーLP、ヴィンテージ・エナジー、ヴィンテージ・スペシャル・シチュエーションズLP、HSBCヨーロッパ・プライベート・エクイティ・シンジケート、HSBCヨーロッパ・プライベート・エクイティ・シンジケート、HSBCヨーロッパ・プライベート・エクイティ・シンジケート、HSBCアジア・ベンチャーズ・シンジケート、HSBCアジア・ベンチャーズ・シンジケート、HSBCアジア・プライベート・エクイティ・シンジケート、HSBCアジア・プライベート・エクイティ・シンジケート、HSBCキャピタルUSA・プライベート・エクイティ・シンジケート、HSBCラテンアメリカ・プライベート・エクイティ・シンジケート、HSBCグッゲンハイム・アピエーション・シンジケート、パートナーズ・グループ・セカンダリー・シンジケート、リパブリック・カーライル・シンジケート、リパブリック・カーライル・ヨーロッパ・シンジケート、リパブリック・プライベート・エクイティ・トラストおよびリパブリック・プライベート・エクイティ・シンジケートとの管理契約に基づき、当グループは、対象となるビークルの業績に基づき業績報酬を受領する権利を有する。当グループは、受領した当該業績報酬を、関連会社および投資顧問会社に必要に応じて分配することができる。2013年12月31日終了年度に、合計24,674,035米ドルの業績報酬を稼得した(2012年:3,718,551米ドル)。未払業績報酬費用は、業績報酬を回収する権利が確定される時点で認識される。

#### 4. その他の費用

その他の費用には、当社が賃借人である143,149米ドル(2012年:155,710米ドル)の賃借料が含まれる。当社の土地建物は賃借されており、契約は終了している。不動産リースの更新については、現在交渉中である。

## 5. 子会社一覧

以下は、当社の子会社の一覧である。



上記のピークルの主たる事業所は、チャネル諸島、カーンジーである。

リアル・エステート・クラブ・コレクティブGP・リミテッドは、2014年3月11日付で償還された。

## 6. 株式売却（損）益

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
現金損失純額	-	27,604
未実現利益	(82)	-
実現損失	-	477,974
	<u>(82)</u>	<u>505,578</u>

## 7. 有形固定資産

	備品および付属品 米ドル	コンピュータ・ハードウェアおよび 関連ソフトウェア 米ドル	合計 米ドル
原価			
2013年1月1日現在	162,502	1,027,736	1,190,238
追加購入	-	-	-
売却	-	-	-
2013年12月31日現在	<u>162,502</u>	<u>1,027,736</u>	<u>1,190,238</u>
減価償却			
2013年1月1日現在	128,614	1,008,962	1,137,576
当期費用	3,744	12,090	15,834
売却	-	-	-
2013年12月31日現在	<u>132,358</u>	<u>1,021,052</u>	<u>1,153,410</u>
簿価純額			
2013年12月31日現在	<u>30,144</u>	<u>6,684</u>	<u>36,828</u>
2012年12月31日現在	<u>33,888</u>	<u>18,774</u>	<u>52,662</u>

## 8 . 現金および現金等価物

2013年12月31日現在の現金および現金等価物には、関係会社であるHSBCプライベート・バンク ( C.I. ) リミテッドに保有する25,688,322米ドル ( 2012年 : 21,854,069米ドル ) の残高が含まれている。2013年度中、当グループは当該残高について1,103米ドル ( 2012年 : 4,480米ドル ) の利息収入があった。

## 9 . 管理するファンドからの未収金

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
管理報酬	23,705,178	12,684,742
その他の報酬	2,006,391	1,444,957
受託報酬	540	260,381
	<u>25,712,109</u>	<u>14,390,080</u>

## 10 . 税 金

2012年12月13日付の法人所得税 ( ゼロ10 ) ( 企業中間税率 ) ( 改訂 ) ( ガーンジー ) 規則2012年の制定を受け、2013年1月1日より、特定の規制された信託業務から発生する当社の収益は、10%の企業中間税率で課税される。当社の残りの収益は、0%の企業標準税率で課税される。

2013年12月31日終了年度において当グループは、課税される信託収益について0米ドルであった。

子会社は、1989年ガーンジー所得税 ( 免除機関 ) 令に基づきガーンジーの所得税を免除されており、年次免除料として600英ポンドを課せられている。

## 11 . グループ企業への未払金

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
兄弟会社への未払金	1,611,053	1,913,361
関係会社への未払金	2,039,964	2,234,123
	<u>3,651,017</u>	<u>4,147,484</u>

グループ企業への未払金は、無担保、無利息で、要求に応じて返済される。

## 12 . その他の負債

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
未払手数料	12,814,108	11,434,002
その他の債務	427,098	423,453
	<u>13,241,206</u>	<u>11,857,455</u>

## 13 . 資 本 金

	2013年 英ポンド	2012年 英ポンド
授 権 済 :		
額面1英ポンド 普通株式100,000株	<u>100,000</u>	<u>100,000</u>
割当済および全額払込済 :	米ドル	米ドル
額面1英ポンド 普通株式100,000株 ( 取得原価で換算 )	<u>157,762</u>	<u>157,762</u>

持分を表章する普通株式には、以下の権利が付与されている。

- ・ 随時取締役により推奨され、当社により宣言される確定配当金を受領する権利。
- ・ 1株につき1個の議決権。
- ・ すべての普通株式の当社の残存資産に関する同等の順位。

#### 14. 関係会社取引

すべての関係会社取引は、独立当事者間取引において一般的な条件と同等の条件で行われ、当財務書類に開示されている。

財務書類の他の部分に開示される取引および残高とは別に、当グループは、兄弟会社および関係会社と以下の取引を行った。

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
損益計算書		
受取利息	1,103	4,480
手数料	(9,740,883)	(11,993,610)
投資顧問報酬	(10,051,195)	(13,826,722)
受託報酬および保管報酬	(640,940)	(898,535)
管理報酬	(401,635)	(133,857)

当社のために役務を提供するすべてのスタッフは、HSBCプライベート・バンク（C.I.）リミテッド（以下「PBCI」という。）に雇用されている。PBCIは、当社の運営のために使用されているスタッフについて、月次ベースで当社に請求を行う。2013年12月31日終了年度に、PBCIは、給与および給付について、合計1,155,616米ドル（2012年：1,623,032米ドル）を当社に請求した。

#### 15. 管理運用するファンド

2013年12月31日現在当グループが管理運用しているファンドの純資産総額は、6,644,254,961米ドル（2012年：7,169,184,005米ドル）であった。

#### 16. リスク管理

##### (a) 信用リスク管理

信用リスクは、顧客または取引相手方がファンドの管理事務代行契約に基づく義務を履行できないことから財務上の損失が生じるリスクである。当グループは、かかるすべての活動からのリスクを管理監督するために設けられた基準、方針および手続を有している。

現金および現金等価物は、信用リスクが最小であると経営陣が考える場合HSBCグループ会社に保管される。管理運用するファンドからの未収報酬は、短期的な性質を有する。

以下の表は、保有する担保またはその他の信用補完を除く、信用リスクの内訳を表している。

	12月31日現在	
	2013年 米ドル	2012年 米ドル
現金および現金等価物	25,688,322	21,854,069
	<u>25,688,322</u>	<u>21,854,069</u>

##### (b) 市場リスク管理

市場リスクは、管理運用するファンドの価額が減少して、結果として収益にも影響するリスクである。

当グループは、HSBCグループの資産負債管理委員会（ALCO）により承認されたリスク限度により市場リスクを管理する。

##### (c) 外国為替エクスポージャー

外国通貨リスクは、金融商品の価額が外国為替レートの変化により変動するリスクである。当グループの外国為替エクスポージャーは、以下に記載するように、外貨建の金額の米ドル相当額の変動により生じる。

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
資産		
ユーロ	735,427	989,870
英ポンド	304,808	475,210
スイス・フラン	199,649	129,156
日本円	25,788	1,803
中国元	220	852
負債		
英ポンド	86,426	29,559

#### 感応度分析

2013年12月31日現在、以下の通貨に対して米ドルが5%強くなった場合には、以下に示す利益（損失）が生じる。米ドルが5%弱くなった場合には、以下に示す金額と同等だが逆の影響を及ぼす。かかる分析は、その他すべての変数（特に金利）は不変であると仮定する。

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
ユーロ	36,771	49,494
英ポンド	19,562	25,238
スイス・フラン	9,982	6,458
日本円	1,289	90
中国元	11	43

#### (d) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当グループが資産の現金化においてまたは契約を履行するための資金調達において困難に直面するリスクである。

当グループは、安定した資金調達を提供するためのさまざまなソースを利用する。これらには、即時利用可能な短期資金勘定に銀行残高を維持すること、グループ内の資金調達および当社の株主持分が含まれる。

#### (e) 資本リスク管理

当グループの方針は、投資家、債権者および市場の信頼性を維持するために強固な資本基盤を維持すること、ならびに事業の将来的な発展を維持することである。資本は、資本金および利益剰余金で構成される。経営陣は、資本収益および普通株主への配当金レベルを監視する。

当社は、後述の当社の資本要件を規定し監視するガーンジー金融サービス委員会により規制されている。経営陣は、ガーンジー金融サービス委員会の要件を確実に遵守するために、当社の資本金を定期的に監視する。

#### (f) 金利リスク管理

当グループの金利リスク・エクスポージャーは、現金および現金等価物に限定される（注8）。当グループは、金利の発生する短期資金勘定を維持するのみであるため、金利リスクは僅かである。

#### (g) 業務リスク管理

業務リスクは、詐欺、無許可活動、過誤、不作為、不手際、システム障害または外部事象により生じる損失リスクである。それはすべての事業体につきものであり、幅広い問題を含む。

HSBCグループは、過程を記録し許可を独立させ取引を照合して監視するという規制に基づく環境により当該リスクを管理する。これは、内部監査により行われる定期的な見直しの独立した取組みおよび外部の業務リスク事由を観察することにより支えられ、HSBCグループが最良の実務に沿っていることおよび金融サービス業界内の公表された経営の失敗から得た教訓を考慮していることを保証する。

HSBCグループは、高度な基準を発表することによりその業務リスク管理プロセスを規則化した。これは、HSBCグループが、リスクの特定、評価、監視、統制および軽減、ならびに業務リスク事由の是正および現地の規制上の要件と一致させるために要求される追加的手続きの実施により、どのように業務リスクを管理し



ているかを説明している。業務リスクを管理するために行われる対処法は、各HSBCグループの経営規模および特性を参考に決定される。当該HSBCグループの基準は以下を網羅している。

- ・業務リスク管理責任は、事業経営上の上級管理職レベルに帰する。
- ・情報システムは、業務リスクの特定および評価を記録し、ならびに適切な定期的管理報告の作成のために使用される。
- ・業務リスクは、各事業が直面する業務リスクならびに過程、活動および製品に固有のリスクを包むリスク評価により特定される。リスク評価は、重要な変動を監視するために特定されたリスクの定期的な見直しを含む。
- ・業務リスク損失データは、収集され上級管理職に報告される。当該報告書は、業務リスク損失総額および重要性の基準を超える事柄の詳細を網羅している。
- ・保険を含むリスクの軽減は、費用対効果がある場合、検討される。

現地の経営陣は、業務リスクに対してHSBCグループの基準を履行することに責任を負う。

#### (h) 風評リスク管理

HSBCの信用を守ることは、当社の成功を継続するために最も重要であり、すべてのスタッフの責任である。風評リスクは、社会的、倫理的もしくは環境面の問題から、または業務リスク事由の結果として生じうる。銀行グループとして、HSBCの高い評価は、その事業をどのように行っているかに立脚するが、それはまた金融サービスを提供している顧客がどのように行動するかにも影響される。

風評リスクは、方針の立案およびHSBC基準の確立に際して、取締役会、HSBCグループ運営取締役会、リスク管理委員会、子会社の取締役会、取締役委員会および/または上級管理職により検討され評価される。事業のすべての重要な事項に関する基準は、HSBCならびに個々の子会社、事業および部門について設定されている。内部統制システムの不可分な一部である当該方針は、マニュアルおよび方針説明書により伝達され、内部通信および訓練を通じて公表される。当方針は、資金洗浄の抑止、環境面の影響、汚職防止策および従業員関係を含む風評リスクのすべての分野における運用手順を規定している。

HSBCグループの内部監査機能が、方針および基準の遵守を監視する。

## HSBC マネジメント ( ガーンジー ) リミテッド

資本計算書  
2013年12月31日現在

	米ドル
純資産	
調整後の純資産	38,159,068
ポジション・リスク	-
取引相手方リスク	-
	<hr/>
調整後、偶発債務およびリスク控除後の純資産	38,159,068
資本の充当	
資 本	38,159,068
資本要件	(1,686,712)
	<hr/>
資本剰余金純額	36,472,356
	<hr/>

[次へ](#)

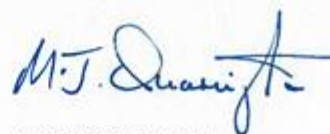
HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED  
CONSOLIDATED BALANCE SHEET AT 31 DECEMBER 2013

	Notes	2013 US\$	2012 US\$
<b>NON-CURRENT ASSETS</b>			
Property, plant and equipment	7	36,828	52,662
<b>CURRENT ASSETS</b>			
Cash and cash equivalents	8	25,688,322	21,854,069
Amounts due from funds under management	3&9	25,712,109	14,390,080
Amounts due from fellow subsidiary companies		500,000	500,000
Current assets		51,900,431	36,744,149
<b>CURRENT LIABILITIES</b>			
Amounts due to fellow subsidiary companies	11	1,611,053	1,913,361
Amounts due to related companies	11	2,039,964	2,234,123
Other liabilities	12	13,241,206	11,857,455
Current liabilities		16,892,223	16,004,939
Net current assets		35,008,208	20,739,210
Net assets		35,045,036	20,791,872
<b>SHAREHOLDERS' EQUITY</b>			
Called up share capital	13	157,762	157,762
Retained earnings		34,887,274	20,634,110
Total shareholders' equity		35,045,036	20,791,872

The financial statements on pages 6 to 19 were approved by the Board of Directors on 30 May 2014 and are signed on its behalf by:



K QUERIPEL (as alternative director to Kate Charles)  
DIRECTOR



M QUARRINGTON  
DIRECTOR

The notes on pages 10 to 19 form an integral part of these financial statements.

## HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

CONSOLIDATED STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME FOR THE YEAR ENDED 31  
DECEMBER 2013

	Notes	2013	2012
		US\$	US\$
<b>INCOME</b>			
Management, Trustee & Performance fees	3	72,516,247	67,351,175
Interest income	8	1,103	4,480
Sundry income		-	14,444
		<u>72,517,350</u>	<u>67,370,099</u>
<b>EXPENSES</b>			
Commissions	3	24,020,046	28,827,423
Investment advisory fees	3	12,332,506	16,786,697
Trustee, custody & Transfer Agency fees		4,673,521	4,543,466
Salaries and benefits		1,155,616	1,623,032
Other expenses	4	516,158	629,292
(Gain)/ loss on sale of shares	6	(82)	477,974
Foreign exchange loss	2	148,952	81,402
Management fees paid to group companies		401,635	133,857
Depreciation	2&7	15,834	34,613
		<u>(43,264,186)</u>	<u>(53,137,756)</u>
<b>PROFIT BEFORE TAXATION</b>		<u>29,253,164</u>	<u>14,232,343</u>
<b>TAXATION</b>	10	-	-
<b>TOTAL COMPREHENSIVE INCOME</b>		<u>29,253,164</u>	<u>14,232,343</u>

The Group has no other component of other comprehensive income other than the profit for the year.

The notes on pages 10 to 19 form an integral part of these consolidated financial statements.

## HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

CONSOLIDATED STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER  
2013

	Share Capital	Retained Earnings	Total Equity
	US\$	US\$	US\$
AT 1 JANUARY 2013	157,762	20,634,110	20,791,872
Total Comprehensive Income for the year	-	29,253,164	29,253,164
Transactions with owners, recorded directly in equity: Dividend paid (US\$150 per share)	-	(15,000,000)	(15,000,000)
AT 31 DECEMBER 2013	157,762	34,887,274	35,045,036

	Share Capital	Retained Earnings	Total Equity
	US\$	US\$	US\$
AT 1 JANUARY 2012	157,762	21,401,767	21,559,529
Total Comprehensive Income for the year	-	14,232,343	14,232,343
Transactions with owners, recorded directly in equity: Dividend paid (US\$150 per share)	-	(15,000,000)	(15,000,000)
AT 31 DECEMBER 2012	157,762	20,634,110	20,791,872

The notes on pages 10 to 19 form an integral part of these consolidated financial statements.

## HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

## CONSOLIDATED CASH FLOW STATEMENT FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2013

	Notes	2013 US\$	2012 US\$
<b>CASH FLOWS FROM OPERATING ACTIVITIES</b>			
Profit before taxation		29,253,164	14,232,343
Adjustments for:			
- Depreciation	7	15,834	34,613
- Loss on sale of shares		-	477,974
- Unrealised gain on sale of shares		(82)	-
Cash flow from operating activities before changes in working capital		29,268,916	14,744,930
Changes in working capital:			
- Decrease/ (increase) in other assets		(10,822,186)	4,831,768
- Decrease in other liabilities		387,441	(5,278,384)
		18,834,171	14,298,314
Net cash generated from operating activities		18,834,171	14,298,314
<b>CASH FLOWS USED IN INVESTING ACTIVITIES</b>			
Purchase of property, plant and equipment	7	-	(1,369)
Cash flows from sale of shares		82	(477,974)
Cash used in investing activities		82	(479,343)
<b>CASH FLOWS USED IN FINANCING ACTIVITIES</b>			
Dividend paid to shareholders		(15,000,000)	(15,000,000)
Cash used in financing activities		(15,000,000)	(15,000,000)
NET DECREASE IN CASH AND CASH EQUIVALENTS		3,834,253	(1,181,030)
CASH AND CASH EQUIVALENTS AT THE BEGINNING OF THE YEAR		21,854,069	23,035,098
CASH AND CASH EQUIVALENTS AT 31 DECEMBER		25,688,322	21,854,069

The notes on pages 10 to 19 form an integral part of these consolidated financial statements.

## HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

## NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

HSBC Management (Guernsey) Limited (the 'Company') was registered in Guernsey on 25 September 1986. The Company is domiciled in Guernsey and a wholly owned subsidiary of HSBC Investment Holdings (Guernsey) Limited which is registered in Guernsey. The ultimate parent company is HSBC Holdings plc, which is a publicly quoted company incorporated in the United Kingdom.

These consolidated financial statements comprise the Company and its subsidiaries (together the "Group").

The principal activities of the Group is the management of a variety of funds and acting as General Partner to Emerging Growth Real Estate Fund II L.P., Vintage III Special Situations L.P., Vintage I Secondary L.P., Real Estate Club Collective L.P., Secondary Club Deal I L.P. and HSBC Downing Student Accommodation Portfolio L.P.

## 1. BASIS OF PREPARATION

- (a) The Group prepares its financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS") which give a true and fair view and are in compliance with the Companies (Guernsey) Law, 2008. IFRS comprise accounting standards issued by the International Accounting Standards Board and its predecessor body as well as interpretations issued by the International Financial Reporting Interpretations Committee and its predecessor body.
- (b) Standards, amendments and interpretations that are in issue but not yet effective:  
IFRS 9 Financial Instruments was published on 12 November 2009 and will replace IAS 39 Financial Instruments: Recognition and Measurement. IFRS 9 retains but simplifies the mixed measurement model and establishes two primary measurement categories for financial assets: amortised cost and fair value. The basis of classification depends on the entity's business model and the contractual cash flow characteristics of the financial asset. The standard eliminates the existing IAS 39 categories of held to maturity, available for sale and loans and receivables. The standard is effective for annual periods currently no sooner than 1 January 2017 though no effective date has been set by the International Accounting Standards Board.
- (c) The preparation of financial information requires the use of estimates and assumptions about future conditions. Use of available information and application of judgement are inherent in the formation of estimates. Actual results in the future may differ from those reported.

Estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimates are revised and in any future periods affected.

In the opinion of management, all normal and recurring adjustments considered necessary for a fair presentation of the Group's consolidated comprehensive income, balance sheet and cash flows in these consolidated financial statements have been made.

## HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

## NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (Continued)

## 2. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES

The following accounting policies have been applied consistently in dealing with items which are considered material in relation to the Group's consolidated financial statements:

Functional and presentation currency

Items included in the consolidated financial statements are measured using the currency of the primary economic environment in which the Group operates ('the functional currency'). These financial statements are presented in US dollars, which is the Group's functional and presentation currency.

Foreign exchange

Transactions in foreign currencies are recorded in the functional currency at the rate of exchange prevailing on the date of transaction. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into the functional currency at the rate of exchange ruling at the balance sheet date. Any resulting exchange differences are included in the profit or loss for the period. Non-monetary assets and liabilities that are measured in terms of historical cost in a foreign currency are translated into the functional currency using the rate of exchange at the date of the initial transaction. Non-monetary assets and liabilities measured at fair value in a foreign currency are translated into the functional currency using the rate of exchange at the date the fair value was determined.

Property, plant and equipment

Property, plant and equipment are stated at cost less depreciation.

Depreciation is calculated at the following annual rates so as to write off the cost of property, plant and equipment over their estimated useful lives using the straight line method:

Furniture, fixture and fittings	10%
Computer hardware and related software	33 1/3%

Computer software costs, other than those specifically related to hardware, are fully written off and are expensed as incurred.

Cash and cash equivalents

For the purpose of the cash flow statement, cash and cash equivalents include highly liquid investments that are readily convertible to known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of change in value. Such investments are normally those with less than three months' to maturity from the date of acquisition, and include cash, current accounts with banks, money at call, loans and advances to banks.

Revenue recognition

Management fees and trustee fees are accounted for on an accruals basis. Performance fees are recognised when the entitlement to performance fee is reasonably established.

Transactions eliminated on consolidation

Intra-group balances and transactions, and any unrealised income and expenses arising from intra-group transactions, are eliminated.



## HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

## NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (Continued)

## 2. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (Continued)

Basis of Consolidation

Subsidiaries are entities controlled by the Group. The Group controls an entity when it is exposed to, or has rights to, variable returns from its involvement with the entity and has the ability to affect those returns through its power over the entity. The financial statements of subsidiaries are included in the consolidated financial statements from the date on which control commences until the date on which control ceases.

Changes in accounting policies

Except for the changes below, the Group has consistently applied the accounting policies set out in Note 2 to all periods presented in these consolidated financial statements. The Group has adopted the following standards and amendments to standards, including any consequential amendments to other standards, with a date of initial application of 1 January 2013.

- IFRS 10 Consolidated Financial Statements
- IFRS 12 Disclosure of Interests in Other Entities
- IFRS 13 Fair Value Measurement

As a result of IFRS 12, the Group has expanded its disclosures about its interests in subsidiaries in note 5.

## 3. FEES

Management and trustee fees

The Group receives management fees and trustee fees based on a percentage of the underlying net asset value or total commitments of the respective funds. Management and trustee fees are recognised on an accruals basis. Fiduciary Income from the Group's regulated fiduciary activities totalling US\$629,231 (2012: US\$351,124) have been earned in the year ended 31 December 2013.

Commissions

The Group, at its discretion, has agreed to pay return commissions to those branches, fellow subsidiaries, affiliates and associates of the HSBC Group entities and certain approved third parties introducing subscribers to funds under management. The return commissions are two fold: firstly a return of the initial charge and secondly an ongoing trailer commission based on the net asset value of monies introduced by units and which remain invested. Commissions are accounted for on an accruals basis.

Investment advisory fees

The Group pays investment advisory fees to fellow subsidiaries, associates of the HSBC Group entities and third parties providing investment advice to the funds under management. Investment advisory fees are accounted for on an accruals basis.

## HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

## NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (Continued)

## 3. FEES (Continued)

Manager's performance fees

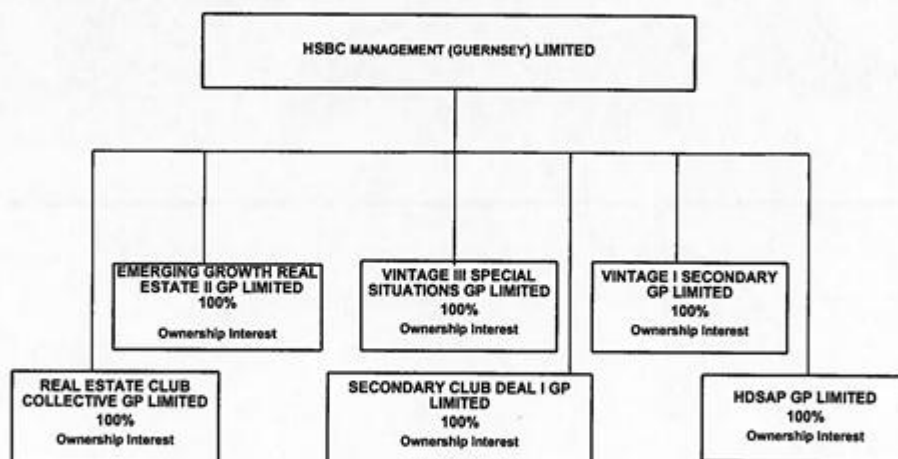
Under the management agreements with the HSBC UCITS AdvantEdge Fund Plc, BFC Value Chain Fund, HSBC Portfolio Selection Funds, HSBC Alternative Strategy Funds, HSBC Unifolio Funds, HSBC Alternative Portfolio Funds, Private Equity Direct Investment Trust, Secondary Club Deal I, LP, Vintage I Secondary, L.P, Vintage II Energy, Vintage III Special Situations L.P., HSBC European Private Equity Syndicate, HSBC European Private Equity Syndicate II, HSBC European Private Equity Syndicate III, HSBC Asian Ventures Syndicate, HSBC Asian Ventures Syndicate II, HSBC Asian Private Equity Syndicate, HSBC Asian Private Equity Syndicate II, HSBC Capital USA Private Equity Syndicate, HSBC Latin America Private Equity Syndicate, HSBC Guggenheim Aviation II Syndicate, Partners Group Secondary Syndicate, Republic Carlyle Syndicate, Republic Carlyle Europe Syndicate, Republic Private Equity Trust and Republic Private Equity Syndicate, the Group is entitled, subject to performance of the underlying vehicle, a performance fee. The Group has the ability to share any such performance fees received with associates and investment advisers as appropriate. Performance fees totalling US\$24,674,035 have been earned in the year ended 31 December 2013 (2012: US\$3,718,551). An expense for performance fees payable is recognised when the right to recover performance fee income is established.

## 4. OTHER EXPENSES

Other expense include rental charges of US\$143,149 (2012: US\$155,710) where the Company is the lessee. The premises of the Company are rented and this agreement has expired. The renewal of the property lease is currently being negotiated.

## 5. LIST OF SUBSIDIARIES

Set out below is a list of subsidiaries of the Company.



The principal place of business is Guernsey, Channel Islands for the above vehicles  
Real Estate Club Collective GP Limited was liquidated on the 11 March 2014.

## HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

## NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (Continued)

## 6. (GAIN) / LOSS ON SALE OF SHARES

	2013 US\$	2012 US\$
Net cash loss	-	27,604
Unrealised gain	(82)	-
Realised loss	-	477,974
	<u>(82)</u>	<u>505,578</u>

## 7. PROPERTY, PLANT AND EQUIPMENT

	Fixtures and fittings US\$	Computer hardware & related software US\$	Total US\$
<b>COST</b>			
At 1 January 2013	162,502	1,027,736	1,190,238
Additions	-	-	-
Disposal	-	-	-
	<u>162,502</u>	<u>1,027,736</u>	<u>1,190,238</u>
At 31 December 2013	162,502	1,027,736	1,190,238
	<u>162,502</u>	<u>1,027,736</u>	<u>1,190,238</u>
<b>DEPRECIATION</b>			
At 1 January 2013	128,614	1,008,962	1,137,576
Charge for year	3,744	12,090	15,834
Disposal	-	-	-
	<u>132,358</u>	<u>1,021,052</u>	<u>1,153,410</u>
At 31 December 2013	132,358	1,021,052	1,153,410
	<u>132,358</u>	<u>1,021,052</u>	<u>1,153,410</u>
<b>NET BOOK AMOUNT</b>			
At 31 December 2013	30,144	6,684	36,828
	<u>30,144</u>	<u>6,684</u>	<u>36,828</u>
At 31 December 2012	33,888	18,774	52,662
	<u>33,888</u>	<u>18,774</u>	<u>52,662</u>

## 8. CASH AND CASH EQUIVALENTS

Included in cash and cash equivalents as at 31 December 2013 are balances with a related party, HSBC Private Bank (C.I.) Limited, of US\$25,688,322 (2012: US\$21,854,069). During 2013 the Group earned US\$ 1,103 interest on these balances (2012: US\$4,480).

## HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

## NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (Continued)

## 9. AMOUNTS DUE FROM FUNDS UNDER MANAGEMENT

	2013 US\$	2012 US\$
Management fees	23,705,178	12,684,742
Other fees	2,006,391	1,444,957
Trustee fees	540	260,381
	<u>25,712,109</u>	<u>14,390,080</u>

## 10. TAXATION

Following the passing of the Income tax (Zero 10) (Company Intermediate Rate) (Amendment) (Guernsey) Ordinance 2012 on 13 December 2012, with effect from 1 January 2013 the Company's income arising from specific regulated fiduciary business is taxed at the company intermediate rate of 10%. The remainder of the Company's income is taxed at the company standard rate of 0%. The Group has US\$nil taxable fiduciary profit in the year ended 31 December 2013.

The subsidiaries are exempt from Guernsey income tax under the Income Tax (Exempt Bodies) (Guernsey) Ordinances 1989 and are charged an annual exemption fee of GBP 600 each.

## 11. AMOUNTS DUE TO GROUP COMPANIES

	2013 US\$	2012 US\$
Amounts due to fellow subsidiary companies	1,611,053	1,913,361
Amounts due to related companies	2,039,964	2,234,123
	<u>3,651,017</u>	<u>4,147,484</u>

Amounts due to Group Companies are unsecured, interest free and repayable on demand.

## 12. OTHER LIABILITIES

	2013 US\$	2012 US\$
Commission payable	12,814,108	11,434,002
Other creditors	427,098	423,453
	<u>13,241,206</u>	<u>11,857,455</u>

## HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

## NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (Continued)

## 13. SHARE CAPITAL

	2013	2012
Authorised:	£	£
100,000 ordinary shares of £1 each	100,000	100,000
	<u>                    </u>	<u>                    </u>
Allotted, called up and fully paid:	US\$	US\$
100,000 ordinary shares of £1 each (translated at historic cost)	157,762	157,762
	<u>                    </u>	<u>                    </u>

The ordinary shares which represent the equity interests have the following rights attached:

- They carry the right to any fixed dividend as may from time to time be recommended by the Directors and declared by the Company;
- They have voting rights with each share carrying one vote;
- All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

## 14. RELATED PARTY TRANSACTIONS

All related party transactions were made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions and have been disclosed in these financial statements.

Apart from transactions and balances disclosed elsewhere in the financial statements, the Group entered into the following transactions with its fellow subsidiary companies and related companies:

	2013	2012
	US\$	US\$
<b>INCOME STATEMENT</b>		
Interest income	1,103	4,480
Commissions	(9,740,883)	(11,993,610)
Investment advisory fees	(10,051,195)	(13,826,722)
Trustee and custody fees	(640,940)	(898,535)
Management fees	(401,635)	(133,857)

All staffs acting on behalf of the Company are employed by HSBC Private Bank (C.I.) Limited (PBCI). On a monthly basis, PBCI invoices the Company for staff utilised in the Company's operations. For the year ended 31 December 2013, PBCI billed the Company a total of US\$1,155,616 (2012: US\$1,623,032) for salaries and benefits.

## 15. FUNDS UNDER MANAGEMENT

The total net asset of funds under the Group's management at 31 December 2013 was US\$6,644,254,961 (2012: US\$7,169,184,005).

## HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

## NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (Continued)

## 16. RISK MANAGEMENT

(a) *Credit risk management*

Credit risk is the risk that financial loss arises from the failure of a customer or counterparty to meet its obligations under a contract of fund administration. The Group has standards, policies and procedures dedicated to controlling and monitoring risks from all such activities.

Cash and cash equivalents are maintained with HSBC Group companies where management considers the credit risk to be minimal.

Fees due from funds under management which are short term in nature. The following table provides a breakdown of credit exposure excluding collateral held or other credit enhancements:

	At 31 December	
	2013	2012
	US\$	US\$
Cash and cash equivalents	25,688,322	21,854,069
	25,688,322	21,854,069

(b) *Market risk management*

Market risk is the risk that the value of funds under management decreases with a resultant effect on income.

The Group manages market risk through risk limits approved by the Asset and Liability Management Committee (ALCO) of HSBC Group.

(c) *Foreign exchange exposure*

Foreign currency risk is the risk that the value of a financial instrument will fluctuate because of changes in foreign exchange rates. The Group's foreign exchange exposure arises from changes in the US\$ equivalent value of amounts denominated in foreign currencies as set out below:

	2013	2012
	US\$	US\$
<b>ASSETS</b>		
Euro	735,427	989,870
British Pound	304,808	475,210
Swiss Franc	199,649	129,156
Japanese Yen	25,788	1,803
Chinese Yuan	220	852
<b>LIABILITIES</b>		
British Pound	86,426	29,559

## HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

## NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (Continued)

## 16. RISK MANAGEMENT (Continued)

## Sensitivity analysis

A 5 percent strengthening of the US dollar against the following currencies at 31 December 2013 would have resulted in the profits (losses) shown below. A 5 percent weakening of the US dollar would have had the equal but opposite effect to the amounts shown below. This analysis assumes that all other variables, in particular interest rates, remain constant.

	2013	2012
	US\$	US\$
Euro	36,771	49,494
British Pound	19,562	25,238
Swiss Franc	9,982	6,458
Japanese Yen	1,289	90
Chinese Yuan	11	43

(d) *Liquidity risk management*

Liquidity risk is the risk that the Group will encounter difficulty in realising assets or otherwise raising funds to meet commitments.

The Group uses various sources to provide a stable funding. These include maintaining bank balances in instant access call accounts, inter-group funding and the Company's shareholder's equity.

(e) *Capital risk management*

The Group's policy is to maintain a strong capital base so as to maintain investor, creditor and market confidence and to sustain future development of the business. Capital consists of called up share capital and retained earnings. Management monitors the return on capital as well as the level of dividends to ordinary shareholders.

The Company is regulated by the Guernsey Financial Services Commission which sets and monitors capital requirements for the Company as described on page 20. Management regularly monitors the Company's capital to ensure compliance with the requirements of the Guernsey Financial Services Commission.

(f) *Interest risk management*

The Group's exposure to interest rate risk is limited to its cash and cash equivalents (note 8). The Group only maintains interest bearing call accounts and as such interest rate risk is minimal.

(g) *Operational risk management*

Operational risk is the risk of loss arising through fraud, unauthorised activities, error, omission, inefficiency, systems failure or from external events. It is inherent to every business organisation and covers a wide spectrum of issues.

The HSBC Group manages this risk through a controls-based environment in which processes are documented, authorisation is independent and transactions are reconciled and monitored. This is supported by an independent programme of periodic reviews undertaken by internal audit, and by monitoring external operational risk events, which ensures that the HSBC Group stays in line with best practice and takes account of lessons learned from publicised operational failures within the financial services industry.

## HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

## NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS (Continued)

## 16. RISK MANAGEMENT (Continued)

The HSBC Group has codified its operational risk management process by issuing a high level standard. This explains how the HSBC Group manages operational risk by identifying, assessing,

monitoring, controlling and mitigating the risk, rectifying operational risk events, and implementing any additional procedures required for compliance with local regulatory requirements. The processes undertaken to manage operational risk are determined by reference to the scale and nature of each HSBC Group operation. The HSBC Group standard covers the following:

- Operational risk management responsibility is assigned at a senior management level within the business operation;
- Information systems are used to record the identification and assessment of operational risks and generate appropriate, regular management reporting;
- Operational risks are identified by risk assessments covering operational risks facing each business and risks inherent in processes, activities and products. Risk assessment incorporates a regular review of risks identified to monitor significant changes;
- Operational risk loss data is collected and reported to senior management. This report covers aggregate operational risk losses and details of incidents above a materiality threshold; and
- Risk mitigation, including insurance, is considered where this is cost-effective.

Local management is responsible for implementation of the HSBC Group standard on operational risk.

(h) *Reputational risk management*

The safeguarding of HSBC's reputation is of paramount importance to its continued prosperity and is the responsibility of every member of staff. Reputational risks can arise from social, ethical or environmental issues, or as a consequence of operational risk events. As a banking group, HSBC's good reputation depends upon the way in which it conducts its business, but it can also be affected by the way in which clients, to whom it provides financial services, conduct themselves.

Reputational risks are considered and assessed by the Board, HSBC Group Management Board, the Risk Management Committee, subsidiary company boards, board committees and/or senior management during the formulation of policy and the establishment of HSBC standards. Standards on all major aspects of business are set for HSBC and for individual subsidiaries, businesses and functions. These policies, which are an integral part of the internal control systems, are communicated through manuals and statements of policy and are promulgated through internal communications and training. The policies set out operational procedures in all areas of reputational risk, including money laundering deterrence, environmental impact, anti-corruption measures and employee relations.

HSBC Group internal audit function monitors compliance with policies and standard.



## HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

## STATEMENT OF FINANCIAL RESOURCES AT 31 DECEMBER 2013

	US\$
<b><u>Net Assets</u></b>	
Net assets after adjustments	38,159,068
Position Risk	-
Counterparty Risk	-
Net Asset after adjustment, contingent liabilities and risks	<u>38,159,068</u>
SATISFACTION OF FINANCIAL RESOURCES	
Financial resources	38,159,068
Financial resources required	<u>(1,686,712)</u>
NET SURPLUS FINANCIAL RESOURCES	<u>36,472,356</u>

## 中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである ( ただし、円換算部分を除く。 ) 。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等 ( 公認会計士法 ( 昭和23年法律第103号 ) 第 1 条の 3 第 7 項に規定する外国監査法人等をいう。 ) の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、便宜上、平成26年11月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 ( 1米ドル = 118.23円 ) が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

## (1) 資産及び負債の状況

## HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド

貸借対照表  
2014年6月30日現在

	2014年6月30日(未監査)	
	米ドル	千円
現金および要求払預金 - グループ会社	21,031,533	2,486,558
有形固定資産	28,409	3,359
子会社への投資	157	-
その他の資産 - グループ会社	500,000	59,115
その他の資産 - その他の会社	12,296,710	1,453,840
資産合計	<u>33,856,809</u>	<u>4,002,891</u>
その他の債務 - グループ会社	4,453,301	526,514
その他の債務 - その他の会社	10,315,816	1,219,639
負債合計	<u>14,769,117</u>	<u>1,746,153</u>
資本金	157,762	18,652
留保利益剰余金	30,258,772	3,577,495
配当金	(20,000,000)	(2,364,600)
当期純利益	8,671,158	1,025,191
株主持分合計	<u>19,087,692</u>	<u>2,256,738</u>
負債および株主持分合計	<u>33,856,809</u>	<u>4,002,891</u>

## ( 2 ) 損益の状況

## HSBC マネジメント ( ガーンジー ) リミテッド

## 損益計算書

2014年6月30日終了期間

	2014年6月30日 ( 未監査 )	
	米ドル	千 円
収益		
受取手数料および報酬 - ファンド・オブ・ファンズ、ロング・オンリー	2,460,672	290,925
受取手数料および報酬 - プライベート・エクイティ	670,454	79,268
支払手数料および報酬 - グループ会社	(475,874)	(56,263)
支払手数料および報酬 - その他の会社	(972,787)	(115,013)
保管 / 管理事務代行報酬	(243,256)	(28,760)
Aztec Financial Services (Guernsey) Limitedへの報酬	(15,717)	(1,858)
HSBC Securities Services (Ireland) Limitedへの報酬	(155,000)	(18,326)
受託報酬	(51,598)	(6,100)
投資顧問報酬 - ヘッジ・ファンズ	(683,147)	(80,768)
投資顧問報酬 - プライベート・エクイティ	(165,726)	(19,594)
受取報酬純額	368,020	43,511
その他の収益	304,458	35,996
ポートフォリオ ( 損 ) 益	-	-
その他の収益純額	304,458	35,996
費用		
為替差 ( 損 ) 益	31,075	3,674
給与	(91,769)	(10,850)
給付	(22,512)	(2,662)
賃借料	-	-
その他の営業費用	(42,410)	(5,014)
内部費用 - グループ会社	(209,350)	(24,751)
	(334,966)	(39,603)
当期 ( 損 ) 益 ( 本社費用を除く。 )	337,512	39,904
本社費用	-	-
当期 ( 損 ) 益 ( 本社費用を含む。 )	337,512	39,904
税引前利益	337,512	39,904
税金	-	-
当期純利益	337,512	39,904
支払配当金 - グループ会社	-	-
留保利益	337,512	39,904

#### 4【利害関係人との取引制限】

信託証券が規定する「利害関係人」は、( )受託会社、( )管理会社、( )投資顧問会社、( )管理会社の親会社または関係会社、( )投資顧問会社の親会社または関係会社、( )受託会社の親会社または関係会社である。

信託証券は、利害関係人は、受託会社および管理会社が信託証券の当事者ではなかった場合に利害関係人が有したであろう同様の権利を有する受益証券を所有し、これを保有し、処分またはその他の方法により処理することができる。同様の投資銘柄が信託証券に基づきスキーム財産の一部として保有されているか否かに関わらず、個人の勘定でいかなる投資銘柄も購入し、保有し、処分することができる。かかる利害関係人は、当該取引により、または関連して生じた収益または利益について、他の利害関係人もしくは受益者またはそのすべてに対して、説明する義務はない。

信託証券および投資顧問契約は、クラスB規則第4.10条に言及している。かかる条項は、管理会社、受託会社、投資顧問会社またはその関連会社が主にスキーム財産に関し以下の取引を行えない場合を規定している。

(a) ファンドの勘定で、受託会社に対し資産を販売、または販売の取扱いを行うか、(ユニット化によるものを除く。)ファンドの受益証券の発行に対し受託会社の資産を提供する場合。

(b) ファンドの勘定で行う受託会社から資産を購入する場合。

第4.10条は、受託会社、管理会社、投資顧問会社、またはそれらの関係会社のいずれも本条に従い行った取引から生じた収益または利益について、他の当事者および/または受益者に対し説明する義務はない旨規定している。

本書は、HSBCグループの開示について上述している。

本書は、また、一ファンドが他の一ファンドまたは複数のファンドに投資する場合、管理会社は、管理報酬の二重請求が発生しないように当該取得権益に関して管理会社に生じるすべての報酬が払い戻されることを明記している。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散に関しては、4分の3以上の多数決による株主総会の決議(特別決議)が必要である。

##### (2) 事業譲渡または事業譲受

受託会社の合意、クラスB規則および委員会に対する事前の書面による通知および委員会の正式承認に基づき、管理会社の委員会によって承認された他のガーンジーの関係当事者に対する信託証券に基づく管理会社を退任するか、またはその権利および義務を譲渡することができる。

##### (3) 出資の状況

該当なし。

##### (4) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社は、有価証券届出書提出日現在、その知りかつ信じる限り、いかなる管轄法域における裁判所、仲裁機関および政府機関において、仲裁または行政手続に関与していない。

その他、有価証券届出書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社、ユニ・フォリオおよび各ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) HSBCプライベート・バンク(C.I.)リミテッド(HSBC Private Bank (C.I.) Limited)(「受託会社」)

##### 資本金の額

平成26年11月末日現在、800万米ドル(約9億4,584万円)

##### 事業の内容

受託会社は、ガーンジーにおいて昭和60年6月6日、有限責任会社として設立され、ガーンジー、GY1 1EE、セント・ピーター・ポート、パーク・ストリート、パーク・プレイスに登記上の事務所を有する。受託会社は、HSBCグループの一社である。平成20年5月31日付で、HSBCプライベート・バンク(ガーンジー)リミテッドより名称を変更した。

受託会社の主たる事業は、銀行および関連金融サービスを全世界の個人・法人顧客に対して提供することである。

#### (2) ステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(State Street Custodial Services (Ireland) Limited)(「保管受託銀行」)

##### 資本金の額

平成26年11月末日現在、200,000英ポンド(約3,715万円)

(注)スターリング・ポンド(以下「英ポンド」という。)の円換算額は、平成26年11月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値(1英ポンド=185.73円)による。

##### 事業の内容

保管受託銀行は、ユニ・フォリオの保管業務を提供する。

#### (3) ステート・ストリート・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(State Street Fund Services (Ireland) Limited)(「管理事務代行会社」)

##### 資本金の額

平成26年11月末日現在、350,000英ポンド(約6,501万円)

##### 事業の内容

管理事務代行会社は、ユニ・フォリオについて管理業務を提供する。

#### (4) HSBCオルタナティブ・インベストメンツ・リミテッド(HSBC Alternative Investments Limited)(「投資顧問会社」)

##### 資本金の額

平成26年8月末日現在、1,078,543米ドル(約1億2,752万円)

##### 事業の内容

投資顧問会社は、所定の投資業務の遂行に関して金融行動監視機構により規制されている英国における有限責任会社として設立され、ロンドン SW1A1JB、セント・ジェームズ通り78番を主たる所在地としている。投資顧問会社は、管理会社および受託会社の関連会社により全額出資されている。

#### (5) HSBCセキュリティーズ・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(「名義書換事務代行会社」) (HSBC Securities Services (Ireland) Limited)

##### 資本金の額

平成26年11月末日現在、1,000,005米ドル(約1億1,823万円)

##### 事業の内容

HSBCセキュリティーズ・サービシーズ(アイルランド)リミテッドは、平成3年11月29日にアイルランドで設立された非公開有限責任会社であり、最終的にはHSBCホールディングス・ピーエルシーの全額出資子会社

である。HSBCホールディングス・ピーエルシーは、英国で設立された公開会社で、平成25年6月30日現在、約2兆6,450億米ドルの総資産を有している。

(6) HSBC証券会社 東京支店(「HSBC証券」)(「代行協会員」および「日本における販売会社」)

資本金の額

平成26年12月末日現在、22,422,137,143円

事業の内容

日本において第一種金融商品取引業者として業務を行っている。

(7) 香港上海銀行 東京支店(「香港上海銀行」)(「日本における販売会社」)

資本金の額

平成26年12月末日現在、960億5,245万7,252.50香港ドル(約14,647億9,997万円)および47億300万米ドル(約5,560億3,569万円)

(注) 香港ドルの円換算額は、平成26年11月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1香港ドル=15.25円)による。

事業の内容

日本において銀行業務を行っている。

(8) クレディ・スイス証券株式会社(「日本における販売会社」)

資本金の額

平成26年11月末日現在、781億円

事業の内容

第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

## 2【関係業務の概要】

(1) HSBCプライベート・バンク(C.I.)リミテッド(HSBC Private Bank (C.I.) Limited)(「受託会社」)

1987年法およびクラスB規則の目的上、受託会社は、セレクション・ファンドの指定受託会社である。信託証書の要項に基づき、受託会社は、管理会社および委員会の事前の承認を得て、ファンドに関し受託会社との共同受託者として連帯して行為すべき他の法人を当該ファンドの受託会社に指名する権限を有する。

信託証書の要項に基づきまたクラスB規則に従い、受託会社は、インベスターズ・トラスト・アンド・カストディアル・サービスズ(アイルランド)リミテッドとの間で包括保管契約を締結した。同契約上の地位はステート・ストリート・カストディアル・サービスズ(アイルランド)リミテッドに譲渡され、同社が保管機能を委託されている。当該契約に基づき受託会社がステート・ストリート・カストディアル・サービスズ(アイルランド)リミテッドに支払うべきすべての報酬は受託報酬から支払われる。

(2) ステート・ストリート・カストディアル・サービスズ(アイルランド)リミテッド(State Street Custodial Services (Ireland) Limited)(「保管受託銀行」)

インベスターズ・トラスト・アンド・カストディアル・サービスズ(アイルランド)リミテッドは、受託会社との間で包括保管契約を締結した。同契約上の地位はステート・ストリート・カストディアル・サービスズ(アイルランド)リミテッドに譲渡され、同社が保管機能を委託されている。

(3) ステート・ストリート・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッド(State Street Fund Services (Ireland) Limited)(「管理事務代行会社」)

インベスターズ・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドは、管理会社との間で管理事務契約を締結した。同契約上の地位はステート・ストリート・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドに譲渡され、同社が管理事務機能を委託されている。

- (4) HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッド(HSBC Alternative Investments Limited)(「投資顧問会社」)

投資顧問会社は、ファンドの運用に関する専門的サービスの提供のため、またクラスB規則および投資顧問契約中の投資ガイドラインに従った投資運用取引全般を一任ベースで行うため、管理会社により選任された。

- (5) HSBC セキュリティーズ・サービシズ(アイルランド)リミテッド(「名義書換事務代行会社」)  
(HSBC Securities Services (Ireland) Limited)

ファンドの受益証券の発行、買戻しおよび名義書換等に関する事務代行業務を行う。

- (6) HSBC 証券会社 東京支店(「HSBC証券」)(「代行協会員」および「日本における販売会社」)

日本における代行協会員業務および受益証券の販売および買戻しの取扱業務を行う。

- (7) 香港上海銀行 東京支店(「香港上海銀行」)(「日本における販売会社」)

日本における受益証券の販売および買戻しの取扱業務を行う。

- (8) クレディ・スイス証券株式会社(「日本における販売会社」)

日本における受益証券の販売および買戻しの取扱業務を行う。

### 3【資本関係】

管理会社およびHSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドは、HSBC インベストメント・ホールディングス(ガーンジー)リミテッドの全額出資会社である。受託会社は、HSBC プライベート・バンキング・ホールディングス(スイス)エス・エイの全額出資会社である。HSBC インベストメント・ホールディングス(ガーンジー)リミテッド、HSBC プライベート・バンキング・ホールディングス(スイス)エス・エイ、HSBC セキュリティーズ・サービシズ(アイルランド)リミテッドおよびHSBC アセット・マネジメント・リミテッドの最終的親会社は、HSBC ホールディングス・ピーエルシーである。



### 第3【投資信託制度の概要】

本項に記載される情報は、法令に基づいており、これらは立法上、司法上または行政上の行為により変更されることがある。

#### 1 ガーンジーにおける投資信託制度の概要

- 1 1988年4月1日までは、ガーンジーのあらゆる種類の投資信託は、ユニット・トラストとして設立されたか、1908年ガーンジー会社法(改正後)の下における会社として設立されたかを問わず、ガーンジー州投資顧問・金融委員会によって規制され、1946年ガーンジー借入規制法に従って制定された借入規制に関する政令に規定された相当程度限られた権能のみを有していた。
- 2 1988年4月1日、1987年ガーンジー投資者保護法(「1987年法」)が全面的に施行され、同日、特に1987年法の実施を目的として、1987年ガーンジー金融サービス委員会法により、ガーンジー州によって設立されたガーンジー金融サービス委員会(「金融サービス委員会」)が活動を開始した。
- 3 1987年法により、何人であれ、金融サービス委員会が発行する免許なしに、ガーンジー内から規制下にある投資業を営むことまたはかかる業務を行っているを表示することは違法であり、また、ガーンジーの団体が、ガーンジーの領域外で、規制下にある投資業を営むことおよび営んでいるを表示することは、当該団体がガーンジーで当該業務を行う免許を有し、かつ当該業務がガーンジーで適法になしうるものでなければ、違法である。
- 4 1987年法において、1987年法付則第一部に明示されている種類の「規制投資」に関連して、1987年付則第二部に明示されている「制限活動」のいずれかを業とする者は、規制投資業を営んでいるものとみなされる。集団投資スキームは、付則第一部に明示されている規制投資の一つのカテゴリーを構成するものであるが、一般証券およびデリバティブは規制投資の他のカテゴリーを構成しており、また、ガーンジー州は、政令により、付則第一部に他のカテゴリーを追加する機能を有する。
- 5 1987年法付則第一部カテゴリー1は、集団投資スキームを、あらゆる種類の資産(現金を含む)に関する一切の仕組みであり、以下の特色を有するものと定義している。
  - (a) 投資者が、当該資産の取得、保有、運用もしくは処分から生じる収益もしくは収入またはかかる収益もしくは収入から支払われる金員の取得、保有、運用もしくは処分から生じる収益もしくは収入にあずかり、またはこれを受け取ることができるようにする目的または効果を有し、
  - (b) 当該活動に関連する資産の運用に対して、投資者が日々の管理を行うことができず(意見を有する権利または指示を与える権利を有するか否かは問わない)、かつ
  - (c) その下において、( ) 投資者の出資および支払原資となる収益もしくは収入が集められ、または( ) 当該資産が、その運用に責任を負う者によりもしくはその者のために、合同運用されること。付則第一部カテゴリー1は、集団投資スキームでない投資活動を数多く列挙している。それには、例えば、各投資者が当該スキームの管理会社と同グループ内の法人である取引、フランチャイズの仕組み、銀行による預金受入れ、保険契約および企業年金スキームが含まれる。オープン・エンド型会社型投資信託でない法人およびクローズド・エンド型ユニット・トラスト(法人の場合、オープン・エンド型会社型投資信託ではない仕組みと定義されている。)もまた除外されている。
- 6 1987年法は、制限活動を構成する活動として、販促活動、購入、登録、売買、運用、管理、助言、保管および投資取引所の運営を挙げている。免許業者は、当該集団投資スキームが1987年法に従って金融サービス委員会により許可されない限り、ガーンジー法に基づいて設立または設定された集団投資スキームに関して制限活動に従事することができない。当該集団投資スキームがガーンジー以外の国または地域の法律により設立または設定され、運用および保管の両方の制限活動が免許業者により行われまたは委託されている場合、当該スキームもまた、1987年法に基づき、金融サービス委員会により認可されることが必要である。運用、保管または管理の制限活動のいずれかが、免許業者により、ガーンジーにおいて、特定の法域において認可された一定のスキームを除く非ガーンジー籍スキームに関して行われる場合、かかる活動を行う免許業者は、金融サービス委員会に対して、かかるスキームのためにかかる活動を行うことを、事前に書面により通知しなければなら

ない。1994年非ガーンジー籍スキームに対する業務運営および通知に関する規則に基づく一定の要件が満たされなければならない。

7 2008年10月29日までは、クローズド・エンド型ユニット・トラストならびに1987年法に基づく集団投資スキームではない会社およびその他の投資ファンドは、1959年 - 1989年ガーンジー借入規制に関する政令(改訂済)(「COBO政令」)に基づくガーンジー州投資顧問・金融委員会同意を要求されていた。かかる同意には、通常、当該ファンドの業務方法の変更につき金融サービス委員会の事前同意が必要という条件が含まれていた。さらに、1987年法が拡張され、付則第一部カテゴリー2の「規制投資」の定義にクローズド・エンド型スキームが追加されてからは、1987年法の規定により、当該会社およびファンドについて制限活動を行う者は免許を得なければならない。2007年ガーンジー投資者保護(改訂)法(「POI改正法」)に関連して、COBO政令は改正され、ユニット・トラスト・スキームおよびリミテッド・パートナーシップ・スキームは、COBO同意を必要としていなかった。2013年2月27日、COBO政令は、2013年ガーンジー借入規制(廃止)政令に差し替えられた。

8 2008年10月29日までは、1987年法第8条第1項によれば、集団投資スキームは、金融サービス委員会によって、特定の種類の認可されたスキームである旨宣言されることができると定めていた。POI改正法に関連して、金融サービス委員会はまた、現在、集団投資スキームについて特定の種類の登録されたスキーム(「登録ファンド」)である旨宣言することができる。金融サービス委員会は、クラスA、クラスBおよびクラスQという3種類の異なる認可スキームを規定している。

クラスAスキームである旨宣言されたスキームは、その投資および借入権能を決定するために、フィーダー・ファンド、ファンド・オブ・ファンズ、マネー・マーケット・ファンドおよび証券スキームとしてさらに区分される。クラスAスキームは、クラスA規則の下で設立されたスキームを英国における個人投資家に販売するのに相応しいものと指定する2002年集団投資スキーム(クラスA)規則(2003年集団投資スキーム(クラスA)(改訂)規則により改訂済)、および新規クラスAスキームの設立またはよりリベラルな投資権能を活用しているが、現在のところ英国で販売する予定はない既存クラスAスキームの転換を認めるためのHM財務省による指定に先立ち、2008年11月24日に導入された2008年認可集団投資スキーム(クラスA)規則により改訂済(「クラスA規則」)により規制される。クラスBスキームは、2014年1月2日に発効した2013年認可集団投資スキーム(クラスB)規則(「クラスB規則」)により規制され、1990年集団投資スキーム(クラスB)規則は全面的に効力を失った。クラスQスキームは、1998年集団投資スキーム(適格専門的投資家向けファンド)(クラスQ)規則(「クラスQ規則」)により規制される。

2008年10月29日付で、POI改正法は、COBO政令のファンド業務に関連する部分および1987年法の改正部分と差し替えられた。2008年12月15日、金融サービス委員会は多くの規則(「新規則」)を施行したが、これには、2008年認可クローズド・エンド型投資スキーム規則(「ACEIS規則」)、2008年登録集団投資スキーム規則(「RCIS規則」)および2008年目論見書規則が含まれている。2009年4月30日までにRCIS規則に基づき登録されることを選択していなかった既存のクローズド・エンド型集団投資スキーム(2008年12月15日以前に承認済)は、COBO政令に基づき実際に同意を得た日に、ACEIS規則が当該日に施行されていたものとして、改正済1987年法第8条およびACEIS規則6.02項に従い認可クローズド・エンド型投資スキーム(「認可ファンド」)として認可を宣言されたものとみなされた。

2008年目論見書規則は、登録されたオープン・エンド型集団投資スキーム、登録されたクローズド・エンド型集団投資スキームおよびガーンジーのカテゴリー2の規制投資の公募のための目論見書に関する情報開示要件の概要を定めている。2008年目論見書規則は、ACEIS規則と共に読み込むことを要する。

変更により、投資信託は、現在、「認可される」または「登録される」ことができる。両方のタイプの投資信託とも、金融サービス委員会により「規制対象」商品とみなされるが、異なる届出制度に従わなければならない。すなわち、現在、1987年法に基づき6種類の異なる集団投資スキーム、すなわち、認可クラスA(オープン・エンド型)、認可クラスB(オープン・エンド型)、認可クラスQ(オープン・エンド型)、認可(クローズド・エンド型)、登録オープン・エンド型および登録クローズド・エンド型集団投資スキームが存在する。

金融サービス委員会の方針では、認可ファンドを登録ファンドより厳しく監督する意向である。既存のクローズド・エンド型スキームについて、二つのカテゴリー間に事実上ほとんど違いはない。実際、認可クローズド・エンド型ファンドに適用される新規則は、COBO制度の下でクローズド・エンド型ファンドについて求め

られた最低開示要件の大部分を取り込んでおり、すなわち、既存文書は、概ね新規で要求される情報を既に記載していることになる。

## 9 クラスAスキーム

クラスA規則は、クラスAスキームの設立書類、関連のスキーム説明書の内容、スキームの一般管理および投資パラメーターを規制する。クラスA規則は、証券ファンド、マネー・マーケット・ファンド、ファンド・オブ・ファンズ、先物およびオプション・ファンド、不動産ファンド、ワラント・ファンド、フィーダー・ファンドおよびアンブレラ・ファンドとして設立されるクラスAスキームを規制する。

- 10 クラスAスキームであると宣言されたスキームは、例外なくクラスA規則の全てを遵守しなければならない、管理会社は、認可申請に際して、主要文書（ユニット・トラストの場合は信託証書、会社型スキームの場合は定款、管理契約および保管契約）がその内容に関連してクラスA規則の全てを遵守していることを言明する承認された法律事務所からの証明書を提出しなければならない、また当該証明書の署名済または認証済の写しをスキーム説明書およびその他の重要書類と共に金融サービス委員会に提出しなければならない。

### 11 ( 1 ) クラスBスキーム

クラスBスキームは、通常、限定的に、または私募によりまたは機関投資家もしくは専門的投資家に対して販売されるものである。クラスB規則は、主要文書およびスキーム説明書に記載すべき情報の内容を定めているが、投資権能および借入権能に特定の制限を課すものではなく、一般的に、柔軟でありながら、同時に最善の実務慣行を反映するように定められている。金融サービス委員会のクラスBスキームに関する現在の政策および実務慣行は、おおむね以下の様に要約できる。

- ( ) 投資目的および投資制限は、危険を分散するように企図されていなければならない。
- ( ) ファンドが、平均的リスクを超えるリスクに曝されているものと金融サービス委員会が判断する場合には、容易に認識され得る警告をしなければならない、受益証券の販売は、専門的投資家および経験ある投資家に対するものに限定されることがある。
- ( ) スキームが負担すべき費用は、公正かつ合理的なものでなければならない、受益者に対して説明がなされなければならない。
- ( ) 受益証券の価格決定は、購入者、売却者および管理会社間の合理的な公正さを達成するものでなければならない。
- ( ) すべての重要な事実は、投資を検討する者および既存の投資者に対して、明瞭に開示されなければならない。

### ( 2 ) クラスQスキーム

クラスQスキームは、純資産200万英ポンド超の信託の受託者、純資産200万スターリング・ポンド超の会社またはリミテッド・パートナーシップおよび最低50万スターリング・ポンド超の純資産を有する個人を含む適格専門的投資家向けである。最低購入制限は存在しない。クラスQ規則は、金融サービス委員会がその適用を拒絶または修正しない限り適用される。クラスQ規則は、目論見書において、スキーム当事者の詳細、適格専門的投資家の定義、受益証券の特徴および潜在的投資家が思慮深い判断をなすために十分なリスク警告が含まれていなければならないと規定している。

クラスQスキームの主要な特徴は以下のとおりである。

- ( ) 各スキームは金融サービス委員会により認可され、その恒久的かつ継続的な監督に服さなければならない。
- ( ) クラスQスキームは、法人（プロテクテッド・セル会社を含む）、信託またはリミテッド・パートナーシップとして設立することができる。管理会社は、パートナーシップ持分、株式および受益証券の所有が定義された適格専門的投資家に限定されることを確保しなければならない。
- ( ) クラスQスキームへの投資について最低の個別購入額要件は存在しない。
- ( ) スキームの財産は、リスクの分散が図られていなければならないが、それは管理会社（会社の場合は当該会社）の裁量に委ねられる。リスク分散の基準は、スキームの目論見書に明記されなければならない。
- ( ) 書類の要件はより直截である。思慮深い投資判断を可能にするために十分な情報が含まれた目論見書が作成されなければならない。

( ) スキームの認可に先立ち、法律専門家の証明書は要求されない。その代わりに、管理会社は目論見書がクラスQ規則を遵守していることを証明する必要がある。

クラスBスキームおよびクラスQスキームへの投資については、クラスAスキームに適用される正式な補償スキームは適用されない。

- 12 クラスA、クラスBまたはクラスQのいずれかであるかにかかわらず、新規の集団投資スキームの認可または登録の申請を審査する際、金融サービス委員会は、申請の対象となっているスキームが1987年法および適用ある規則のすべての条件を満たしていると思われる場合であっても、認可を与える義務を負わない。金融サービス委員会は、申請を拒否する意図を有する場合、決定を下す前に、申請者に対して、書面で、審査中の決定について通知をしなければならず、申請者が希望すれば、書面で理由を通知する旨を示さなければならない。その時点から28日間、申請者は、口頭または書面により意思を表明することができ、金融サービス委員会が認可拒否の決定を下した場合、申請者は、ガーンジー王立裁判所通常座部に、当該決定が同委員会の権限逸脱または権限の不当な行使によるものであるという理由により不服申立てをすることができる。
- 13 設立者がガーンジーにおける新規参入者である場合、金融サービス委員会は、設立者となろうとする者の地位を重視する。選別の方針というものがあり、それによれば既設の投資信託の設立に関する証明可能な実績を有する者のみが許される。設立者になろうとする者が、他の法域における規制当局から認可を受けたという事実は、それ自体では、一般的には十分ではない。
- 14 1987年に基づき認可または登録が求められるすべての集団投資スキームについて、金融サービス委員会は、当該スキームが1987年法付則第3部の特定要件を充足すると確信した場合のみ、認可または登録を与えることができる。かかる要件とは、以下の通りである。
- ( 1 ) 当該スキームは、当該スキームが認可または登録されたスキームとして宣言を受けようとするクラスの集団投資スキームに適用される、1987年法に基づくすべての規則を遵守すること。
- ( 2 ) 当該スキームの名称が望ましくないものまたは誤解を招くおそれがあるものでないこと。
- ( 3 ) 当該スキームの目的が、合理的に見て実現可能であること。
- ( 4 ) P01改正法の施行前において、当該スキームが次のいずれかの権利を投資者に与えること。
- ( ) 投資者の受益証券を、当該受益証券に関連する資産の純資産価格に関する価格で、償還または買い戻させること。
- ( ) 投資者の受益証券を、公認の投資取引所において、上記( ) から著しく乖離しない価格で売却すること。
- 当該スキームの管理会社および資産の保管受託銀行または受託者は、それぞれ法人でなければならない。
- ( 5 ) P01改正法の施行後、オープン・エンド型投資スキームとして販売を促進されるかまたはその他の場合に説明されるスキームは、以下のいずれかの権利を投資者に与えること。
- ( ) 投資者の受益証券を、当該受益証券に関連する資産の純資産価格に関する価格で、償還または買い戻させること。
- ( ) 投資者の受益証券を、公認の投資対象取引所において、本項( ) から著しく乖離しない価格で売却すること。
- ( 6 ) オープン・エンド型投資スキームとして販売を促進されるかまたはその他の場合に説明されるスキームの管理会社および資産の受託者または保管受託銀行は、それぞれ法人でなければならない。
- 15 金融サービス委員会は、新規のスキームの承認および認可について、三段階の手続を踏む。第一段階は、原則として、様式GFAの記入および提出を伴う承認申請であり、同様式には、特に、スキームの特徴および目的、予定される管理会社および保管受託銀行の名称および住所、ならびにスキームが負担すべき手数料を記載する。設立者がガーンジーにおける実績を有しない場合にその地位に関して金融サービス委員会を満足させなければならないのは、この段階においてである。概括的承認が得られた場合、次の段階は、原則として同意および認可の申請である。これは、クラススキームに応じて、様式APA、APBまたはAPQに則ってなされ、最終稿にできるだけ近いスキーム説明書の写しを、現在のところ3,165スターリング・ポンドである申請料と共に添付することになっている。すべての文書が最終稿となり、金融サービス委員会が挙げた疑問点について同委員会の納得のいくように処理された場合、最終認可の申請が、原本証明を付したすべての重要な文書の写しおよ

び当該スキームに関して発行されるスキーム説明書の最終版の写しおよび関係規則を遵守していることを確認する弁護士の証明書を添付した書簡によってなされる。

## 2 免許業者(業務運営)および資本適性度規則

2009年免許業者(業務運営)規則(以下「業務運営規則」という。)および2010年免許業者(資本適性度)規則(以下「資本適性度規則」という。)はそれぞれ、2010年1月1日および2010年4月16日に施行され、1988年集団投資スキーム(指定業者)規則(以下「指定業者規則」という。)および1998年免許業者(財源、通知、業務運営およびコンプライアンス)規則(以下「FNCC規則」という。)と差し替えられた。

### A 指定業者

1 1987年法に基づく認可または登録によれば、(とりわけ)指定管理者の名称および指定受託者または指定保管銀行の名称を記載する必要がある。多くの場合、当該スキームがユニット・トラストである場合には信託証書中で指名された管理会社が、当該スキームが会社型である場合には管理契約に基づいて投資信託会社により任命された管理代行会社が、他の会社と、すべてでないにしろほとんどの義務の履行についてかかる他の会社(「代行会社」)に対して委任する契約を締結する。かかる場合、金融サービス委員会は、代行会社を1987年法第8条にいう指定管理者として指定するものとし、管理会社は、主要管理者として位置づけられる。

2 クラスA規則およびクラスB規則はともに、次のように定めている。

(a) 認可されたスキームの指定管理者および指定受託者は、

- ( ) 別々の者であり、相互に独立して行為し、
- ( ) 各々、ガーンジーにおいて設立、運営され、営業所を有し、
- ( ) 一方の会社の子会社でなく、かつ
- ( ) 共通の業務執行取締役またはその他の役員を有しないこと。

(b) 会社型スキームの場合、指定保管銀行は、当該会社型スキームと、業務執行取締役またはその他の役員を共有しないこと。

さらに、クラスB規則は、指定管理者および指定受託者または指定保管銀行のそれぞれが1987年法に基づく免許を有していなければならないと規定している(これは、いかなる場合においても、1987年法に基づくクラスAスキームについての要件でもある)。また、金融サービス委員会は、本規則に適合することを保証するために同委員会の決定する約定書、捺印証書、保証および保険を要求することができる。クラスQ規則の場合、上記(a)( )、( )および( )ならびに(b)が適用される。加えて、指定管理者および指定受託者または指定保管銀行のそれぞれが、1987年法に基づく免許を得ていなければならない、また、ガーンジーにおいて管理されかつ営業所を有していなければならない。

### 3 業務運営規則

業務運営規則(指定業者規則に取って代わった。)は、免許業者(指定管理者および指定受託者/指定保管銀行)の取締役会、免許業者およびコンプライアンス・オフィサーが遵守しなければならない数多くの重要な規則を制定した。

業務運営規則は、業務運営規則に基づき金融サービス委員会により特段の合意がなされない限り、すべての免許業者に適用される。業務運営規則には、コーポレート・ガバナンスおよび上級管理職の責任、コンプライアンス協定、会計記録および財務書類、事業運営、記録保管、顧客分類、苦情、顧客資産、契約報告書、利益相反、即時の通知および年次通知についての詳細な規則が含まれている。

### B 資本適性度規則

2010年4月16日付で、資本適性度規則は、FNCC規則と差し替えられた。資本適性度規則は、資本適性度規則に基づき金融サービス委員会により特段の合意がなされない限り、すべての免許業者に適用される。資本適性度規則は、すべての免許業者がいつでも( )適切な財源要件を遵守し、かつ( )流動性要件を維持することを規定している。さらに、資本適性度規則は、免許業者が一定の即時の財務通知を金融サービス委員会に対して届け出ることおよび財源要件の算定に関する枠組みを規定している。

免許業者は、いつでも、以下を含む適切な財源要件以上の財源を維持しなければならない。

- ( a ) 同規則第2.2.1条に基づき、オープン・エンド型の集合投資スキームの指定受託会社または指定保管受託会社について、400万スターリング・ポンドの純資産額
- ( b ) 同規則第2.2.2条に基づき、集合投資スキームの指定管理会社について、純資産10万スターリング・ポンドまたは金融サービス委員会に提出された直近の年次財務諸表に記載された経費ベース要件（資本適性度規則に定義される。）に相当する純資産額のうちいずれか高い金額
- ( c ) 同規則第2.2.1条および第2.2.2条が最低専門職業賠償責任保険範囲の30万スターリング・ポンドまたは総収入（資本適性度規則に定義される。）の3倍のうちいずれか高い金額を適用する免許業者に関して、その超過分は総保険金額の20%を超えてはならない。
- ( d ) 同規則第2.2.1条および第2.2.2条に該当せず、ガーンジーに物理的な所在（社員および敷地）がない免許業者の場合、10,000スターリング・ポンド、または純資産額および取締役の判断で約定額を充足するため、かつ、事業がさらされるリスクに耐えるために十分であると判断される専門職業賠償責任保険範囲のうちいずれか高い金額

免許業者が資本適性度規則第2.2.1条および第2.2.1条に該当せず、1994年ガーンジー銀行監督法（改正済）、2002年ガーンジー保険会社および保険仲介者法（改正済）もしくは2002年ガーンジー保険業法（改正済）または2000年ガーンジー受託者、企業経営および会社取締役規則法（改正済）に基づく免許を有している場合に資本適性度規則第2.2.3条が適用される場合を除き、免許業者は、いつでも10,000スターリング・ポンドまたは監査済年次経費（資本適性度規則に定義される。）の10%のうちいずれか高い金額の流動性要件を維持する。

免許業者は、以下に該当すると判断される事由を有する場合、直ちに金融サービス委員会に届け出るものとする。

- ( a ) 財源要件または流動性要件に違反するかまたは1か月以内に財源要件に違反することが予想される場合。通知には、違反の治癒のため免許業者がとる予定のまたはとった措置を明記し、書面により確認されなければならない。
- ( b ) 免許業者の監査人が会計報告に限定意見を付す意図がある場合
- ( c ) 免許業者の子会社の負債が子会社の資産を超える場合
- ( d ) 免許業者の親会社の負債が親会社の資産を超える場合

### 3 集団投資スキームの運用に関するガーンジー法に基づいて採用された2種類の仕組の概要

ガーンジー籍の認可集団投資スキームは、全て、ユニット・トラストまたはオープン・エンド型投資会社として設立される。

#### 1 ユニット・トラスト

ユニット・トラストは、独立の法人格を有せず、管理者を一方当事者とし、受託者を他方当事者とする、一般に「信託証書」として知られる書面による合意によって設立される。この概念は、ガーンジーにおいて、少なくとも100年間は認知されており、信託は、現在、一般に、2007年ガーンジー信託法（改正済）の規定により規律されている。ガーンジー法により最初に規律されたユニット・トラストは、30年以上前に創設されたものとされている。

ユニット・トラストの投資者の持分は、受益証券によって証明され、各受益証券は、信託財産の分割されていない持分一口を表章する。投資者が保有する受益証券によって表章される権利は、信託における受益権の性質を有する。受益証券を購入することにより、投資者は、信託証書の当事者であるのと同様にその条項に拘束される。

受益証券は、記名式または無記名式で発行され（規制当局の承認を得て、かつマネーロンダリング防止およびテロ資金調達防止に関する法令および規制を遵守する。）、記名式で発行された場合、券面が発行される場合もされない場合もある。受益者名簿は、受益者の閲覧に供されるが、管理者および受託者は、受益者名簿を公衆縦覧に供する義務はない。

#### 2 オープン・エンド型投資会社

会社（いかなる場合も、ガーンジー法において株主とは別個の法人格を有するものとして扱われる。）は、2008年ガーンジー会社法（改訂済）に基づいて組織される。オープン・エンド型投資会社は、1987年法において、以下の特徴を有する集団投資スキームと定義されている。

- (a) 当該投資信託の下において、資産が、投資リスクを分散し、株主に資金運用の結果として得られる利益を享受されることを狙いとして、資金の投資を目的とする法人に実質的に帰属し、かつ、かかる法人によりまたはそのために管理されること。かつ、
- (b) 投資者がスキームの条件に基づいて、当該受益証券に関する資産の価額に当たる価格で、
- ( ) 保有する受益証券を、当該スキームによりもしくは当該スキームが提供する資金をもって、償還もしくは買い戻させる権利を有すること、または
- ( ) 受益証券を、投資取引所において売却する権利を有すること。

2008年6月30日以前

投資者がその株式を買い戻すことを可能にするために、オープン・エンド型投資会社を、記名割当株式または参加型償還可能優先株式のいずれかとして発行される極めて額面の小さい多数の種類分けされていない株式をもって設立するのが通常の実務慣行であった。2008年7月1日までにガーンジー法の下で株式が償還可能であるためには、当該株式がそれに対して優先的地位を有する別種の株式が存在する必要があるため、したがって、オープン・エンド型投資会社の株式資本は、通常管理株式または設立者株式と言われた比較的少数の株式をも含んでいた。この株式には、配当請求権はなく、清算に際しては当該株式について払込済みの額面額の払戻しを受ける権利のみがあった。かかるモデルに基づき、投資者に対して、種類分けされていない株式が参加型償還可能優先株式として発行される場合、その価格は、会社の現存純資産の価額を反映する総額であり、当該株式の額面額にプレミアムを加算した額となる。プレミアムの額は、会社の会計帳簿の株式プレミアム勘定と呼ばれる特別勘定に計上される。投資者が株式の償還を希望する場合、会社は、自分自身で当該株式を買い戻すか、償還される。いずれの場合においても、償還価格は、会社の現存純資産価格を参照して計算される。会社が株式を償還する場合、当該株式の額面金額分は、管理者に対する記名割当株式発行の収益(または配当可能利益)から償還され、残余部分は、株式プレミアム勘定(または、十分な残高がある場合には、損益勘定)から支出される。

2008年7月1日以降

2008年ガーンジー会社法(改訂済)の施行後、株式の買戻しが可能となる前であっても2008年6月30日以前のモデルも依然として運用でき、会社の取締役は、買戻し後に会社が支払能力テストに合格することを保証しなければならない。合格しない場合、取締役会は買戻しを認めない。

オープン・エンド型投資会社に関する2008年ガーンジー会社法(改訂済)の改正は、償還可能株式が償還可能となるためにそれに対して優先的地位を有する別種の株式が存在する必要はないとしている。したがって、今後は上記の管理株式または設立者株式の要件はなくなる。ガーンジー会社が授權株式資本を有していなければならないとの要件もなくなるため、多くのガーンジー会社は無制限の株式資本を有することになる。これは、特にオープン・エンド型投資会社の場合、額面金額のない無制限の株式をもって会社を設立することにより有効となる。会社が株式の償還を希望する場合、額面株式の発行またはその他の措置を講じることなく、純資産価格に基づき償還することができる。

償還する場合、会社の定款に従い、会社のあらゆる勘定から株式を償還することができる。ただし、会社は常に最低1名の株主を有さなければならないため、すべての株式を償還することはできない。

従前どおり、償還価格は会社の純資産価額を参照して計算される。

ガーンジー籍の会社の株式は、記名式でのみ発行されるが、券面が発行される場合もされない場合もある。会社の株主名簿は、株主の閲覧に供されるだけでなく、誰でも適切な手数料を支払って閲覧することができる。会社は、毎年、特に会社の授權株式資本、発行済株式資本および取締役の詳細を記載した年次確認書をガーンジー会社登記官に届け出なければならない。会社の記録は、ガーンジー会社登記官において維持され、適切な手数料を支払えば誰でも閲覧することができる。

すべての会社は、その運営および投資方針の立案について最終的に責任を負う取締役会を有していなければならないが、1987年法は、各会社が指定管理者および指定保管銀行を有することを要求している。

ユニット・トラストおよびオープン・エンド型投資会社の双方について、クラスB規則の下では、スキームを運用し、主要な文書、クラスB規則および直近に公表されたスキーム説明書(および、会社型スキームの場合には、取締役が随時下す決定)に従って、随時、スキーム財産の構成に関する決定を下すことが管理者の義務である。

次のことは受益者/保管銀行の義務である。

- ( a ) スキームが管理者により適切に運用されることを保証するために、合理的な注意をすること。
- ( b ) 主要文書およびクラスB規則に基づいて義務を果たすこと。

#### 4 クラスB集団投資スキームすべてに適用ある投資制限および借入制限の概要

クラスB規則に従い、クラスBスキームの財産は、リスクを分散する目的で投資され、主要書類およびスキーム説明書に基づき認められた資産のみで構成され、スキーム説明書に定められた性質または種類を構成する。

クラスBスキームの財産は、主要書類またはスキーム説明書に基づいて課された制限に違反して投資することはできない。スキーム説明書が主要書類より制限的である場合には、スキーム説明書に従うが、修正の発効前に受益者が受益証券の取引を行うことができるような十分な受益者に対する通知を書面で行うことを条件として、スキーム説明書は修正される。スキームの管理者、受託者/保管銀行は、スキーム財産がその制限に違反して投資されないことを確保するためにあらゆる相当な措置を講じ、あらゆる精査を行わなければならない。かかる制限の違反がある場合、管理者、受託者/保管銀行は、その状況を修正するために必要な措置を講じなければならない（一定の例外はある）、1ヶ月以内にその状況が修正されない場合、金融サービス委員会に通知しなければならない。

1987年法付則第3部第4条（上記1の第14項参照）に規定された性質を有し、管理者または管理者と同じグループの者または管理者と関係のある特定の者によって運用される集団投資スキームの受益証券に関して、かかる受益証券は、受益証券の発行に際し支払うべき当初手数料（または受益証券の買戻しに関する手数料）がこれを取得しようとするスキームまたはその投資家によって負担させられないよう管理者がしない限り、クラスBスキームによって取得されてはならない。

クラスBスキームのスキーム説明書には、主要書類またはスキーム説明書に基づいて許容されたヘッジ取引または借入れを開示しなければならない。ヘッジ取引および借入れは、主要書類またはスキーム説明書に基づいて課される制限に違反してはならない。スキーム説明書が主要書類より制限的である場合は、スキーム説明書に従うが、修正の発効前に受益者が受益証券の取引を行うことができるような十分な受益者に対する通知を書面で行うことを条件として、スキーム説明書は修正される。スキームの管理者、受託者/保管銀行は、ヘッジ取引および借入れがかかる制限に違反してなされないことを確保するためにあらゆる相当な措置を講じ、あらゆる精査を行わなければならない。かかる制限の違反がある場合、管理者、受託者/保管銀行は、その状況を修正するために必要な措置を講じなければならない（一定の例外はある）、3ヶ月以内にその状況が修正されない場合、金融サービス委員会に通知しなければならない。

クラスB規則は、クラスBスキームによって採択された投資対象および方針に関する以下の事項を明確にするスキーム説明書を要求している。

- ( a ) 投資対象に関する具体的な詳細事項
  - ( b ) 受益者決議への提案のための要件（もしあれば）を含む、投資対象を変更するための権限の詳細
  - ( c ) 適用されることがある借入れ、レバレッジまたはヘッジの権限
  - ( d ) 適用される投資制限
  - ( e ) リスク分散の方法
  - ( f ) 適用される借入れまたはレバレッジの権限、および
  - ( g ) 受益者決議への提案のための要件を含む、上記（d）、（e）または（f）を変更するための権限の詳細
- また、アンブレラ・ファンドに関して、クラスB規則によってそのスキーム説明書に記載することが要求されている情報が別のサブ・ファンドと異なる場合、その情報は各サブ・ファンドについて記載されなければならない。

クラスB規則は、スキーム説明書が、金融サービス委員会によって要求されているリスク警告を含むことを要求している。スキーム説明書には、また、以下の重要な情報を記載しなければならない。

- ( a ) スキームへの投資のメリットおよび許容しうるリスクについて十分な情報に基づく判断をするために、投資家およびその専門的アドバイザーが合理的に要求し、合理的に探せるような情報。
- ( b ) 管理者（会社型スキームの場合その取締役の知識）またはそれらの者が合理的な調査により取得できたであろう情報



## 5 クラスB集団投資スキームに適用される広告および販売に関する規則の概要

クラスB規則には、広告および販売に関する多くの条項がある。

- ( a ) 規則2.14(1)(b)は、管理者は、未だ受益者となっていない者に対してクラスBスキームの受益証券の販売を実行してはならないと定めている。ただし、かかる者が直近の年次報告書および会計情報を無料で提供されている場合、または関連するウェブサイトで当該書類を入手できる場合はこの限りでない。
- ( b ) 規則2.13(1)は、スキーム説明書が遵守していない規則を設定しているスキームの認可宣言規定に従うことを条件として、スキーム説明書がクラスB規則の付則の条項に従うことを要求している。規則2.14(1)によれば、認可されたクラスBスキームの管理者(会社型スキームの場合には会社)は、スキーム説明書が規則2.13(1)に従って英語で作成され、写しが受託者/保管銀行および金融サービス委員会に提出され、管理者(会社型スキームの場合には会社)が規則2.13の要件を満たすのに十分な数と合理的に信じるだけのかかる説明書を含む印刷物が入手できるように手配されていない限り、かかるスキームの受益証券を販売することができない。規則2.14(1)(b)は、管理者(会社型スキームの場合には会社)は、いかなる者に対しても、(かかる者が既に受益者である場合は別として)スキーム説明書を無料で提供するまでは、当該スキームの受益証券の販売を実行してはならないと定めている。スキーム説明書の写しは、通常の営業時間内はいつでも、管理者(会社型スキームの場合には会社)のガーンジーにおける主たる営業所において、公衆縦覧に供されなければならない。
- ( c ) 規則2.12はまた、スキーム説明書を毎年定期的に更新すべきことおよびその内容に重大な変更が発生した場合はスキーム説明書を即時に改訂することを定めている。さらに、スキームの受益証券を購入もしくは購入することに同意し、目論見書の一部もしくは全部を構成するスキーム説明書に含まれる誤った情報もしくは誤解を招く情報、クラスB規則に従い記載が必要な情報の欠落、またはスキーム説明書の改訂を怠ったことから生じる虚偽、誤導表示もしくは欠落の結果として損失を被った者への補償についての規定を有する。これらの規則に基づく義務には一定の例外が定められている。「目論見書」という用語は、1987年法において、公衆に対する規制投資の応募、購入または交換の申込みに関する詳細な情報を記述した目論見書、通知、ちらしまたはその他の文書であると定義されている。
- ( d ) 規則4.03は、2008年ガーンジー会社法(改訂済)の条項に基づき、管理者および受託者/保管銀行に対して、いかなる者に対しても、相当な手数料の支払を条件に、スキームの主要書類およびスキーム説明書の写しを、ファックスまたは電子メールのいずれかの方法で入手可能とすることを要求している。

## 6 スキームおよび管理会社の状況についてのガーンジーにおける継続的開示義務

### ( a ) ファンド

認可されたクラスBスキームの管理会社は、クラスB規則6.02(1)により、各会計年度の終了後6ヶ月以内に同規則6.02の(2)項および第(3)項に従い、年次報告書を公表することを要求される。報告書の写しは、発行日に受益者名簿に登録されている各受益者に対し送付されなければならない。または、主要書類により認められる場合には、ウェブサイト上で閲覧可能となる。報告書は、発行後、会計年度終了後6か月以内の公表時に、金融サービス委員会に対して送付されなければならない。そのほか、管理会社および受託会社/保管受託銀行、同規則6.02第(3)項により、直近に公表されたスキーム説明書に特定された各場所において通常の営業時間内における公衆縦覧のために英語による最新の年次報告書を提供することを要求される。中間報告書および財務書類は、年次報告書および財務書類に関する規則に準じて、各受益者に送付され、閲覧に供されなければならない。

同規則2.10(1)は、投資借入れおよびヘッジ権限の変更を含む提案されている変更またはスキームの受託会社の変更の提案について、金融サービス委員会に対する事前の通知を要求している。金融サービス委員会がその認可を与えない限り、かかる提案の効力は生じない。業務運営規則に基づき、とりわけ、免許業者の名称、商号および住所(本店、主要な営業所、登記上の事務所の住所および送達住所を含む。)の変更、主要な従業員(管理者、免許業者の秘書およびコンプライアンス・オフィサー等(以下「主要従業員」という。))についての変更、主要従業員に関して、(a)氏名の変更、(b)金融業に関連する法律に基づく免許、認可もしくは登録の申込みの拒絶、撤回または停止、(c)規制当局(自主規制機関を含む。)または主要従業員の専門活動または事業活動に関連する専門団体による懲戒措置または処分、および(d)主要

従業員から会社の取締役を務めるかまたは会社の運営に関与する資格を剥奪する裁判所による命令については、金融サービス委員会に対する通知が要求されている。

同規則の下では、同規則2.10（1）に記載されるもの以外の変更の提案に関しては、金融サービス委員会の事前の認可を得るべき厳格な要求はないが、金融サービス委員会は、審査を経て異議がない旨の確認をするために、その提案が実行される前に、主要書類またはスキーム説明書の重大な変更の提案の詳細を受領することを期待している。これには受益者の承認を得る必要のない変更も含まれる。

#### （b）管理会社

クラスBスキームに適用される業務運営規則の規定に基づき、管理会社は、その取引内容を十分に明示および証明する英語による更新された、その時点の免許業者の財政状態をいつでも合理的な正確性をもって開示する会計記録を維持し、管理会社にとってクラスB規則、業務運営規則および資本適性度規則の遵守をいつでも証明できることを要求される。管理会社はまた、（a）指定管理会社の場合には、少なくとも一般に公正妥当と認められた会計原則に従う計算書が含まれている年次財務諸表を作成しなければならず、（b）すべての顧客勘定の残高総額の詳細を提供し、また、（c）クラスA規則に従う各スキームに関して計算された関連する会計基準日現在の運用しているすべてのスキーム財産の総価額および資本適性度規則に定める適切な財源要件が充足されていることを確認する監査人による証明付の財源明細書を含む監査人の報告書を示さなければならない。監査済年次財務諸表の写しは、会計基準日後4か月以内に金融サービス委員会に提供されなければならない。免許業者は、業務運営規則に基づき、有資格の監査人を任命し、有資格の監査人が権能を与えられたことを金融サービス委員会に知らせなければならない。免許業者は、有資格の監査人を変更した場合、その旨を変更の理由とともに、金融サービス委員会に対して直ちに書面により届け出なければならない。業務運営規則の規定に基づき、金融サービス委員会は、特定の文書の検査権を有する。金融サービス委員会は、1987年法第27条により、管理会社に対し、質疑に応答し、情報を提供するために金融サービス委員会に出頭することを要求し、また金融サービス委員会が合理的に指定する帳簿または書類の写しを金融サービス委員会に提出しかつ金融サービス委員会がこれらを謄写することを要求する権限を有する。

業務運営規則および資本適性度規則は、金融サービス委員会により特段の合意がなされない限り、1987年法により免許されたすべての者に対して適用される。

## 7 会社型集団投資スキームの（任意および強制）清算

### （a）会社型スキーム

会社型スキームの清算は、2008年（ガーンジー）会社法（改訂済）（「会社法」）およびクラスB規則の両方に準拠する。当該会社の定款に定める特別規定に従い、会社型スキームは、会社法に基づき、以下の場合任意に解散され得る。

（a）会社の存続期間として定める期間が終了した場合または会社を解散すると定款に定める事由（もしあれば）が発生し、会社の任意解散を要求する決議を会社が株主総会において可決した場合、

（b）会社の任意解散を要求する特別決議を会社が可決した場合。

普通決議とは、記録投票数の単純多数決で可決される決議であり、特別決議とは、（ ）記録投票数の4分の3以上の多数決で可決され、（ ）ガーンジー登記所の会社登記官（「登記官」）に30日以内に登録される決議である。

会社法に基づき、上述の任意解散を要求する普通決議はまた、ガーンジー登記所の登記官に30日以内に登録されなければならない。

会社法に基づき、以下の場合、会社は裁判所の命令により強制的に解散される。

（1）会社が裁判所による解散を要求する特別決議を可決した場合。

（2）会社が登録後1年以内にその業務を開始しない場合または1年間完全にその業務を停止した場合。

（3）会社の株主数が不在となる場合（会社自体が金庫株を保有する場合における会社を除く。）。

（4）会社がその債務の支払を行うことができず、会社がその債務につき支払不能とみなされる場合。即ち、

（a）当該会社が弁済期の到来した750スターリング・ポンドを上回る金額の債務を債権者に対し負い、当該債権者が（政府の弁護士を通じて）当該債務の支払を要求する正式の書面による請求

書を当該会社の登記上の事務所宛に送達し、かつ当該会社が当該請求書の送達後21日以内に当該債務の支払を怠りまたは当該債権者が合理的に満足する担保付支払の提供を怠った場合。

(b) 当該当社が支払能力検査に適合しない旨の裁判所の納得する証明がある場合。

(5) 会社が会社法第3部によるその名称の変更を要求する登記官の命令に従わなかった場合。

(6) 会社が計算書または報告書を株主に送付しなかった場合または会社法の定める期間内に年次株主総会を開催しなかった場合。

(7) 裁判所が解散を正当かつ公正であると判断する場合。

会社の強制解散申請書は、当該会社自体、当該会社の役員、株主、当該会社の一名以上の債権者またはその他の利害関係人によって裁判所に提出され、またかかる申請書に関し裁判所が行う命令は、当該申請書が当該会社の債権者全員によって提出されたものとして当該債権者全員について適用される。

クラスB規則8.06に定める事由のうち、(b)項に記載する解散事由が発生した場合、会社型スキームは、スキームの参加受益証券の設定および消却の停止を要求され、管理会社は、参加受益証券の販売および買戻しの停止義務を負い、またスキームの認可が取り消された場合、当該会社の取締役は、当該会社の解散決議を審議するため当該事由の発生後1ヶ月以内に当該会社の臨時総会を招集しなければならない。同規則8.06に定めるその他の状況においては、スキームは、その主要書類および適用法に従って解散されなければならない。

会社型スキームの受益者が当該会社の解散決議を可決した場合または裁判所が当該会社の解散命令を行った場合、清算人が任命され、当該会社は営業を停止しなけりばならず、当該会社の取締役は、当該会社のために行為する権限を有さず、当該会社を何ら拘束しない。当該会社の資産を換金し、債権者に支払を行いつつ受益者に対しその各々の権利に従って純資産を分配するのは清算人の義務である。

#### (b) ユニット・トラスト型スキーム

ユニット・トラスト型クラスBスキームの清算は、クラスB規則第8部にのみ準拠し、ユニット・トラスト型スキームは下記の通り同規則8.06に定める事由が発生した場合に解散される。

(a) スキームの認可が撤回された場合(本委員会が特例として別途指示する場合を除く)。

(b) スキームが解散される旨の決議が受益者によって可決された場合。

(c) スキームの満期を延期するとの特別決議の受益者による可決がない場合に当該満期日が到来した場合には解散する旨主要書類に規定がある場合。

(d) スキーム財産の評価額が所定の期間(もしあれば)にわたって主要書類およびスキーム説明書に定める価額以下となり、管理会社が当該スキームの解散を選択する場合には解散する旨主要書類に規定がある場合。

かかる事由が発生した場合、受託会社は、受益証券の設定および消却の停止を要求され、管理会社は、受益証券の販売および償還の停止を要求され、さらに受託会社は、受託会社がスキーム資産の換金を可及的速に行う旨定める規定8.03に従い、当該認可スキームの解散を開始した支払義務を負う一切の債務を適切に支払いかつ解散費用引当金を留保した後、当該換金受取金を受益者に対しそのスキームに対する持分に依り分配する義務を負う。スキームが再編または合併の一環として解散された場合、受託会社は決議または認可された再編もしくは合併の条件に従って、スキームを解散しなければならない。

## 8 ガーンジーにおけるスキーム、管理会社および受益者に対する課税

### (1) ファンド

会社型スキームかユニット・トラスト型スキームかを問わず、クラスBスキームは、ガーンジーの居住者とみなされ、1975年ガーンジー所得税法(改正済)および1989年ガーンジー所得税(免税機関)令(「政令」)(改訂済)に基づく所得税免除資格を有しかつ免税権を取得していない限り、ガーンジーの資産に投資を行わず、会社が税率0%の範囲外の規制された活動に従事しないことを前提として、利益に対して税率0%の所得税の納税義務を負う。ガーンジーに源泉を有する収入以外の収入についてガーンジーでの課税を免除されるファンドは、現在600英ポンドと定められているガーンジー州税務当局への年間納入金の支払に限定される。

政令の規定により納税免除資格を有する機関とは下記の通りである。

- (a) ( ) ガーンジーに設立された投資信託に基づく受益者として公衆が資産の取得、保有、運用もしくは処分による利益または収益に参加する手段を提供する目的で作られた仕組み、またはかかる手段を提供する効果のある仕組みであるユニット・トラスト型投資信託、および、( ) かかるユニット・トラスト型投資信託の受益権を有する会社。
- (b) ( ) ガーンジーにおいて登録された会社型投資信託で、その業務が専らまたは主として資産の取得、保有、運用または処分であり、またその目的がこれらによる利益または収益への公衆による参加の手段を提供することである会社型投資信託、および、( ) かかる会社型投資信託の完全子会社である会社。
- (c) ( ) ガーンジー以外の場所に登録された会社型投資信託で、その業務が専らまたは主として資産の取得、保有、運用または処分でありその設立書類にこれらによる利益または収益への公衆による参加の手段についての定めがあるもの、および、( ) かかる会社の完全子会社である会社。

上記の(a)項、(b)項および(c)項に該当する機関の納税免除資格は、概して、当該機関がその業務に関わる経営上および事務上の業務サービスの提供についてガーンジーの居住者と契約を結んでいなければならないこと、また銀行預金または他の租税免除機関への投資を除き、ガーンジー内にある投資物件またはその他の資産を取得または保有してはならないことである。

所得税法についての税務当局からの一定の承認は、カテゴリ(b)および(c)に該当する会社型投資信託からの免除の条件に適用される。

ガーンジーでは、印紙税またはこれに類似する租税は、ユニット・トラスト型スキームについては課せられないが、会社型スキームには、当該会社の授権株式資本の額面額に対して0.5%の文書税が、最大100万スターリング・ポンドの授権株式資本の額まで課せられる。

## (2) 管理会社

認可スキームの管理会社として行為する免許を受けるためには、管理会社は所得税法上ガーンジーに居住していなければならない。したがって、ガーンジーの資産に投資を行わず、会社が税率0%の範囲外の規制された活動に従事しないことを前提として、純利益に対して税率0%の所得税の納税義務を負う。

## (3) 受益者

ガーンジーに居住していない受益者は、分配金または配当金についてはガーンジーにおける所得税の納税義務を負わない。課税上の目的でガーンジー、オールダニーまたはヘルムに居住する受益者は、(上記(a)項、(b)項および(c)項に該当する場合)非課税団体が支払う分配金について非課税団体による税金控除の適用を受けないが、かかる非課税団体の管理事務代行会社は、居住者である受益者に対して支払われた分配金の詳細を、ガーンジーの所得税に関わる責任者に提出する。受益証券の発行、換金、譲渡または移転に関し、キャピタル・ゲイン税、富裕税、資本移転税、遺産税(検認手数料は除く)または相続税はガーンジーにおいては課せられない。

受益者は、ファンドの受益証券の取得、保有および処分に関して生じる税金およびその他の問題については、各自で専門家の助言を得るべきである。

## 第 4 【その他】

- (1) 交付目論見書の表紙および裏表紙ならびに請求目論見書の表紙および裏表紙に、管理会社もしくは日本における販売会社または販売取扱会社のロゴ・マークまたは各種デザインを使用することがあり、また、ロゴについての説明も記載することがある。
- (2) 交付目論見書の表紙に以下の事項を記載する。
  - ・購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
- (3) 交付目論見書の投資リスク中にその他の留意点として以下の事項を記載する。
  - ・ファンドの受益証券の取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用がない旨
- (4) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。
- (5) 交付目論見書の投資リスクの冒頭に、以下の趣旨の文章を記載することがある。

「各ファンドは、投資先ファンドを通じて、有価証券等に投資を行います。各ファンドの受益証券一口当たり純資産価格は、投資先ファンドおよび投資先ファンドに組み入れられた有価証券等の値動き、為替相場の変動、金利や通貨価値の変動等の影響により上下し、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、投資先ファンドの価格は、投資先ファンドに組み入れられた有価証券の発行者または取引契約の相手方の経営・財務状況の変化ならびにそれらに関する外部評価の変化等により値動きしますので、これにより各ファンドの受益証券一口当たり純資産価格も変動し、投資元本を割り込むことがあります。各ファンドに生じた損益は投資者の皆様に帰属します。各ファンドは元本が保証されている商品ではありません。投資信託は預貯金と異なります。」
- (6) 請求目論見書の表紙裏に以下の事項を記載することがある。

「本書の記載について疑義がある場合、専門的アドバイザーの助言を得ることが推奨される。ファンドの受益証券の価額は上下に変動することがあり、投資者は各自の当初申込金額を実現できない可能性もある。」

## 【別紙A】

## ファンド概要

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド - 米ドル・クラスおよびユーロ・クラス

## 1 投資目的

主として商品取引アドバイザーおよびマネージド・フューチャーズ戦略を利用する多くのヘッジ・ファンドへの選り抜かれた投資により総合的な収益の提供を目指す。ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」である。

## 2 投資方針

インデックスに基づいて測定される、主として商品取引アドバイザーおよびマネージド・フューチャーズ戦略を利用するヘッジ・ファンドへの投資に伴うリスクと同程度の利回り水準の提供を目指す。

いつでも、連結ベースでファンドの総資産額(銀行預金残高ならびに12か月満期を上限とする一覽払いまたは要求払いのレポ取引から生じる請求により構成される流動資産控除後。)の最低3分の2は、直接的または間接的に商品取引アドバイザーおよびマネージド・フューチャーズ戦略に投資される。

## 3 ハードルレート

米ドル・クラス 米ドル3か月物LIBORプラス3.5%(年率)(「インデックス」)

ユーロ・クラス ユーロ3か月物LIBORプラス3.5%(年率)(「インデックス」)

## 4 ファンド概要

( )当初発行価格 : 米ドル・クラス 100.00米ドル

ユーロ・クラス 100.00ユーロ

( )基準通貨 : 米ドル

( )クラス証券の通貨 : クラス証券の名称中の通貨

( )受益証券の形態 : 累積型

( )分配方針 : すべての収益は、「ファンド内で再投資」される。

( )取引日 : 受益証券の申込みの場合、毎暦月最終営業日の5営業日前までに申込みの指図が受領されなければならない(評価時点は、当該暦月の最終営業日午後5時(ガーンジー時間))。

受益証券の買戻しの場合、前暦月最終営業日の5営業日までに買戻しの指図が受領されなければならない(評価時点は、買戻しが行われる当該暦月最終営業日午後5時(ガーンジー時間))

( )最低保有金額および取引単位 :

米ドル・クラス 25,000米ドルまたは管理会社はその裁量で決定する金額

ユーロ・クラス 25,000ユーロまたは管理会社はその裁量で決定する金額

( )決算日 : 毎年7月の最終営業日

( )設立費用は、25,000米ドルまたはクラス証券の通貨で相当額を超えない。

( )申込手数料 : 申込金額の最大3%の当初申込手数料を管理会社の裁量により課することができる。

年間手数料 : 管理報酬料率1.65%、受託報酬0.10%、呼値スプレッド0%、成功報酬は、インデックスの新規超過額の10%である。

## 5 投資制限

(a) ファンドは、選り抜かれたポートフォリオ・マネジャーが運用する確固たるミューチュアル・ファンドまたは会社の持分または株式を直接取得するが、その場合、各投資先ファンドは、通貨、確定日払証券、エクイ

ティ、先物、オプション、ワラントその他適切と思料される商品を含むが、これらに限定されない全種類の資産について相当の持分を保有する。

- (b) ファンドはまた、現金、現金等価物およびその他の短期金融商品を保有することができる。
- (c) 投資期間中に保有されるか、または買戻し、運営費用もしくはその他の費用のために保有される現金は、いずれか一銀行に対するエクスポージャー総額がファンドの純資産総額の20%を超えないよう、承認銀行またはHSBCに預託される。ただし、一金融機関当たり500万米ドルまたは通貨換算相当額未満のエクスポージャーである場合には、この限りでない。
- (d) 各評価時点において、(a)ファンドの純資産総額の最低40%は、月次またはそれ以上の取引頻度において投資先ファンドで保有され、(b)更に、ファンドの純資産総額の40%は、四半期毎またはそれ以上の取引頻度において投資先ファンドで保有されるものとし、加えて、(c)ファンドの純資産総額の20%以下は、四半期毎を上回る取引頻度で投資先ファンド(サイドポケット保有を含む。)で保有されるか、または、クローズドエンド型ファンドの投資証券または持分となるが、かかる投資証券または持分が取引される確固たる市場は存在していない。
- (e) 米ドルに対する通貨ヘッジ・バックを発効させることもさせないこともできる。
- (f) 管理会社または受託会社の関連会社が管理運用するミューチュアル・ファンドまたは投資シンジケートを通じて投資先ファンドに対する持分を取得する場合、管理会社は、報酬の二重取りを回避するため、当該持分について当該関連会社に対して発生する報酬をすべてファンドに還元することを確保しなければならない。
- (g) ファンドは空売りを行ってはならない。ただし、ファンドが投資する投資先ファンドは空売りを実行することができる。

#### スイスにおけるファンドの認可

スイスにおいてファンドが認可されたため、以下の投資制限がまた適用される。

- (a) ファンドは、単一の投資先ファンドが発行する証券の20%を超えて購入または保有してはならない。
- (b) 一投資先ファンドに対する投資は、ファンドの純資産総額の20%を超えてはならない。
- (c) ファンドは、主として他の投資先ファンドに投資する投資目的を有する投資先ファンドに投資してはならない。
- (d) ファンドは、同一の運用者により運用される投資ファンドに対して、ファンドの純資産総額の30%を超えて投資してはならない。
- (e) ファンドは、( )管理会社および/もしくは管理会社の関連会社により直接的もしくは間接的に運用される投資先ファンドまたは( )管理会社と関係を有する投資先ファンドに、ファンドの純資産総額の30%を超えて投資してはならない。( )項において、投資先ファンドがファンドおよび/または管理会社と次のような関連を有する会社により運用される場合、管理会社と関係を有することになる。すなわち、(A)共通の経営もしくは支配を通じて関連する場合、または(B)資本もしくは議決権の10%を超えて保有することにより関連する場合である。さらに、ファンドの純資産総額の30%を上限とする管理会社もしくはその関連会社により運用される投資先ファンドまたは関係を有する投資先ファンドに対する投資は、以下の条件に従って行われる。
  - ( ) ファンドにより当該投資先ファンドに対して申込手数料または買戻手数料は支払われない。
  - ( ) ユニ・フォリオ、管理会社または投資顧問会社が関係を有する当該投資先ファンドから「キック・バック」を受け取ることができない。
  - ( ) 管理会社に対する管理報酬からは、関係を有する当該投資先ファンドがその資産運用または投資について受領する管理報酬相当分が減額され、いかなる場合も0.25%を超えることはない。
- (f) ファンドは、ファンドの純資産総額の20%を超えて、受益証券または投資証券が証券取引所に上場されておらず、公開の規制ある市場において取引されていないクローズド・エンド型投資先ファンドに投資してはならない。また、ファンドは、買戻義務を履行するための十分な流動性を維持できる方法で、投資先ファンドのポートフォリオを運用することを常に確保するものとする。
- (g) ファンドは、無限責任を負うこととなる投資を行ってはならない。
- (h) ファンドは、ワラントその他のファンド受益証券の引受権を発行してはならない。
- (i) ファンドは、不動産を取得してはならない。
- (j) ファンドは、第三者(他のファンドを含む。)のために貸付けまたは保証を行ってはならない。

- (k) ファンドは、商品、骨董品または美術品に投資してはならず、またこれらに投資する目的を有する投資先ファンドに投資してはならない。ただし、投資先ファンドは、例外的な状況で限られた期間において、物理的な商品のポジションを取得せざるをえないことがある。
- (l) ファンドは、マネージド・アカウントに投資してはならない。ただし、「マネージド・アカウントを通じた投資」の項目に定める方法による場合はこの限りでない。

#### 日本証券業協会規則

日本証券業協会の規則の結果、以下の追加の投資制限が適用される。

- (a) 管理会社により運用されているすべてのファンドのために、いずれか一投資ターゲットの発行済株式総数の50%および議決権総数の50%を超えて取得することはできない。この料率は、買付時点で計算することもまたは市場価格で計算することもできる。
- (b) ファンドの純資産総額の15%を超えて、即時に換金できない私募株式または非上場株式などの流動性のない資産に投資することはできない。
- (c) 管理会社が、管理会社自身またはファンドの受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、ファンドの受益者の利益の保護に欠け、またはユニ・フォリオの資産の適切な運用を害する取引は禁止されている。

#### アイルランドにおけるファンドの上場

アイルランド証券取引所へのHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド スターリング・クラスの上場の結果、以下の追加の投資制限がHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドに適用される。

- (a) ファンドの純資産総額の20%を超えて、単一の発行体が発行する証券に貸し出しを行わず、または投資を行わない。ただし、かかる投資が、EUもしくはOECD加盟国の政府機関、または一もしくは複数のEUもしくはOECD加盟国が加盟する国際機関、およびアイルランド証券取引所によりかかる目的で承認されているその他の国が発行または保証する証券に対して行われる場合を除く。
- (b) 投資時点での計算において、ファンドの純資産総額の20%を超えて、単一の取引相手方の信用度または支払能力に曝されることはできない。
- (c) ファンドは、投資先投資対象の発行体の法的支配または経営支配を掌握せず、または掌握しようとしてはならない。

#### 6 ヘッジおよびデリバティブ取引に関する制限

ファンドは、ヘッジのみの目的でデリバティブ取引を利用することができる。ファンドは、投機目的でデリバティブ商品に投資してはならない。ファンドがデリバティブを利用する場合、これらの取引を実効化するための証拠金またはプレミアムの利用可能額は、ファンドの純資産総額の15%を超えてはならない。

#### 7 借入制限

ファンドは、下記の場合、その純資産総額の合計25%までの借入れを行うことができる。

- (a) ( ) 投資先ファンドの売買取引時の決済日不一致のため生じる現金不足をカバーするために1か月間、および( ) 受益者による買戻し資金調達のために3か月間(いずれの場合も、キャッシュ・フローについて関連通貨ヘッジのための資金調達を含む。)
- (b) 投資先ファンドへの追加投資を行う投資目的で、ファンドの純資産総額の最大10%

#### 8 リスク要因とその開示

本書「第二部 ファンド情報、第1ファンドの状況、3 投資リスク、 リスク要因」の項をご参照下さい。

リスク要因とその開示に加えて、ファンドは、一般により大きな投資リスクを伴うものであり、投資経験を有する投資家向けのものであることに留意すべきである。ファンドへの投資が、投資家の資産の大部分を形成するべきではない。



## 9 投資先ファンド

平成26年10月末日現在、純資産総額の10%を超えて投資する投資先ファンドは以下の通りである。

投資先ファンドの名称	Tewksbury Investment Fund Ltd.
運用の基本方針	Tewksbury Investment Fund Ltd.は、広くかつ実質的に制限なく各種の金融商品の取引および投資を行い、広範な種々の市場環境および景気循環を通じ、優れたリスク調整済リターンを獲得することを目的とする。
投資対象	ポートフォリオ・マネジャーは、定量分析に加えてファンダメンタルズなリサーチに基づき、広い範囲の有価証券、デリバティブおよびその他の資産のロングおよびショートのポジションを構築し、独自の投資戦略を実行する。投資対象、取引することのできる市場もしくは戦略またはそれらを実行するために利用される仕組みおよび投資ピークルに、実質的な制限は課されていない。
投資運用会社	Stevens Capital Management LP

投資先ファンドの名称	Winton Futures Fund Ltd.
運用の基本方針	Winton Futures Fund Ltd.は、複合的な成長を通じた長期的な元本成長の達成を目指し、一定の投資制限のもと、分散投資戦略を追求する。
投資対象	Winton Futures Fund Ltd.は、現在、100超の先物市場、1000超の株式、通貨先物取引および株式CFD取引等の関連取引に分散投資している。さらに、Winton Futures Fund Ltd.はキャッシュ・マネジメントの目的で、他の金融商品にも投資する。これらの商品は、主に、短期米国債で構成されることが見込まれるが、政府、企業または他の団体の債券を含むことがある。
投資顧問会社	Winton Capital Management Limited

投資先ファンドの名称	AHL (Cayman) SPC - Class A1 Evolution USD Shares
運用の基本方針	AHL (Cayman) SPCの投資目的は、中期的なキャピタル・ゲインを達成することである。 AHL (Cayman) SPCは、各クラス受益証券の発行により調達される資金をAHL (投資運用会社の投資部門) が実施および運用する単一の戦略または複数の補完的な戦略に対して直接的または間接的に配分することによって、各クラス受益証券に関する自己の投資目的を達成することを追求する。
投資対象	Class A1 Evolution USD Sharesの発行から得られる収益は、様々な商品および株式または債務証券 (投資運用会社またはその関連会社が運用し、AHLエボリューション・プログラムの一部を構成する、規制されているかもしくは規制されていない集団的投資スキームまたはその他のプールされた (一もしくは複数の) ピークルを含むが、これらに限定されない。 ) への投資を通じて、世界中の市場における非効率性を特定する洗練され、かつ、コンピュータ化されたプロセスを採用して運用されるAHLエボリューション・プログラムに充当される。 AHLエボリューション・プログラムは、先物、オプション、先渡契約、スワップ、現物債券、現物株およびその他の取引所内外の金融デリバティブを含みうる、多様な商品ポートフォリオに分散投資する。当該市場は、直接的または間接的にアクセスすることができ、株式、債券、通貨、クレジットおよびコモディティを含むが、これらに限定されない。
投資運用会社	Man Investments Limitedの投資部門であるAHL

投資先ファンドの名称	BlueTrend Fund Limited
------------	------------------------

運用の基本方針	BlueTrend Fund Limitedは、その資産のすべてを(現金またはマネー・マーケットおよび類似のファンドを含む現金等価物で保有される場合を除き) Blue Trend Master Fund Limited(以下「マスター・ファンド」という。)の普通株式に投資する。マスター・ファンドは、資産価額の長期的な上昇の達成を目指す。
投資対象	上場または非上場株式、債券(投資適格債を下回る債券も含まれる。)、その他の集団投資スキーム(オープン・エンド型またはクローズ・エンド型、上場または非上場、レバレッジを利用することもできる。)、通貨、先物、オプション、ワラント、スワップおよびその他デリバティブ商品を含む。
投資運用会社	BlueCrest Capital Management LLP

投資先ファンドの名称	Two Sigma Absolute Return Marco Enhanced
運用の基本方針	Two Sigma Absolute Return Macro Enhanced Cayman Fund, Ltd.の投資目的は、主として、投資運用会社により運用され、複数のモデル主導型投資戦略と投資運用会社独自のリスク・マネジメントおよび執行手法の活用を組み合わせた一または複数の取引主体への投資を通じて、米ドル建の絶対リターンを達成することである。
投資対象	流動性のある金融商品(先物、先物オプション、現物取引、先渡、ETF(株式指数またはセクター指数に係るものを含む。))、外国為替取引、債券、通貨契約、国債、ワラント、オプション(上場オプションおよび店頭オプションのいずれも)、レポ取引、逆レポ取引、スワップ(株式スワップ、商品スワップ、金利スワップ、通貨スワップ、先物類似スワップ、クレジット・デフォルト・スワップを含むすべての種類)、外国為替取引に係るオプション、商品、米国および非米国マネー・マーケット・ファンドおよび短期金融商品(財務省その他の政府機関債、地方債、社債、定期預金、約束手形およびユーロ・ドル・デポジットを含む。)、通貨に係るノンデリバブル・フォワードならびに既存のまたは将来設定されるデリバティブまたは金融商品をいう。)
投資運用会社	Two Sigma Advisers, LLC

## 【別紙B】

## 定義

別途定義されていない本書中の用語は、文脈上必要な場合、信託証書において当該用語に付された意味を有するものとし、またこれを条件として、以下の用語および語句は下記の通りの意味を有する。

「承認銀行」	管理会社が承認する銀行をいう。通常、かかる承認の手続は、HSBCグループのメンバーが、バランスシート上の資産の借り手である他の銀行のクレジット・ラインを決定する場合に用いる方法と同様である。
「営業日」	ガーンジーもしくはロンドンにおいてもしくはファンドの投資資産の管理もしくは運用に関連する主要金融センターにおいて通常営業日とみなされる日、または管理会社がその裁量で決定するその他の日をいう。
「クラスB規則」	1987年法に基づき委員会により制定された2013年認可集団投資スキーム(クラスB)規則をいう。
「委員会」	ガーンジー金融サービス委員会
「転換社債アービトラージ戦略」	一部のヘッジ・ファンドが採用する投資戦略である。詳細については、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 オルタナティブ投資」を参照のこと。
「ディストレスト戦略」	一部のヘッジ・ファンドが採用する投資戦略である。詳細については、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 オルタナティブ投資」を参照のこと。
「デュー・デリジェンス」	様々なヘッジ・ファンドのマネジャーの運用体制、リソース、リスク要因、顧客サービス等を分析するため投資顧問会社により用いられる評価方法をいう。
「適格投資家」	「適格投資家」の見出しのスキームの詳細を記載した項に記載された意味をもつ。
「ユーロ」	単一の欧州通貨単位をいう。「ユーロ」および「€」は、同様に解釈されるべきである。
「債券アービトラージ戦略」	一部のヘッジ・ファンドが採用する投資戦略である。詳細については、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 オルタナティブ投資」を参照のこと。
「ファンド」	ユニ・フォリオのサブ・ファンドをいい、信託証書に別段の記載がない限り、当該サブ・ファンドのすべての受益証券クラスを含む。
「ファンド概要」	ファンドに関する特定情報を記載したファンド情報中の文節を指す。

「ファンド証書」	ファンドの設定に関する管理会社と受託会社間の信託証書の補遺をいう。
「グローバル・マクロ戦略」	一部のヘッジ・ファンドが採用する投資戦略である。詳細については、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 オルタナティブ投資」を参照のこと。
「ヘッジ・ファンド」	ファンド・マネジャーが選択できる商品および戦略に関する高度な柔軟性を主な特徴とするオルタナティブ投資をいう。ヘッジ・ファンドはデリバティブ商品、空売りおよびレバレッジを頻繁に利用する。
「ハイ・ウォーターマーク」	成功報酬が、以前の損失が完全に回復された場合に将来の利益についてのみ支払われることを確保するために設定された費用計算方法をいう。
「受益者」	受益証券の保有者をいう。
「HSBCグループ」	連合王国において設立された会社であるHSBCホールディングス・ピーエルシーの子会社または関連会社をいう。
「投資戦略」	ヘッジ・ファンドにより用いられる資産運用方法をいう。
「1987年法」	1987年ガーンジー投資者保護法(改訂済)をいう。
「レバレッジ効果」	マーケット・エクスポージャーの引上げを目的とする金融商品資産の担保差入れを含む投資戦略をいう。先物およびオプション等のデリバティブの活用も、同様の効果を有する。
「ロング」	値上がりから利益を得る目的で金融資産を保有する投資家のポジションをいう。
「実績期間」	当該暦年をいう。
「投資先ファンド」	ファンドが投資を行うまたは投資を行うことがある投資先ファンド(文脈上認められる場合)をいう。
「信託財産」	信託証書に規定された意味を有する。
「ショート」	より低い価格で買い戻し、これにより値下がりから利益を得る目的で借入資産を売却する投資家のポジションをいう。
「空売り」	より低い価格で買い戻し、これにより値下がりから利益を得ることを目的とする借入資産の売却をいう。
「名義書換事務代行会社」	管理会社が受託会社の同意を得て名義書換に関する事務代行業務を委託したHSBC セキュリティーズ・サービスーズ(アイルランド)リミテッドをいう。

「信託証書」	「リパブリック・ユニ・フォリオ」（現在は「HSBCユニ・フォリオ」）の名称でアンブレラ型ユニット・トラストを設立するための平成26年6月26日に修正された平成11年7月23日付信託証書（随時改訂される。）をいう。
「英国会計基準」	英国で一般に公認の会計原則、または「英国GAAP」をいう。
「英国RDR規則」	個人向け金融商品販売制度改革をいう。2012年12月31日に英国内で発効した金融サービス機構による一連の消費者保護規則であり、金融行為監督機構の規則およびガイダンスのハンドブックの一部を構成する。
「ユニ・フォリオ」	HSBC ユニ・フォリオをいう。
「受益証券」	ファンドの一単位の証券（端数受益証券を含む。）をいう。
「米国人」	本書の目的上、「米国人」は以下のものをいう。 (a) 米国の法律又は規制に基づいて米国の居住者とみなされる一切の自然人 (b) 法主体で、 i 会社、パートナーシップ、有限責任会社またはその他の事業体で、 (A) 当該法主体の非米国代理機関または支店を含む、米国連邦または州の法律に基づいて設立または組織されたもの (B) 設立または組織の所在にかかわらず、主にパッシブ運用（米国外にその主たる営業所を有する非米国の法主体の従業員、役員または主たる債務者のための、従業員給付制度または厚生年金制度以外の、投資会社もしくは投資信託または類似する法主体）のために組織され、 (i) 一または複数の米国人により、直接的または間接的に所有され、当該米国人（商品先物取引委員会規則4.7（a）に適格有資格者として定義されている場合を除く。）が、直接的または間接的に合計10%以上の受益権を有するもの (ii) 米国人がジェネラル・パートナー、業務執行社員、業務執行取締役または法主体の活動を管理する権限を有する地位であるもの (iii) 証券取引委員会に登録されていない有価証券に投資することを主な目的として米国人によりまたは米国人のために設立されたもの (iv) その議決権持分または無議決権持分の50%超が直接的または間接的に米国人により保有されているもの

- (C) 米国に所在している非米国法主体の代理機関または支店であるもの
  - (D) 米国にその主たる営業所を有するもの
  - ii 設立または組織の所在にかかわらず、米国連邦または州の法律に基づいて設立または組織された信託であり、
    - (A) 一または複数の米国人が信託の一切の実質的な決定を管理する権限を有するもの
    - (B) 信託管理事務またはその設立文書が一または複数の米国裁判所の監督に属するもの
    - (C) 財産譲渡者、設立者、受託会社または信託に関する決定に責任を有するその他の者が米国人であるもの
  - iii その者が生存中に居住していた所在にかかわらず、死亡者の遺産であり、その遺言執行者または財産管理人が米国人であるもの
  - (c) 米国の法律に基づいて制定し、施行された従業員給付制度
  - (d) 非米国もしくは米国ディーラーまたは他の受託者が、米国人(上記に定義)のためまたは米国人の勘定で保有している一切の、一任勘定、非一任勘定または類似の勘定(遺産または信託を除く。)
- 本定義の目的上、「米国」はアメリカ合衆国(州およびコロンビア特別区を含む。)、その領土、属領およびその管轄権に属する他の地域を意味する。ファンドにおける投資家の投資後に、当該投資家が米国人になった場合、当該投資家は、(i) ファンドにおいて追加の投資を行うことを制限され、(ii) 可及的速やかに、その受益証券を強制的に買い戻される(適用される法律の要件に基づく。)。管理会社は、随時、上記の制限を放棄または変更することができる。

## 独立監査人報告書

## HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドの受益者各位

我々は、連結総収益計算書、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する連結純資産変動計算書、連結貸借対照表および関連する注記で構成される、2014年7月31日終了年度のHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド(以下「トラスト」という。)およびその子会社(以下、総称して「ファンド」という。)の連結財務書類(以下「財務書類」という。)を監査した。その作成に当たり適用された財務報告の枠組みは、適用される法律および英国会計基準である。

本報告書は、2014年6月5日付レターに詳述されている契約条項および2013年認可集団投資スキーム(クラスB)規則の規則4.02(3)に従い、トラストの受益者だけのために作成される。我々の監査業務は、我々がトラストの受益者に対し、監査報告書への記載が要求されている事項について述べるためにのみ実施される。法律により認められる限りにおいて、我々は、我々の監査業務、本報告書および我々が形成する意見について、トラストおよび一体としてのトラストの受益者以外のいかなる者に対しても責任を負うまたは引受けるものではない。

## 管理会社および監査人のそれぞれの責任範囲

8頁(訳注:原文)に記載されている管理会社の責任に関する記述により詳しく説明されるとおり、管理会社は、財務書類の作成および財務書類が真正かつ公正な概観を提供していることを確認することについて責任を負っている。我々の責務は、適用される法律および国際監査基準(英国およびアイルランド)に従い、財務書類を監査し、意見を表明することである。我々は、これらの基準により、監査実務審議会(APB)の監査人倫理基準を遵守することを義務付けられている。

## 財務書類の監査の範囲

監査には、財務書類中の金額および開示について、不正によるか誤謬によるかにかかわらず、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得るために十分な証拠を入手することが含まれる。これには、会計方針がファンドの状況に見合ったものであり、継続して適用されまた十分に開示されているか否かの査定、管理会社によって行われた重要な会計見積りの合理性の査定、および全体的な財務書類の表示に関する査定が含まれる。さらに、我々は、監査済財務書類との重大な不一致、監査を実施する過程で我々が取得した情報に照らして明らかに著しく不正確または著しく矛盾する情報を洗い出すために年次報告書のすべての財務情報および財務以外の情報を確認する。我々は、明白で重大な虚偽記載または不一致に気付いた場合には、我々の報告書に対する影響を検討する。

## 財務書類に関する意見

我々の意見では、本財務書類は、

- 2014年7月31日現在のファンドの財務状況および同日付で終了した年度の実績について、真正かつ公正な概観を提供しており、
- 英国会計基準に準拠しており、また
- 信託証書に従って適正に作成されている。

## 例外的に報告が要求される事項

該当すると我々が認めた場合に我々の委任契約書の諸条項により報告を要求される以下の事項に関して、我々が報告すべき事項はない。

- 管理会社が適正な会計記録を保持していない。
- 財務書類が会計記録と整合していない。
- 我々の知りうるかつ、信じる限りにおいて、我々の監査のために必要と考えるすべての情報および説明を受けていない。

[署名]

ケーピーエムジー チャンネル アイランズ リミテッド

勅許会計士

グラトニー・コート、グラトニー・エスプラナード

セント・ピーター・ポート

ガーンジー GY1 1WR、チャンネル諸島

日付：2014年11月28日

[次へ](#)



## HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

### INFORMATION ON HSBC UNI-FOLIO

We have audited the consolidated financial statements (the “financial statements”) of HSBC Trading AdvantEdge Fund (the “Trust”) together with its subsidiary (together the “Fund”) for the year ended 31 July 2014 which comprise the Consolidated Statement of Total Return, the Consolidated Statement of Movement in Net Assets Attributable to the Holders of Redeemable Participating Shares, the Consolidated Balance Sheet, and the related notes. The financial reporting framework that has been applied in their preparation is applicable law and United Kingdom Accounting Standards.

This report is made solely to the Trust’s shareholders in accordance with our Terms of Engagement as detailed in our letter of 5 June 2014 and rule 4.02(3) of the Authorised Collective Investment Schemes (Class B) Rules, 2013. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Trust’s shareholders those matters we are required to state to them in an auditor’s report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Trust and the Trust’s shareholders as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

#### *Respective responsibilities of Manager and Auditor*

As explained more fully in the Statement of Manager’s Responsibilities set out on page 8, the Manager is responsible for the preparation of the financial statements and for being satisfied that they give a true and fair view. Our responsibility is to audit and express an opinion on the financial statements in accordance with applicable law and International Standards on Auditing (UK and Ireland). Those standards require us to comply with the Auditing Practices Board’s (APB’s) Ethical Standards for Auditors.

#### *Scope of the audit of the financial statements*

An audit involves obtaining evidence about the amounts and disclosures in the financial statements sufficient to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or error. This includes an assessment of: whether the accounting policies are appropriate to the Fund’s circumstances and have been consistently applied and adequately disclosed; the reasonableness of significant accounting estimates made by the Manager; and the overall presentation of the financial statements. In addition, we read all the financial and non-financial information in the Annual Report to identify material inconsistencies with the audited financial statements, and to identify any information that is apparently materially incorrect based on, or materially inconsistent with, the knowledge acquired by us in the course of performing the audit. If we become aware of any apparent material misstatements or inconsistencies we consider the implications for our report.

#### *Opinion on financial statements*

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view of the state of the Fund’s affairs as at 31 July 2014 and of its result for the year then ended;
- are in accordance with United Kingdom Accounting Standards; and
- have been properly prepared in accordance with the Trust Deed.

#### *Matters on which we are required to report by exception*

We have nothing to report in respect of the following matters where the terms of our engagement letter require us to report to you if, in our opinion:

- the Manager has not kept proper accounting records; or
- the financial statements are not in agreement with the accounting records; or

we have not received all the information and explanations, which to the best of our knowledge and belief are necessary for the purpose of our audit.

KPMG Channel Islands Limited  
Chartered Accountants  
Gategny Court, Gategny Esplanade

## HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

## INFORMATION ON HSBC UNI-FOLIO

St. Peter Port  
Guernsey, GY1 1WR  
Channel Islands

Date: 28 November 2014

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

## 独立監査人報告書

HSBCマネジメント（ガーンジー）リミテッドの株主各位

我々は、連結包括利益計算書、連結貸借対照表、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書および関連する注記で構成される2013年12月31日終了年度のHSBCマネジメント（ガーンジー）リミテッド（以下「当社」という。）およびその子会社（以下総称して「当グループ」という。）の連結財務書類（以下「財務書類」という。）について監査を行った。当該財務書類を作成するに当たり適用された財務報告の枠組みは、適用される法律および国際会計基準審議会（IASB）が発行した国際財務報告基準である。

本報告書は、2008年ガーンジー会社法第262条に準拠して、一体としての当社の株主のためだけに作成される。我々の監査業務は、監査報告書において株主に対し述べることを要求されている事柄を当社の株主に報告するために行われ、それ以外の目的では行われない。法律により許容される限りにおいて、我々は、本監査業務、本報告書または表明する意見について、当社および一体としての当社の株主以外の誰に対しても責任を負うまたは引受けるものではない。

### 取締役および監査人のそれぞれの責任範囲

3頁（訳注：原文）に記載されている取締役の責任に関する記述により詳しく説明されるとおり、取締役は、財務書類の作成および財務書類が真実かつ公正な概観を提供していることについて責任を負っている。我々の責務は、適用される法律および国際監査基準（英国およびアイルランド）に従い、財務書類を監査し、意見を表明することである。我々は、これらの基準により、監査実務審議会（APB）の監査人倫理基準を遵守することを義務付けられている。

### 連結財務書類の監査の範囲

監査には、財務書類中の金額および開示について、不正によるか誤謬によるかにかかわらず、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得るために十分な証拠を入手することが含まれる。これには、会計方針が当グループの状況に見合ったものであり、継続して適用されまた十分に開示されているか否かの査定、取締役会によって行われた重要な会計見積りの合理性の査定、および全体的な財務書類の表示に関する査定が含まれる。さらに、我々は、監査済財務書類との重大な不一致を洗い出し、また監査を実施した際に我々が取得した知識に基づき明らかに不適当であるかまたは重大な不一致がある情報を洗い出すために年次報告書のすべての財務情報および財務以外の情報を確認する。我々は、明白で重大な虚偽記載または不一致に気付いた場合には、我々の報告書に対する影響を検討する。

### 財務書類に関する意見

我々の意見では、財務書類は、

- 2013年12月31日現在の当グループの財務状況および同日をもって終了した年度の包括利益合計について、真実かつ公正な概観を提供しており、
- IASBが発行した国際財務報告基準に従っており、また
- 2008年ガーンジー会社法に適合している。

### その他の事項に関する意見

さらに、我々は20頁（訳注：原文）の資本計算書を検証した。我々の意見では、免許業者（資本適性度）規則第2条に定められている資本要件は、2013年12月31日現在充足されていた。

### 例外的に報告が要求される事項

該当すると我々が認めた場合に2008年ガーンジー会社法により報告を要求される以下の事項に関して、我々が報告すべき事項はない。

- 当社が適正な会計記録を保持していない、
- 財務書類が会計記録と整合していない、または
- 我々の知りうるかつ、信じる限りにおいて、我々の監査のために必要と考えるすべての情報および説明を受けていない。

[署名]

ケーピーエムジー チャネル アイランズ リミテッド

勅許会計士

ガーンジー

2014年5月30日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBER OF  
HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

---

We have audited the consolidated financial statements (the “financial statement”) of HSBC Management (Guernsey) Limited (the “Company”) and its subsidiaries (together the “Group”) for the year ended 31 December 2013 which comprise the Consolidated Statement of Comprehensive Income, the Consolidated Balance Sheet, the Consolidated Statement of Changes in Equity, the Consolidated Cash Flow Statement and related notes. The financial reporting framework that has been applied in their preparation is applicable law and International Financial Reporting Standards as issued by the International Accounting Standards Board (‘IASB’).

This report is made solely to the Company’s member, as a body, in accordance with section 262 of the Companies (Guernsey) Law, 2008. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Company’s member those matters we are required to state to them in an auditor’s report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the Company’s member as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

**Respective responsibilities of directors and auditor**

As explained more fully in the Statement of Directors’ Responsibilities set out on page 3, the directors are responsible for the preparation of the financial statements and for being satisfied that they give a true and fair view. Our responsibility is to audit and express an opinion on the financial statements in accordance with applicable law and International Standards on Auditing (UK and Ireland). Those standards require us to comply with the Auditing Practices Board’s (APB’s) Ethical Standards for Auditors.

**Scope of the audit of the Consolidated financial statements**

An audit involves obtaining evidence about the amounts and disclosures in the financial statements sufficient to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or error. This includes an assessment of: whether the accounting policies are appropriate to the Group’s circumstances and have been consistently applied and adequately disclosed; the reasonableness of significant accounting estimates made by the Board of Directors; and the overall presentation of the financial statements. In addition, we read all the financial and non-financial information in the Annual Report to identify material inconsistencies with the audited financial statements and to identify any information that is apparently incorrect based on, or materially inconsistent with, the knowledge acquired by us in performing the audit. If we become aware of any apparent material misstatements or inconsistencies we consider the implications for our report.

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBER OF  
HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED (continued)

---

**Opinion on financial statements**

In our opinion the financial statements:

give a true and fair view of the state of the Group's affairs as at 31 December 2013 and of its total comprehensive income for the year then ended;

are in accordance with International Financial Reporting Standards as issued by the IASB; and

comply with the Companies (Guernsey) Law, 2008.

### **Opinion on other matters**

We have examined the statement of financial resources set out on page 20 and in our opinion the financial resources requirement specified in Rule 2 of the Licensees (Capital Adequacy) Rules was satisfied at 31 December 2013.

### **Matters on which we are required to report by exception**

We have nothing to report in respect of the following matters where the Companies (Guernsey) Law, 2008 requires us to report to you if, in our opinion:

the Company has not kept proper accounting records; or

the financial statements are not in agreement with the accounting records; or

we have not received all the information and explanations, which to the best of our knowledge and belief are necessary for the purpose of our audit.

KPMG Channel Islands Limited

*Chartered Accountants*

Guernsey

Date: 30 May 2014

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。